

民 主 党 政 策 集

INDEX 2009



The Democratic Party of Japan

民主党

内閣…………… 1

- NPO活動の促進・支援税制…………… 1
- 障がい者差別禁止…………… 1
- 自殺予防対策…………… 1
- 戦後諸課題への取り組み…………… 1
- 靖国問題・国立追悼施設の建立…………… 1
- 危機管理体制の整備…………… 1
- 警察改革…………… 1
- 治安対策…………… 1
- 総合的な銃器犯罪対策の推進…………… 2
- 災害対策…………… 2
- 沖縄政策…………… 2
- アイヌ民族の人権を尊重した総合的施策確立へ…………… 2
- 北方領土問題…………… 2
- 宇宙開発利用体制の再編一元化…………… 2

子ども・男女共同参画 …… 2

- 出産・子育てにかかる経済的・精神的負担の軽減…………… 2
- 月額2万6000円(年額31万2000円)の「子ども手当」創設…………… 3
- 出産時助成金の支給…………… 3
- 子ども家庭政策の一元的取り組み…………… 3
- 保育サービスの充実…………… 3
- 学童保育の拡充…………… 3
- 有害情報から子どもを守る…………… 3
- 子どもたちが安心・安全に生活できる環境整備…………… 3
- 性的虐待・性的搾取から子どもを守る…………… 3
- 児童虐待防止対策の充実…………… 3
- ひとり親家庭への自立支援策の拡充…………… 4
- DV防止法の強化…………… 4
- 生殖補助医療に係わる法整備…………… 4
- 女性も安心な年金制度の確立…………… 4
- ワークライフバランスの実現…………… 4
- 真の男女平等のための基盤づくり…………… 4
- 生涯を通じた女性の健康保障…………… 4
- 男女共同参画の視点に立った国際協調…………… 4
- 選択的夫婦別姓の早期実現…………… 5
- 嫡出推定制度の改善…………… 5

消費者…………… 5

- 地方消費生活相談行政の強化、拡充…………… 5
- 危険情報公表法の制定…………… 5
- 消費者団体訴訟制度の充実と違法収益はく奪制度の創設…………… 5

行政改革…………… 5

- 霞が関改革・政と官の抜本的な見直し…………… 5
- 行政刷新会議の設置による国の事業の見直し…………… 6
- 天下りの根絶…………… 6
- 独立行政法人改革…………… 6
- 公会計改革(特別会計改革等)…………… 6
- 国が行う契約の適正化…………… 6
- 官製談合を撲滅…………… 6
- 地方分権推進と国家公務員総人件費の削減…………… 6
- 公務員制度の抜本改革…………… 6

分権改革…………… 7

- 地域主権の確立…………… 7
- ひもつき補助金の廃止と一括交付金化…………… 7
- 法律や政省令による義務付け・枠付け等の見直し…………… 7
- 新たな地方財政調整・財源保障制度の創設…………… 7
- 国直轄事業の地方負担金制度の廃止…………… 8
- 国と地方の協議の制度化…………… 8
- 住民投票による民意のくみ上げ…………… 8
- 住民自らによるガバナンス形態の決定…………… 8
- 自治体の監査機能の充実強化…………… 8
- 地方の再生…………… 8
- コミュニティの再生・強化…………… 9
- 国民の視点からの公共サービスの見直し…………… 9

政治改革…………… 9

- 企業・団体献金の全面禁止…………… 9
- いわゆる世襲政治からの脱却…………… 9
- 政治資金の透明化…………… 9
- 政治献金の規制強化…………… 9
- 衆議院の定数80削減…………… 10
- 参議院選挙制度の抜本的改革…………… 10
- 選挙権年齢の引き下げ…………… 10
- インターネット選挙運動解禁…………… 10
- 電子投票制度の導入…………… 10
- 永住外国人の地方選挙権…………… 10
- 政治家によるあっせん根絶…………… 10
- 国会審議における官僚依存からの脱却…………… 10
- 首長の多選制限…………… 10

郵政事業・情報通信・放送…………… 11

- 郵政事業の抜本の見直し…………… 11
- NHKの改革…………… 11
- 通信・放送委員会(日本版FCC)の設置…………… 11

- 通信・放送行政の改革…………… 11
- 電波の有効利用…………… 11
- 情報格差の解消…………… 11
- 地上デジタル放送への円滑な移行…………… 11
- インターネットを用いたコンテンツの二次利用促進…………… 12

法務…………… 12

- 法曹養成制度の検証と司法制度改革の推進…………… 12
- 裁判員制度の円滑な実施に向けた環境整備…………… 12
- 行政訴訟制度の第2弾改革で行政に対するチェックを強化…………… 12
- 取り調べの可視化、証拠開示徹底による冤罪防止…………… 12
- 共謀罪を導入せずに国連組織犯罪防止条約を批准…………… 12
- 少年犯罪の防止…………… 13
- 「終身刑」の検討を含む刑罰の見直し…………… 13
- 死因究明制度改革の推進…………… 13
- 再犯防止の取り組みの強化…………… 13
- 性同一性障がい者の人権を尊重…………… 13
- 国籍選択制度の見直し…………… 13
- 成年年齢の18歳への引き下げ…………… 13
- 人権侵害救済機関の創設…………… 14
- 難民認定委員会の創設・難民の生活支援…………… 14
- 人権侵害の救済へ向け国際機関への個人通報制度を導入…………… 14
- 登記所の地図整備を推進…………… 14
- サービスへの強引な取り立て行為への規制…………… 14
- 選択的夫婦別姓の早期実現…………… 14
- 嫡出推定制度の改善…………… 14
- 性的虐待・性的搾取から子どもを守る…………… 14

外務・防衛…………… 14

- 新時代の日米同盟の確立…………… 14
- アジア外交の強化…………… 14
- 日韓両国の信頼関係の強化…………… 14
- 日中関係のさらなる深化…………… 15
- 台湾との交流…………… 15
- 北朝鮮外交の主體的展開…………… 15
- 日露関係の深化…………… 15
- 領土問題の早期解決…………… 15
- 海賊対策と海洋の安全確保…………… 15
- テロ根絶と平和構築に向けて…………… 15
- イスラエル・パレスチナの和平合意に向けて…………… 15
- 欧州・EUとの関係強化…………… 15
- ODAの活用、「人間の安全保障」などへの取り組み…………… 16
- 国連改革…………… 16

- 核廃絶の先頭に立つ…………… 16
- ミサイル防衛への対応…………… 16
- 情報の収集分析・管理保全の適正化…………… 16
- 自衛権の行使は専守防衛に限定… 16
- 国連平和活動への積極参加…………… 17
- 防衛省改革…………… 17

財務・金融 …………… 17

- 財政構造改革の推進…………… 17
- 予算編成のあり方の見直し…………… 17
- 決算のあり方の見直し…………… 17
- 会計検査院改革…………… 17
- 公会計改革(特別会計改革等)…………… 17
- 金融危機への対応…………… 18
- 健全な金融市場の育成…………… 18
- 公開会社法の制定…………… 18
- 包括的な金融サービス・市場法の制定…………… 18
- 中小企業向け金融検査マニュアルの弾力化…………… 18
- 地域金融円滑化法の制定…………… 18
- NPOバンク、小規模な共済の負担軽減…………… 18

税制…………… 18

- 税制改正過程の抜本改革…………… 18
- 税・社会保障共通の番号の導入 …… 19
- 納税者権利憲章の制定と更正期間制限の見直し…………… 19
- 国税不服審判のあり方の見直し… 19
- 所得税改革の推進…………… 19
- 年金課税の見直し…………… 19
- 住宅ローン減税等…………… 19
- 給付付き税額控除制度の導入…………… 19
- 金融所得課税改革の推進…………… 20
- 消費税改革の推進…………… 20
- 法人税改革の推進…………… 20
- 租税特別措置透明化法の制定…………… 20
- 中小企業支援税制…………… 20
- 特定非営利活動法人支援税制等の拡充…………… 21
- 相続税・贈与税改革の推進 …… 21
- 国際連帯税の検討…………… 21
- 個別間接税改革の推進…………… 21
- 酒税・たばこ税 …… 21
- 自動車関連諸税の整理、道路特定財源の一般財源化、地球温暖化対策税…………… 21
- 徴税の適正化…………… 21

文部科学…………… 22

- 日本国教育基本法案…………… 22
- 教育の責任の明確化…………… 22

- 中央教育委員会の設置…………… 22
- 保護者や地域住民等による「学校理事会」の設置…………… 22
- 教育予算の充実…………… 22
- 学校教育環境の整備…………… 22
- 教員の質(養成課程を6年制に)と数の充実…………… 22
- 教育の無償化…………… 22
- 高等教育の機会の保障…………… 23
- 奨学金制度改革…………… 23
- 私立学校の振興…………… 23
- 学習指導要領の大綱化…………… 23
- 教科書の充実…………… 23
- 拡大教科書の充実…………… 23
- 学校安全対策基本法の制定…………… 23
- 学校施設耐震化の促進…………… 23
- スクールカウンセラーおよびガイダンスカウンセラー制度の充実…………… 23
- 大学改革と国の支援のあり方…………… 23
- 大学医学部の充実…………… 24
- 専修・各種学校の充実 …… 24
- 学校図書館の整備等…………… 24
- 生涯学習の充実…………… 24
- インクルーシブ(共に生き共に学ぶ)教育の推進…………… 24
- 国内外における日本語教育の充実…………… 24
- 芸術文化・コミュニケーション教育の充実…………… 24
- 伝統文化の保存・継承・振興…………… 24
- スポーツ基本法の制定…………… 24
- 地域密着型の拠点づくりを推進… 24
- 校庭の芝生化…………… 25
- 地域スポーツリーダーの育成…………… 25
- スポーツ医学振興政策…………… 25
- 世界レベルでのスポーツを推進… 25
- イノベーションを促す基礎研究成果の実用化環境の整備…………… 25
- 科学技術人材の育成強化…………… 25
- 中小企業の研究開発力の強化…………… 25
- 世界最先端の環境エネルギー技術の確立…………… 26

厚生…………… 26

- 国の責任で社会保障制度を維持発展…………… 26
- 医療の安心・納得・安全…………… 26
- 無過失補償制度の創設…………… 26
- 後期高齢者医療制度の廃止と医療保険の一元化…………… 26
- 新しい医療技術、医薬品の保険適用の迅速化…………… 26
- 医師養成数を1.5倍に増加…………… 26
- 現役医師の有効活用策で医療従事者不足を軽減…………… 26
- 臨床研修の充実…………… 26
- 勤務医の就業環境の改善…………… 26

- 医療従事者の職能拡大と定員増… 27
- 救急搬送・救急医療の連携強化 …… 27
- 地域医療を守る医療機関を維持… 27
- レセプトオンライン請求の原則化 27
- がん対策…………… 27
- 安心して産み育てることのできる医療…………… 27
- 歯科医療改革…………… 27
- 新型インフルエンザ対策…………… 28
- 肝炎総合対策…………… 28
- 難治性疾患対策…………… 28
- 被爆者援護…………… 28
- 良質な介護を可能とするマンパワーの充実…………… 28
- 介護サービス基盤の拡充…………… 28
- 家族等介護者に対する実態調査と社会的支援…………… 28
- 障害者自立支援法を廃止し、新たに障がい者総合福祉法を制定…………… 29
- 生活保護制度の充実…………… 29
- 中国残留邦人支援…………… 29
- ホームレス自立支援…………… 29
- 麻薬・薬物対策 …… 29

年金…………… 29

- 「年金通帳」で「消えない年金」… 29
- 公平な新しい年金制度を創る… 30
- 年金受給者の税負担を軽減する… 30
- 年金保険料は年金給付以外に使わない…………… 30
- 社会保険庁廃止と歳入庁創設… 30
- 無年金障がい者救済の拡充…………… 30

労働…………… 30

- 長期安定雇用を基本とする雇用政策…………… 30
- 若年層から中高年層まで職業能力開発支援…………… 31
- 若者の雇用就労支援…………… 31
- 非正規労働者の労働条件確保… 31
- 労働者派遣法の抜本見直し…………… 31
- 最低賃金の大幅引き上げ…………… 31
- 労働契約法に基づく労使紛争の予防と解決…………… 31
- 求職者支援など雇用のセーフティネットの拡充…………… 32
- 内定取り消しを規制する法の整備…………… 32
- 仕事と家庭の両立支援…………… 32
- 募集・採用における年齢差別禁止…………… 32
- ワークライフバランスの実現… 32

農林水産…………… 32

- 農業者戸別所得補償制度の導入… 32
- 畜産・酪農を対象とする所得補償制度の導入…………… 33
- 野菜・果樹等に対する新たな支援措置の確立…………… 33
- 資源管理の強化と「漁業所得補償制度」の創設…………… 33
- 「森林管理・環境保全直接支払制度」の導入による森林吸収源対策等の確実な実行…………… 33
- 直接支払いを通じた農村集落への支援…………… 33
- 漁村集落の活性化…………… 33
- 国家戦略目標としての食料自給率向上…………… 33
- 水田農業の再生と米の安定供給体制の確立…………… 34
- 食の安全・安心に関する行政組織の抜本的改革…………… 34
- 食品のトレーサビリティ(追跡可能性)・システムの導入 … 34
- 食品表示の拡大等…………… 34
- トレーサビリティ(追跡可能性)等とリンクした輸入検疫体制の強化等 34
- 農地総量の目標設定…………… 34
- 農地制度の改革…………… 35
- 農地制度の当面の改革方向…………… 35
- 路網の整備と林業機械の導入による林業経営の安定化…………… 35
- 木材産業の活性化と木質バイオマス利活用の推進…………… 35
- 国有林野事業の改革…………… 35
- 水産に関するトレーサビリティ(追跡可能性)・システムの導入 … 35
- 養殖業・内水面漁業に対する支援 35
- 捕鯨対策…………… 35
- 農山漁村の「6次産業化」…………… 35
- バイオマスを基軸とする新たな産業の振興と農山漁村地域の活性化 36
- 教育、医療・介護の場としての農山漁村の活用…………… 36
- 農山漁村を支える女性の支援…………… 36
- 都市型農業の振興…………… 36
- 諫早湾干拓事業…………… 36
- 農協等の改革…………… 36

経済産業…………… 36

- 中小企業政策の強力な推進…………… 36
- 中小企業憲章の制定…………… 36
- 中小企業支援策としての人材育成・職業訓練の充実…………… 37
- 公正な市場環境の整備・「中小企業いじめ防止法」の制定…………… 37
- 中小企業金融の円滑化…………… 37
- 中小企業の技術力の発揮と向上… 37
- 中小企業の海外進出支援…………… 37
- 中小企業の声に耳を傾ける仕組みづくり…………… 37

- 地域の産業と雇用を守る中小・小規模企業支援税制…………… 37
- 中小企業支援予算3倍増…………… 37
- ものづくり政策の推進…………… 38
- 地域経済の活性化…………… 38
- 中心市街地・商店街の活性化 …… 38
- 知的財産立国の実現…………… 38
- 起業・ベンチャー支援…………… 38
- 事業規制の原則撤廃と次世代競争力の確保…………… 38
- WTO交渉の早期妥結…………… 38
- EPA／FTA(経済連携協定／自由貿易協定)…………… 38
- セーフガード発動の弾力化…………… 39

エネルギー…………… 39

- エネルギー安定供給体制の確立… 39
- 経済と環境との両立を図るエネルギー政策の確立…………… 39
- 原子力政策に対する基本方針… 39
- 安全を最優先した原子力行政… 39

国土交通…………… 39

- 地方の特性を生かした国土政策… 39
- 島しょ部の揮発油税免除など過疎地域対策…………… 40
- 地域活性化に立脚した観光政策… 40
- 人にやさしい地域主権のまちづくり…………… 40
- 高齢化など社会環境に対応したまちづくり…………… 40
- 環境・暮らしにやさしい下水道法等の改正…………… 40
- 「住」の大切さ、可能性を重視した政策の展開…………… 40
- 地球と人に優しい家づくり…………… 41
- 安心取引で中古・リフォーム・賃貸市場を活性化…………… 41
- 木造住宅と国産材の振興で地域に息づく家づくり…………… 41
- 総合交通ビジョンの実現…………… 41
- 交通基本法の制定…………… 41
- 徹底したオープンスカイ政策の推進…………… 41
- 産業政策としての物流…………… 42
- 新たな海洋政策の展開…………… 42
- 国際貨物コンテナ運送における安全の確保…………… 42
- タクシー行政の抜本改革と地域公共交通の活性化…………… 42
- 交通面における環境負荷の軽減… 42
- 鉄道政策と鉄道外交の推進…………… 42
- 道路行政等の抜本改革…………… 43
- 高速道路の無料化…………… 43
- 運輸安全委員会の厳正な運用… 43
- 公共事業改革…………… 43

- 中小建設事業者対策…………… 43
- 大型公共事業の見直し…………… 43
- PFIの促進および検証…………… 43
- 治水政策の転換(みどりのダム構想)…………… 43

環境…………… 44

- 環境政策(全般)…………… 44
- 地球温暖化対策基本法の創設…………… 44
- 実効ある国内排出量取引市場の創設と地球温暖化対策税の創設… 44
- CO₂の「見える化」の推進…………… 44
- 固定価格買い取り制度の導入… 44
- 主導的な気候変動・環境外交の展開…………… 44
- オゾン層破壊防止・フロン回収 … 44
- 環境教育の推進…………… 45
- 環境影響評価(環境アセスメント)制度の拡充…………… 45
- 環境調和型公共事業…………… 45
- 調査・研究、環境保全制度の充実… 45
- グリーン契約…………… 45
- 環境健康被害対策…………… 45
- 水俣病問題対策…………… 45
- 総合的な化学物質対策…………… 46
- カネミ油症被害者対策…………… 46
- シックハウス対策…………… 46
- 殺虫剤による健康被害(化学物質過敏症や急性中等毒)対策…………… 46
- ノンアスベスト社会の実現…………… 46
- アスベスト健康対策…………… 46
- 大気汚染対策…………… 47
- 土壌汚染対策…………… 47
- 水循環の確保…………… 47
- 総合的な廃棄物・リサイクル対策 47
- 廃ハイテク製品含有希少金属の再資源化体制の構築…………… 47
- 最終処分場の恒久的監視体制の構築…………… 48
- 不法投棄事案対策…………… 48
- 漂流・漂着ゴミ対策…………… 48
- 離島の廃棄物対策の推進…………… 48
- 生物多様性の保全(野生生物保護) 48
- クマ被害対策…………… 48
- 自然環境保護…………… 48
- 外来生物対策(移入種対策)…………… 49
- 動物愛護…………… 49
- 循環と共生のまちづくり…………… 49
- 里地・里山の保全…………… 49
- 海岸の保全…………… 49

憲法…………… 49

- 国民の自由闊達な憲法論議を… 49

- 項目名五十音索引…………… 50

内閣

NPO活動の促進・支援税制

特定非営利活動法人をはじめとする非営利セクター（NPOセクター）の育成は緊急かつ重要な課題であり、公益法人制度の見直しとあわせて、これらの活動が社会にしっかりと根付くための努力を続けます。現行の特定非営利活動法人に対する支援税制については、認定要件が厳しかったために、これを利用することができる「認定特定非営利活動法人」は特定非営利活動法人全体（約3.8万法人）の中でわずか95法人にすぎません（2009年7月1日現在）。認定NPO法人制度を見直し、寄附税制を拡充するとともに、認定手続きの簡素化、審査期間の短縮などを行います。

国際NGOについても、その活動を積極的にサポートする努力を続けます。
（※p.21「特定非営利活動法人支援税制等の拡充」参照）

障がい者差別禁止

現行の障害者基本法では、障がいを理由とする差別の禁止が明記されているものの、罰則規定が設けられていないため、実効性・拘束力の面ではなはだ脆弱です。世界では障がいに基づく差別を禁止する法律を持つ国が30カ国以上にのぼっており、わが国の取り組みは遅れています。2006年12月に国連で採択された障害者権利条約の批准に向けて、障がい者制度改革推進本部を設けるとともに、国内関連法の整備および「障がい者差別禁止法」の制定に取り組みます。
（※p.29「障害者自立支援法を廃止し、新たに障がい者総合福祉法を制定」参照）

自殺予防対策

自殺者が11年連続で3万人を上回り、自殺問題への総合的な対策が喫緊の課題です。自殺の多くはその背後に社会的な問題があり、防ぐことができるという観点から、自殺へ至る要因分析や調査、対処方策、情報提供、自殺者の家族・自殺未遂者への支援等を盛り込んだ自殺対策基本法が民主党主導で成立しました。今後も国と地方自治体が一体となって自殺予防対策を推進するよう取り組んでいきます。

戦後諸課題への取り組み

今日の日本の平和と繁栄の陰には、先の大戦において内外に多くの犠牲が存在したことを忘れてはなりません。そのことを念頭に、戦後諸課題の解決に取

り組みます。

北方領土問題を解決して日露平和条約を締結することや、拉致問題を含む諸懸案を解決したうえで日朝国交正常化に取り組むことが重要です。

また、国会図書館に恒久平和調査局を設置する国立国会図書館法の改正、シベリア抑留者への未払い賃金問題、慰安婦問題等に引き続き取り組みます。

靖国問題・国立追悼施設の建立

靖国神社はA級戦犯が合祀されていることから、総理や閣僚が公式参拝することには問題があります。何人もがわだかまりなく戦没者を追悼し、非戦・平和を誓うことができるよう、特定の宗教性をもたない新たな国立追悼施設の設置に向けて取り組みを進めます。

危機管理体制の整備

わが国への侵略、大規模テロ、大規模自然災害などの非常事態に対応するため、情報収集・分析体制を内閣官房に一元化するとともに、危機管理に関する権限を持つ「危機管理庁（仮称）」を創設します。また、非常事態時における首都機能のバックアップ体制について検討を進めます。国内におけるテロの発生にそなえ、原子力施設へのテロ、ハイジャック、核・生物・化学兵器テロ、在外邦人や在日外国人の安全、テロ資金、サイバーテロなど、広範囲にわたる対策を整備します。

警察改革

捜査用報償費等を裏金化していたとされる不正経理や情報の漏洩、警察官による犯罪等さまざまな不祥事が続発し、警察行政への信頼が低下しています。これら警察不祥事に関して公安委員会の存在感は極めて薄く、その役割が改めて問われています。

警察を監督する公安委員会の体制を強化するとともに、その事務を警察自身が行っているという矛盾を解消するため、国家公安委員会・都道府県公安委員会に独立した事務局を設置します。また都道府県知事や都道府県議会による監督の強化や、苦情処理制度を大幅に拡充し、市民の声を反映した警察行政を実現します。

治安対策

検挙率向上のため、日常生活に密着した「地域・刑事・生活安全」にかかる警察機能を拡充します。また、地域社会の防犯活動を支援します。

治安・防犯の確保のためには、警察の捜査能力の向上が必要ですが、その一方で警察権限の無制約な拡大は、捜査権の乱用やプライバシー侵害などの弊

害を招くことが懸念されます。こうしたことが市民の警察捜査に対する不信や非協力につながり、結果として治安の向上に悪影響を生じかねません。防犯カメラ・Nシステム（自動車ナンバー自動読取装置）・DNA鑑定等、新たな捜査手法の利用にあたっては、人権に配慮して運用ルールをしっかりと定めるとともに、個人情報保護の観点からの法規制を含めた検討を進めます。さらに盗聴・盗撮による被害が深刻化していることから、これらの取り締まりを強化します。

総合的な銃器犯罪対策の推進

長崎県佐世保市の散弾銃乱射事件などをきっかけとして、民主党が主張したことにより合法銃の所持許可の欠格事由厳格化などを主な内容とする改正銃刀法が2008年の170回臨時国会で成立しました。非合法銃についても、暴力団関係者等に対する摘発・検挙、密輸入阻止のための水際対策などを徹底し、総合的な銃器犯罪対策を強力に進めます。

災害対策

災害発生後の救急活動や情報伝達、交通規制、応急復旧などを円滑に進めるため、国・地方公共団体・警察・消防・自衛隊・民間企業・ボランティア・NPO等の役割分担、協力体制の整備を進め、行政の危機管理体制を拡充するとともに、民間の諸活動を強力に支援します。また大規模災害に迅速に対応するため、内閣総理大臣の権限を強化するとともに、「危機管理庁(仮称)」を創設、その機能をフルに活用します。

2007年に被災者生活再建支援法が改正され、住宅本体も含め支援金の使途について制限がなくなりましたが、引き続き制度の円滑な運用が図られるよう取り組みます。

全国各地で大規模地震の危険性が指摘され、特に都市部の被害は甚大なものになると予測されています。このような被害を減らすため、既存不適格住宅の耐震改修を進めます。さらにゲリラ豪雨や都市における河川氾濫など、新しいタイプの災害への対策を強化します。

沖縄政策

沖縄は先の大戦で、国内で唯一、地上戦が行われ、数多くの犠牲者を出す悲劇に見舞われました。敗戦後も米軍による占領を経験したうえ、復帰後の経済振興も期待どおりに進んでいません。この状況を重く受け止め、1999年7月に「民主党沖縄政策」、2002年8月に「民主党沖縄ビジョン」を策定し、2005年および2008年には「民主党沖縄ビジョン」を改訂しまし

た。

「民主党沖縄ビジョン」では、従来型の補助金や優遇措置に依存する活性化ではなく、沖縄本来の魅力や特性を最大限活用することを基本的な方向として、経済振興、雇用創出、自然環境政策、教育政策等、沖縄の真の自立と発展への道程を示しています。また地域主権のパイロットケースとして、各種制度を積極的に取り入れることを検討するとともに、ひもつき補助金の廃止・一括交付金化についても、まず沖縄県をモデルとして取り組むことを検討します。沖縄には依然として在日駐留米軍専用施設の多くが集中するなど、県民は過重な負担を強いられています。これらの負担軽減を目指すとともに、基地縮小に際して生ずる雇用問題にはセーフティネットの確保も含め十分な対策を講じます。また、当事者としての立場を明確にするため、在沖米軍の課題を話し合うテーブルに沖縄県など関係自治体も加わることができるよう働きかけます。

アイヌ民族の人権を尊重した 総合的施策確立へ

2008年6月に国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」、2007年の「先住民族の権利に関する国連宣言」を踏まえ、アイヌ民族の人権を尊重し、権利を確立する総合的施策を進展させます。

北方領土問題

わが国固有の領土である択捉島、国後島、色丹島および歯舞群島のいわゆる北方4島の早期返還を目指します。また、経済・文化交流等を通じたロシア国民との信頼醸成、元居住者に対する支援、国民世論の喚起など、返還にむけた環境整備についても積極的に取り組みます。

宇宙開発利用体制の再編一元化

わが国の宇宙開発利用を強力に推進していくために、2009年度中に各省庁の宇宙関係セクションと宇宙航空研究開発機構(JAXA)企画部門を内閣府のもとに再編一元化するとともに、将来的にはJAXAを含む独立した組織の創設を検討します。

子ども・男女共同参画

出産・子育てにかかる 経済的・精神的負担の軽減

子どもを持つすべての保護者が、ゆとりと責任をもって子育てができるよう社会的な支援を強化しま

す。子ども手当や出産時助成金、育児休業給付の充実など、子どもが生まれてから成長していく過程にかかる経済的支援を総合的に充実させます。

男女がともに家族としての責任を担い、健康で仕事とともに自己啓発や地域活動もできるよう、ワークライフバランスの確保を目指します。多様な働き方に応じた保育ニーズへの対応や、学童保育の待機児童解消を進め、保育環境を向上させます。

保健所や児童館などの子育て支援機能を強化し、育児不安や地域での孤立を解消するため、子育て支援相談や子育てを支える地域ネットワークづくりを推進します。

月額2万6000円(年額31万2000円)の「子ども手当」創設

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを応援する観点から、所得税の扶養控除や配偶者控除を見直し、子ども手当を創設します。子どもが育つための基礎的な費用(被服費、教育費など)を保障するため、中学校卒業までの子ども一人あたり、月額2万6000円(年額31万2000円)を支給します。
(※p.19「所得税改革の推進」参照)

出産時助成金の支給

医療保険から給付される現在の出産一時金(2009年10月から42万円)を見直し、国からの助成を加え、出産時に55万円を支給します。
(※p.27「安心して生み育てることのできる医療」参照)

子ども家庭政策の一元的取り組み

子どもや家庭に係わる政策の企画立案、執行機関を一元化します。

子どもや家庭に係わる問題については、幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省、通学路は国土交通省、塾は経済産業省などと多くの省庁にまたがっています。縦割り行政の弊害をなくし、包括的な取り組みを進めます。

保育サービスの充実

保育所入所を待つ待機児童が約4万人いる一方で、幼稚園では定員割れの状況が生じています。待機児童解消に向けて、小・中学校の余裕教室や統廃合などにより使われていない学校施設等を利用した認可保育所分園の増設、家庭的保育制度(保育ママ制度)の積極活用、そして将来にわたって認可保育所の増設を推し進めます。

多様な保育サービスの「量」の確保とともに、幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省という二元行

政を改め、幼稚園と保育所の一本化を推進するなど、就学前の子どもたちにとって質の良い保育環境を提供できる体制の整備に取り組みます。

学童保育の拡充

安全・安心な子どもの居場所づくりのために、学童保育を拡充します。家庭と同じようにすごせる居場所としての学童保育を、適正な規模で、専門の指導員のもと、希望するすべての小学生が入れるように整備します。

有害情報から子どもを守る

残虐な暴力や性暴力などの有害情報から子どもを守るため、書籍の区分陳列や放送時間帯の配慮など、子どもたちが有害情報に触れずにすむ環境をつくります。

また、大人社会のモラルと保護者の責任感を高め、子どもの権利を擁護します。情報化社会に生きる子どもたちが情報の持つ意味を正しく理解し活用できる能力(メディアリテラシー)を高めるような教育を進めます。

子どもたちが安心・安全に生活できる環境整備

家庭や学校、公園やプールなど各種施設での子どもの痛ましい事故や事件を防ぐための安全対策を強化します。

製造者による事故防止情報の公表を促進する「消費生活用製品の危険情報公表法」の制定をはじめ、大人の自転車の補助いすに子どもを同乗させた際の幼児のヘルメット着用義務付け、学校や通学路における犯罪防止のための学校安全専門員の配置などを盛り込んだ「学校安全対策基本法」の制定など、安心・安全に生活できるための環境整備に取り組みます。
(※p.5「危険情報公表法の制定」参照)

性的虐待・性的搾取から子どもを守る

子どもたちを性的虐待や性的搾取から守るため、児童買春・児童ポルノ処罰法を改正します。

児童ポルノの定義の明確化、児童ポルノ取得罪の新設、罰則の全般的引き上げと対象範囲の拡大、被害にあった子どもたちに対する保護規定の見直しやフォローアップ体制確立などを図り、実効性ある内容に充実させることを検討します。

児童虐待防止対策の充実

虐待を受けた子どもたちの保護や虐待防止対策を進めます。

全国の児童相談所が対応した児童虐待に関する相

談が、2008年度には4万2000件を超えるなど、虐待が増加・深刻化しています。また、被害を受けた子どもたちの受け皿も整っていません。保護を必要としている子どもたちへの支援体制や保護者の相談体制を充実させ、児童相談所など関係機関の機能強化を図ります。

ひとり親家庭への自立支援策の拡充

ひとり親家庭が安心して子育てできる環境整備に取り組みます。

子どもと触れ合いながら働ける在宅就労の促進など実効性ある就労の保障、保育所の優先入所などの子育て支援、離婚時の養育費支払いの履行確保策など、就労支援と経済的支援を合わせた総合的な取り組みで、ひとり親家庭に対する自立支援を拡充します。また、児童扶養手当の支給水準の変更を元に戻すとともに、現在対象となっていない父子家庭にも児童扶養手当を支給するため、児童扶養手当法を改正します。さらに、2009年4月に廃止された生活保護給付の母子加算を復活させます。

DV防止法の強化

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）のさらなる強化・充実とともに、性暴力被害者のための迅速で適切な支援体制の整備に取り組みます。

被害当事者や支援者の声を踏まえながら、被害者の保護と自立支援をより実効性あるものとするため、引き続き、母子への総合的な支援策の充実、DV被害者の保護命令制度の拡充、民間支援団体への財政支援強化、加害者更生策や未然防止策を進めます。

生殖補助医療に係わる法整備

代理出産など生殖補助医療のあり方が社会的な問題となっていますが、日本には生殖補助医療に関する法律が存在せず、日本産科婦人科学会の自主規制に頼っているのが現状です。生殖補助医療に関する基本法制定も視野に入れ、取り組みを進めていきます。

不妊治療については、適応症と効果が明らかな治療には医療保険の適用を検討し、支援を拡充します。また、子どもを産まない女性が追いつめられることのないように、多様な選択を認める社会の実現を目指します。

女性も安心な年金制度の確立

すべての人が同じ年金制度に加入することで、就労形態やライフスタイルの変化に対応でき、安心して高齢期を迎えられる年金制度を創ります。

現在の年金制度は、自営業者、被用者、公務員など就労形態によって別々になっており、多くの人が不公平を感じやすい制度となっています。特に女性については、現在の年金制度が個人単位でなく世帯単位であることから起きる大きな不公平感を解消し、安心の新年金制度を創ります。

(※p.30「公平な新しい年金制度を創る」参照)

ワークライフバランスの実現

男性・女性を問わず、すべての労働者が、仕事と家庭生活の両立、健康確保、地域活動、自己啓発など、一人ひとりの意識やニーズに応じてワークライフバランスを保つことのできる社会、すなわち男女ともに仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会を目指します。

(※具体策についてはp.32「仕事と家庭の両立支援」 「ワークライフバランスの実現」参照)

真の男女平等のための基盤づくり

真の男女平等のための基盤づくりを進めます。自立・自律能力の形成を教育目標に据え、職業体験学習、男性の家庭参加促進教育を進めます。

教員、医療・福祉関係、警察官、入管職員など人権に密接にかかわる仕事の従事者への男女平等教育を進めるとともに、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するためクォータ制を含む積極的差別是正措置を講じます。また、雇用の分野における真の男女平等を実現します。

生涯を通じた女性の健康保障

性と生殖に関する女性の権利と健康を守るための施策の拡充を図り、女性が心身ともに健康で生き生きと自立して過ごせるよう、総合的に支援します。

10代の望まない妊娠や中絶を減らし、また性犯罪の被害や加害を防ぐため、男女ともに年齢にふさわしい性教育を行います。

女性と男性の生物学的性差や社会的性差に着目しつつ、女性の心身の症状を診る「性差医療」を拡充します。男女間で発症のしやすさや症状、薬の副作用に差があったり、老年期の健康に悪影響を及ぼしかねない病気について、こうした「性差医療」を考慮した医療が行われるようにします。

(※不妊治療に関してはp.4「生殖補助医療に係わる法整備」参照)

男女共同参画の視点に立った国際協調

世界の紛争地域では、多くの女性と子どもが犠牲となり、被害を被っています。開発途上国においても一般に女性は教育、雇用、健康等の面で男性に比べて

弱い立場におかれています。紛争国や開発途上国で女性の教育水準向上と仕事の充実を図ることは、貧困を是正し、男女格差・国際間格差を解消するために重要な方策です。こうした視点を海外援助に活かすため、政府開発援助（ODA）の予算配分と実施に際して、調査、計画、立案、推進、評価の各段階に男女共同参画の視点を取り入れます。

また、母性保護に関する条約など関係条約の締結や女子差別撤廃条約選択議定書の締結を促進します。（※p.16「ODAの活用、『人間の安全保障』などへの取り組み」参照）

選択的夫婦別姓の早期実現

民法を改正し、選択的夫婦別姓等を導入します。

現在日本では、本人が希望しても夫婦別姓は認められておらず、婚姻した夫婦の96%で女性が改姓していますが、仕事上の事情から結婚前の姓を名乗り続けたい、生来の姓を自己のアイデンティティとを感じるなどのさまざまな理由で夫婦別姓を望む人が選択できる制度を求める声が若い世代を中心に増えています。民主党がこれまで提出してきた民法改正案では、婚外子（非嫡出子）の相続差別をなくすこと、再婚禁止期間を100日に短縮することも盛り込んでいます。

嫡出推定制度の改善

近年問題となっている「戸籍のない子」問題の解決に向け、民法772条の嫡出推定規定等を改正します。

同条は、離婚後300日以内に誕生した子を前夫の子と推定するとしています。しかし、推定をくつがえして真実の父子関係を確定するための「嫡出否認の訴え」は前夫からしか起こせず、それができないために戸籍も持てない子どもが存在するなどの弊害が生じています。

最近の法務省通達によって、離婚後に妊娠したことを医師が証明した場合には前夫の子とせずに出生届が受理されるようになりましたが、別居中に妊娠したケースなどについてはまだ解決されていません。

離婚による婚姻の解消の場合、離婚に先行して事実上の離婚状態にある期間が存在することが社会通念上一般的と考えられることから、こうした事実関係をもとに、一定の条件のもとで推定排除を認める規定を民法、戸籍法に追加します。

消費者

地方消費生活相談行政の強化、拡充

2009年の171回通常国会で消費者庁及び消費者委員会設置法、消費者安全法など消費者関連法が与野党修正協議の結果、成立しました。これまでの省庁縦割り・業者行政に対し、「監視」の視点で横串を通し、消費者目線に立って業者に対する規制権限を適切に行行使する中央行政組織がスタートします。

消費の現場で発生する問題の「相談」「あっせん・解決」を実効的に行う地方消費生活センターの強化、拡充を進めます。そのため、消費生活相談員の権限、地位、処遇の改善について法的整備も含め取り組みます。また、各自治体における地方消費者行政の充実を図るため、条例制定や議会決議を促進する運動を進めます。

危険情報公表法の制定

自動車や回転ドア、公園遊具など、消費者に危害を及ぼすおそれのある製品・物品等に関する情報について、消費者の立場に立って企業に公開を義務付ける「危険情報公表法」を制定します。これにより、一般消費者には製品等の危険情報が迅速に提供され、被害の発生を防ぐことができます。

消費者団体訴訟制度の充実と違法収益はく奪制度の創設

消費生活相談の過半を占める財産被害の救済と、消費者団体訴訟制度を実効性あるものにするのが喫緊の課題です。

消費者の立場に立って消費者団体訴訟を支援し、悪徳業者が違法に収集した財産をはく奪する制度作りに取り組みます。また、消費者契約やカード利用等に関する知識も含め、消費者教育の充実を図ります。

行政改革

霞が関改革・政と官の抜本的な見直し

与党議員が100人以上、大臣・副大臣・政務官等として政府の中に入り、中央省庁の政策立案・決定を実質的に担うことによって、官僚の独走を防ぎ、政治家が霞が関を主導する体制を確立します。なお、政・官の癒着によって公正であるべき行政が歪められることがないよう、政治家と官僚の接触に関する情報公開など、透明性確保のための制度改善を図ります。また各省設置法のあり方を抜本的に見直し、内閣の

意思によって柔軟かつ機動的な省庁再編を可能とするよう改めます。

行政刷新会議の設置による国の事業の見直し

真に国民のためとなり、ムダのない行政をつくるため、各省庁に対して情報提供を求めることができる強力な権限を持った「行政刷新会議(仮称)」を設置し、自治体関係者や民間有識者の意見を踏まえ、国・自治体・民間の果たすべき役割分担の再構成を含め、集中的に国の事業の見直しを行います。

天下りの根絶

独立行政法人・公益法人など4504法人に2万5245人も国家公務員が天下り、天下りを受け入れた団体に対して12兆1334億円(2007年度)もの資金が流れていることが、民主党の要請によって行われた衆議院の予備的調査で判明しました。

役所のあっせんによる天下りは、官製談合や随意契約など税金のムダづかいの原因となっています。そのため、中央省庁による国家公務員の再就職あっせんを禁止するとともに、天下りの背景となっている早期退職勧奨を廃止します。また国家公務員の定年を段階的に65歳まで延長することによって、年金受給年齢まで働ける環境を整えます。

独立行政法人改革

独立行政法人等は、国からの補助金や交付金を使って非効率的な事業運営をしていたり、官僚の天下りの受け皿となるなど、さまざまな問題点を抱えています。このため、独立行政法人等は、原則廃止を前提にすべてゼロベースで見直し、民間として存続すべきものは民営化し、国としてどうしても必要なものは国が直接行います。

天下り受け入れの見返りに業務を独占するなど実質的に各省庁の外郭団体となっている公益法人は、制度改革にあたって廃止します。

独立行政法人の税金のムダづかい体質を改めるため、①各府省の独立行政法人評価委員会委員および各独立行政法人の監事の独立性向上(公務員出身者の就任を制限)②公募による独立行政法人の長の選任③会計監査人の監査対象となる独立行政法人の拡大④独立行政法人の統合時における資産の鑑定義務付け——などを行います。

公会計改革(特別会計改革等)

(※p.17参照)

国が行う契約の適正化

国が2007年度に行った契約のうち、中央省庁等の

幹部OBを天下りとして受け入れている団体に対するものについて、その契約金額の約95%が随意契約によるものであることが判明しました。

国が行う契約の適正化を図るため、会計法を改正し、国による随意契約・指名競争入札について、契約の相手方における天下り公務員の在籍状況や、随意契約・指名競争入札の理由など厳格な情報公開を義務付けます。

契約の事後的検証と是正措置を担う「政府調達監視等委員会」を設置します。また、政府に対して勧告権を有する「行政監視・評価院」(日本版GAO)を国会に設置し、税金のムダづかいを厳しく監視します。

官製談合を撲滅

続発する官製談合を撲滅するため、官製談合防止法の適用対象に公務員OBも含め、天下り先での談合を防止します。公正取引委員会の権限を強化するとともに、省庁等に対する改善措置要求を入札談合防止のためにも行えるようにします。改善措置要求を受けた省庁等には、調査結果および談合防止のために講じた措置の内容を国会等に報告する義務を課します。また、事件ごとに第三者による調査委員会の設置を義務付けます。独占禁止法を改正し、談合を申告した事業者については一定の条件を満たせば課徴金が減免されるなどの措置を拡充することで、談合を摘発しやすくします。

地方分権推進と国家公務員総人件費の削減

真の行政改革のためには、国と地方のあり方を抜本的に見直し、地方分権を進めることが不可欠です。新設する「行政刷新会議(仮称)」(前掲)のもとで、国の役割を大幅に限定して事務事業の多くを地方へ移譲するという観点から事務事業の見直しを集中的に行います。

国の機関の組織および定員は行政刷新会議の提言に基づいて抜本的に改めます。大胆な地方分権等の結果、国家公務員の定数も大幅に減少すること等により、国家公務員総人件費を2割以上削減することが可能になります。

公務員制度の抜本改革

国家公務員制度改革基本法が2008年の169回通常国会で成立し、内閣一元管理による新たな幹部職制度や、政官接触の透明化、多様な人材の登用、能力・実績に応じた処遇の実施等、今後の公務員改革の方向が示されました。しかし、今後個別法の制定など具体化の段階で、既得権益に固執する官僚によりこれらの事項が骨抜きにされるおそれがあります。これらの改革を確実に実施するとともに、天下りあっせ

んの禁止や労働基本権の回復等、残された課題について引き続き取り組みます。

労働基本権は労働者本来の権利であり、重要な労働条件などは当事者抜きに決められてはなりません。しかし、日本の法令および慣行は公務員の労働基本権を制約しており、国際労働機関（ILO）も1965年以降、このような日本の状況がILO条約の規定に違反しているとの厳しい勧告を出しています。公務員の自律的な労使関係を実現するため、職務の特性にかんがみて特に異なる取扱いが必要となる場合を除き、公務員の労働基本権を回復します。その結果、労働条件は民間と同様、交渉で決められるようになります。それに伴い、一般職の公務員には労働契約法や判例法理等に準じた雇用保障制度を導入します。

分権改革

地域主権の確立

住民に一番身近な基礎的自治体を重視した分権改革を推進し、中央集権制度を抜本的に改め、地域主権国家を樹立します。

当面の5～10年間は地域主権国家の礎を築く期間とします。地域主権国家の母体は基礎的自治体（現在の市町村）とし、基礎的自治体が担えない事務事業は広域自治体が担い、広域自治体が担えない事務事業は国が担う、という「補完性の原理」に基づいて改革を進めます。

基礎的自治体については、その能力や規模に応じて、生活に関わる行政サービスをはじめ、対応可能なすべての事務事業の権限と財源を、国および都道府県から大幅に移譲します。例えば、人口30万人程度の基礎的自治体に対しては、現在の政令指定都市と同等レベルの事務権限を移譲します。小規模な基礎的自治体が対応しきれない事務事業については、近隣の基礎的自治体が共同で担う仕組みをつくるか、都道府県が担うこととします。権限の移譲に並行する形で、自治体の自主性や多様性を尊重しながら、基礎的自治体の規模や能力の拡大を目指します。また、大都市制度のあり方を検討する一方で、住民と行政との距離を縮めるため、政令指定都市の区や合併前の市町村などを単位とし、一定の権限を持った自治区を設けられるようにします。

国の役割は、外交、防衛、危機管理、治安、食料・エネルギーを含む総合的な安全保障、教育・社会保障の最終責任、通貨、市場経済の確立、国家的大規模プロジェクトなどに限定していきます。その結果、国会議員や国家公務員も国家レベルの仕事に専念できる

ようになります。国の出先機関である地方支分部局は、その事務を主に都道府県・政令指定都市等に移管することに伴って原則廃止し、国と地方の二重行政を解消します。例えば、現在の地方支分部局の事務事業である河川管理等の広域的対応が必要な事務は、都道府県が連携して対応することとします。

広域自治体については当分の間、現行の都道府県の枠組みを基本とします。都道府県から基礎的自治体への事務事業の移譲に伴い、都道府県の役割は、産業振興、災害対応、河川、基礎的自治体間の調整などに限定されていきます。都道府県等が効率的な運営を図ることなどを目的として、現行制度を前提とする広域連合や合併の実施、将来的な道州の導入も検討していきます。これらについては、地域の自主的判断を尊重します。

その後も基礎的自治体の規模や能力の拡大、広域自治体の役割の整理をさらに図り、将来的には、多様性のある基礎的自治体を重視した地域主権国家を目指します。

ひもつき補助金の廃止と一括交付金化

地方向けの補助金等は、中央官僚による地方支配の根源であり、さまざまな利権の温床となっています。これらの補助金等をすべて廃止して、基本的に地方が自由に使える一括交付金に改めます。真の地方自治を実現する第一歩を踏み出すため、「ひもつき補助金廃止法」を成立させます。

一括交付金のうち、現在の義務教育や社会保障等に関する補助金等に対応する部分は、必要額を確保します。現在の公共事業等の補助金等に対応する部分については、格差是正の観点から財政力の弱い自治体に手厚く配分します。

中央・地方ともに補助金等に関わる経費と人件費を大幅に削減して、財政の健全化にもつなげます。

法律や政省令による義務付け・枠付け等の見直し

自治体が住民のニーズに対応した行政サービスを展開できるようにするため、国が法律や政省令によって自治体を縛りつけている実態を改めます。法律や政省令のうち住民の生活に密接に関係するものについては、法律や政省令の規定を廃止する、もしくは地方の条例で変更できる旨や条例に委ねる旨の規定を法律や政省令に設けます。それにより、地域住民の視点に密着した形で事務事業の基準等を決められるようになります。

新たな地方財政調整・財源保障制度の創設

自治体間の財政格差の拡大、地方の財源不足に対

応するため、新たな財政調整・財源保障制度を創設します。

政府が2004年度から3年間で行った「三位一体の改革」で約5.1兆円の地方交付税および臨時財政対策債を削減したことなどにより、自治体間の格差が拡大し、自治体は厳しい財政運営を迫られています。昨年来の景気後退により、今後、地方の税収が大幅に落ち込むことが予想され、地方財政は一層逼迫することが懸念されています。

自治体間格差を是正し、地方財政を充実させるため、地方交付税制度と一括交付金の統合も含めた検討を行い、現行の地方交付税制度よりも財政調整と財源保障の機能を一層強化した新たな制度を創設します。

国直轄事業の地方負担金制度の廃止

国直轄事業に対する地方負担金制度は、地方の財政状況や事業の必要性に関わりなく、国が地方に一方的に負担を求めるものであり、地方から批判の声が上がっています。同制度を廃止し、地方の負担をなくします。また、廃止により、各自治体に交付する地方交付税の額が減らないように措置します。これにより、自治体が従来負担金に充てていた財源の用途を自由に決定できるようになる効果も期待できます。

国と地方の協議の制度化

国と地方の協議を法制化し、地方の声、現場の声を聞きながら国と地方の役割の見直しなどの地方分権施策を推進します。

これにより、国と地方の関係を「上下・主従の関係」から「対等・協力の関係」に改めます。

住民投票による民意のくみ上げ

住民投票を地域の意思決定に積極的に取り入れるため、「住民投票法」を制定します。

住民投票は住民の意思を確認するために非常に重要な手段であり、適切に利用すれば代議制民主主義を補完して住民の意思を政治に反映する有効な手段となります。

住民自らによるガバナンス形態の決定

地域のことを地域で決める地域主権を確立するため、法律等の画一的な縛りを極力撤廃して、シテイマネージャー制度の導入、地方議会定数や地方議会議員の任期の変更など、地方が独自の判断で自治体や議会の仕組みを決められるようにします。

自治体の監査機能の充実強化

自治体の財政の健全性を高めるため、監査委員のうち一定割合の委員を弁護士、公認会計士、税理士から選任する等により、自治体における監査委員制度と外部監査制度を充実強化するとともに、自治体の公会計制度の整備を進めます。

2007年の166回通常国会で成立した地方財政健全化法により、財政状況の悪い自治体は財政健全化計画等の策定を義務付けられることになったこともあり、自治体の財政の健全化は喫緊の課題です。監査機能を充実強化し財政状況を正確に把握することにより、行政の効率化、財政の健全化を促進します。

また、これにより、入札談合事件、裏金問題、不適切な会計処理を契機とした自治体の財政破綻など、地方行政に対する住民の信頼を低下させる事例をなくす効果も期待できます。

地方の再生

自公政権は地方の財政を急激に圧縮したうえに、地方の景気低迷に対して何ら有効な対策を講じなかったため、地方を疲弊させました。昨年来の景気後退は地方経済をさらに危機的状況に追い込んでいます。地方の自由度を大幅に高めるとともに地方が自由に使える財源を確保することで、地方が主体の地方再生等を支援します。

さらに、国として農林畜産漁業・中小企業の再生等による地方における働く場の確保、医師不足対策の導入等によるセーフティーネットの再構築、暫定税率廃止、高速道路の無料化等による生活コストの削減などに取り組み、過疎地などを活性化して、地方の暮らしの安心を取り戻します。

- 民主党の地方再生に結びつく主な政策
- ・ 農業者戸別所得補償制度の導入 (p.32)
 - ・ 畜産・酪農を対象とする所得補償制度の導入 (p.33)
 - ・ 野菜・果樹等に対する新たな支援措置の確立 (p.33)
 - ・ 資源管理の強化と「漁業所得補償制度」の創設 (p.33)
 - ・ 「森林管理・環境保全直接支払制度」の導入による森林吸収源対策等の確実な実行 (p.33)
 - ・ 直接支払いを通じた農村集落への支援 (p.33)
 - ・ 漁村集落の活性化 (p.34)
 - ・ 木材産業の活性化と木質バイオマス利活用の推進 (p.35)
 - ・ 農山漁村の「6次産業化」 (p.35)
 - ・ 中小企業憲章の制定 (p.36)
 - ・ 公正な市場環境の整備・「中小企業いじめ防止法」の制定 (p.37)

- ・中小企業の技術力の発揮と向上(p.37)
- ・地域の産業と雇用を守る中小・小規模企業支援税制(p.37)
- ・地域経済の活性化(p.38)
- ・医師養成数を1.5倍に増加、現役医師の有効活用で医療従事者不足を軽減(p.26)
- ・地域医療を守る医療機関を維持(p.27)
- ・若年層から中高年層まで職業能力開発支援(p.31)
- ・暫定税率の廃止（「自動車関連諸税の整理、道路特定財源の一般財源化、地球温暖化対策税」p.21、「道路行政等の抜本改革」p.43）
- ・高速道路の無料化(p.43)

コミュニティの再生・強化

住民が単に公的サービスの受け手となるだけでなく、公共サービスの提供者・立案者といった自治の担い手として参画する社会を目指します。特に、地域で行われている高齢者宅の見回りなど、地域住民同士が互助互恵の精神で行う奉仕活動を促進し、過疎地などのコミュニティを再生・強化します。

さらに、コミュニティの中心的な活動主体となりつつあるNPOが自立的に活動できるよう、税制改革等を通じて財政基盤強化のための支援を行います。

国民の視点からの公共サービスの見直し

国民のニーズに合った公共サービスの提供、国・自治体・企業・NPO等の適切な役割分担の実現という課題を解決するため、公共サービス基本法を制定しました。

法律の内容は、①国民が「良質な公共サービスを受容する権利」等を有していること②国・自治体は国民の意見を踏まえて自らの公共サービスを不断に見直すこと③国・自治体は安全かつ良質な公共サービスを提供できるようにするため、公共サービス従事者の労働環境の整備に努めること——などです。

政治改革

企業・団体献金の全面禁止

企業・団体献金を禁止し、政治不信を解消します。政治資金規正法を改正し、その3年後に企業・団体の献金およびパーティー券購入をすべて禁止します。それまでの当面の措置として、①国や自治体と1件1億円以上の公共事業や物品納入等の契約をしている会社等の献金およびパーティー券購入②現在献金のみ禁止されている会社等（国・自治体から補助金や出資等を受けている会社や赤字会社等）のパーティ

ー券購入——などを禁止します。

また、企業・団体がその役職員等に対し、雇用関係等を不当に利用したり、会費相当額を支払うことを約束して政治団体の構成員となることを勧誘し、かつ当該政治団体に献金等をさせることを禁止します。

あわせて、個人献金を普及促進させるため、現在認められている優遇措置に加えて年間千円から5万円までの献金については全額を税額控除の対象とします。また、ネット献金の推進を図ります。

いわゆる世襲政治からの脱却

多様な人材が政治家になることを阻害し、政治を停滞させる原因となっている、いわゆる世襲を制限します。

政治の分野に広く人材を登用するため、現職の国会議員の配偶者および三親等内の親族が、当該議員と同一選挙区から連続して立候補する場合、2009年の総選挙から民主党内のルールにより、この親族を公認しません。

また、資金面での候補者間の不公平を是正するため、①国会議員関係政治団体の代表者を配偶者および三親等内の親族に引き継ぐこと②国会議員関係政治団体の政治資金を配偶者および三親等内の親族個人やその国会議員関係政治団体等に寄附すること——を法律で禁止します。

政治資金の透明化

政治に対する国民の信頼を回復するため、政治資金の実態をガラス張りにして国民の監視のもとにおきます。

具体的には、①政治団体に普通預金等や保有する現金の残高を収支報告書に記載させる②政党本部や政治資金団体の収支報告書に対する外部監査を義務付ける③インターネットによる収支報告書の公開を総務省等に義務付けるとともに政治団体や総務省等が収支報告書等を保存する期間を延長する④政治団体が領収書等を保存する期間を現行の3年から5年に延長する——などを含む、政治資金規正法改正を行い、政治資金の透明化を強く推進します。

政治献金の規制強化

国民から信頼される政治を実現するため、政治献金に関する規制を抜本的に強化します。

民主党が2005年の163回特別国会に提出した政治資金規正法等の一部改正案には、①いわゆる迂回（うかい）献金（政党や政治資金団体を迂回させて寄附を受け取る行為）を禁止する②政治団体から同一の政党・政治資金団体への寄附は年間1億円まで、政党・

政治資金団体以外の同一の政治団体への寄附は年間3000万円までとする③150万円超の寄附の過失による収支報告書等への不記載に対する罰則を創設する④政治団体間の100万円超の寄附に際し銀行振込みを義務付ける⑤広告掲載料の名を借りて政治献金を行う脱法行為を防ぐため、後援会等の機関紙誌への広告費の上限を年間150万円とする——などを盛り込んでいます。

衆議院の定数80削減

政権選択の可能な選挙を実現するため、小選挙区選挙をより重視する観点から、衆議院の比例議席180中、80議席を削減します。

また、1票の較差拡大の原因となっている「基数配分」（小選挙区割りの際にまず47都道府県に1議席ずつ配分する方法）を廃止して、小選挙区すべてを人口比例で振り分けることにより、較差是正を図ります。

参議院選挙制度の抜本的改革

参議院のあるべき姿を踏まえて、2013年をめどに選挙制度の抜本的改革を行います。その際、衆議院に準じて定数を削減します。あわせて、1票の較差が4.858倍（2007年選挙当日の較差）となっていることを踏まえ、選挙制度改革の中で較差是正を図ります。

選挙権年齢の引き下げ

選挙権を18歳から付与する法律を国民投票法に合わせて施行します。

わが国の民主主義をより成熟したものにするためには、国民が政治に参加する機会を拡大し、多様な意見を政治に反映できるようにすることが必要です。（※p.13「成年年齢の18歳への引き下げ」参照）

インターネット選挙運動解禁

政策本位の選挙・カネのかからない選挙の実現、候補者と有権者との対話促進などを目的として、インターネット選挙運動を解禁します。

民主党が2006年の164回通常国会に提出した「インターネット選挙運動解禁法案」を成立させ、政党や候補者に加え、第三者もホームページ・ブログ・メール等インターネットのあらゆる形態を使って選挙運動ができるようにします。インターネット導入に伴って予想される不正行為に対しては、①誹謗・中傷を抑制するためにホームページ等を使って選挙運動をする者の氏名・メールアドレスの表示を義務付ける②「なりすまし」に対する罰則を設ける——など、きめ細かな対応策を講じます。

電子投票制度の導入

地方選挙においてのみ実施可能となっているタッチパネルの電子投票機等を用いて投票する電子投票制度を、国政選挙にも導入することを目指します。

電子投票には選挙事務の効率化、選挙結果の公表の迅速化といったメリットがある一方で、投票データの改ざんや機器の不具合への懸念も示されています。そのため、導入に際しては、不正・事故防止のための措置を設けることを選挙管理委員会等に義務付けるなど必要な対策を合わせて講じます。

永住外国人の地方選挙権

民主党は結党時の「基本政策」に「定住外国人の地方参政権などを早期に実現する」と掲げており、この方針は今後とも引き続き維持していきます。

政治家によるあっせん根絶

現行のあっせん利得処罰法の抜け道をふさぎ、政治家や秘書等によるあっせんを根絶します。

民主党が2004年の159回通常国会に提出した「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案」には、①処罰の対象に公職にある者の親族を加える②犯罪の構成要件から「請託」や「権限に基づく影響力の行使」を外し立件しやすくする③政党支部などを使った「わいろ」の迂回（うかい）を禁止する——などの対策を盛り込んでいます。

国会審議における官僚依存からの脱却

国会審議は、国民の代表である国会議員が行います。国会の委員会審議で大臣に代わって官僚が「政府参考人」として答弁を行う国会審議の官僚依存を改めます。衆参両院の委員会は専ら議員のみで議論を行い、国家公務員、民間人等から意見聴取や資料収集を行う場合には、委員会の下に設置する小委員会で行うこととします。

首長の多選制限

談合事件に絡んで多選の首長が逮捕されるなど、首長の多選に対する批判が高まっています。職業選択の自由など憲法上の問題に留意しながら、地方自治体の首長の4選禁止の制度化について検討していきます。

なお、民主党は既に2001年から4期目以上を目指す知事・指定都市市長に対しては、選挙で推薦しないこととしています。

郵政事業・情報通信・放送

郵政事業の抜本的見直し

現在の郵政事業には、国民生活の利便性が低下していること、地域社会で金融サービスが受けられなくなる可能性があること、事業を担う4社の将来的な経営の見通しが不透明であることなど、深刻な問題が山積しています。

郵政事業における国民の権利を保障し、劣化したサービスを改善するとともに国民生活を確保して地域社会を活性化するため、国営・公社に戻すことなく、以下の郵政事業の抜本的な見直しに取り組みます。①「日本郵政」「ゆうちょ銀行」「かんぽ生命」の株式売却を凍結するための法律（郵政株式売却凍結法案）を可及的速やかに成立させます②郵政各社のサービスと経営の実態を精査し、国民不在の「郵政事業の4分社化」を見直し、郵便局のサービスを全国あまねく公平にかつ利用者本位の簡便な方法で利用できる仕組みを再構築します③その際、郵便局における郵政3事業の一体的サービス提供を保障するとともに、株式保有を含む郵政会社のあり方を検討し、郵政事業の利便性と公益性を高める改革を行います。

「かんぽの宿」等の一括譲渡を通して、処分先決定のプロセスも含め様々な問題があったことが明らかになったため、法改正の必要性を含め、日本郵政が承継した財産の処分等に関して透明性を高める方策を検討します。

NHKの改革

NHK職員によるインサイダー取引など、NHKの信頼を揺るがす不祥事が続出していることにかんがみ、経営改革と体質改善を推進し、NHKが法令順守を徹底するように厳しく監視します。

受信料不払者の存在から来る不公平感の解消と未だ収入に対して比率の高い受信料徴収コストの削減のため、受信料のあり方や、受信料の徴収方法について検討します。

NHKの業務範囲が国民に理解されるものとなるよう、とかく不透明性が問題となる子会社について設置基準を見直して整理を進めるとともに、NHK本体と子会社の契約のあり方についても見直します。また、NHKの各チャンネルの位置づけを再度明確にした上でBS放送波の削減を検討します。

通信・放送委員会(日本版FCC)の設置

通信・放送行政を総務省から切り離し、独立性の

高い独立行政委員会として通信・放送委員会（日本版FCC）を設置し、通信・放送行政を移します。これにより、国家権力を監視する役割を持つ放送局を国家権力が監督するという矛盾を解消するとともに、放送に対する国の恣意的な介入を排除します。

また、技術の進展を阻害しないよう通信・放送分野の規制部門を同じ独立行政委員会に移し、事前規制から事後規制への転換を図ります。

さらに、通信・放送の融合や連携サービスの発展による国民の利益の向上、そしてわが国の情報通信技術（ICT）産業の国際展開を図るため、現行の情報通信にかかる法体系や規制のあり方などを抜本的に見直していきます。

通信・放送行政の改革

近年の技術革新により通信と放送の融合が進展しており、既存の通信・放送に関する法体系の総合的な見直しが課題となっています。現代の通信・放送の融合時代に対応した法制のあり方を検討します。

同時に、多様なメディアが存在する現状にかんがみ、表現の多様性を確保するために、クロスメディア所有（同一の者が新聞・テレビ・ラジオなど複数のメディアを所有すること）の是非も含めたマスメディア集中排除原則のあり方を検討します。

電波の有効利用

産業活性化や新たな技術開発、国民の利便性向上につながるため、有限な資源である電波（周波数）の有効利用に取り組みます。

既存利用者の効率利用と新規需要への迅速な再配分を図るため、①電波利用料に電波の経済的価値を反映させることによる電波の効率利用促進②適当と認められる範囲内でオークション制度を導入することも含めた周波数割当制度の抜本的な見直し——などを行います。

情報格差の解消

インターネットや携帯電話は、災害対策をはじめ、遠隔医療を可能にする、子どもの安全を守るなど、日常生活でも、また企業の活動でも重要になっています。しかし、地域によってはインターネットに接続できる環境の整備が遅れているところがあり、情報格差の拡大が懸念されています。情報ネットワークの構築が遅れている地域に情報格差が生じないように、条件不利地域等に対する整備支援策等を通して、必要な環境整備・支援を行います。

地上デジタル放送への円滑な移行

2011年7月24日に地上アナログテレビ放送は終了

し、地上デジタルテレビ放送のみになります。しかし、地上デジタル放送に対応できるテレビやチューナーを持っている世帯はまだ半数ほどです。また、山間部や離島など、地上デジタル放送が見られない地域も残っています。

地上デジタル放送への円滑な移行のため、①自治体との連携などによるデジタル放送受信に関する相談体制の強化②安価なチューナーの開発促進および経済的弱者に対するチューナーの購入支援③電波が届かない過疎、離島地域などでの中継局設置に対する支援④都市部などで高層ビル等が障害になり電波が届かない場合の共同アンテナ等の設置に対する支援⑤環境に配慮した地上デジタル放送対応機器への買替え促進策導入——など必要な環境整備・支援を行います。

インターネットを用いたコンテンツの2次利用促進

過去に放送されたテレビ番組(コンテンツ)をインターネットで2次利用する場合には、すべての権利者から許諾を得なければならず、2次利用はなかなか進んでいません。インターネット上でのコンテンツの活用を図るため、著作権の保護に配慮しつつ、著作権処理の円滑化に向けて抜本的な検討を進めます。

特に、権利処理が困難な過去のコンテンツの再利用を円滑化するための措置を早急に検討します。

法務

法曹養成制度の検証と司法制度改革の推進

法曹人口の大幅な増加という観点から年間の司法試験合格者を3000人とする目標がたてられ、また法曹の質の向上のため2004年から法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度が導入されました。

しかし、法学未修コース出身者の新司法試験合格率の低迷、修習終了時の考試(二回試験)の落第者の急増、弁護士志望の「就職難」等の問題が指摘されるようになりました。

法曹の質を維持しつつ、適正規模の法曹人口を確保するために、法科大学院、新司法試験、予備試験、法曹人口のあり方等についてプロジェクトチームを設置し検討しています。

また、2006年に業務を開始した日本司法支援センターの地域事務所の整備と法律スタッフ(常勤や当番の弁護士・司法書士)の確保・増員、被疑者国選弁護制度や民事法律扶助制度の充実に取り組みます。

裁判員制度の円滑な実施に向けた環境整備

2009年5月に施行された裁判員制度について、制度への国民の理解が進むよう引き続き広報に努めるとともに、取り調べの全過程の録音・録画による可視化、検察官のすべての手持ち証拠のリストの開示など、裁判員裁判の長期化を防ぎながら公正な裁判を行うために不可欠な環境整備を急ぎます。

さらに裁判員辞退事由の弾力的運用、守秘義務違反に対する罰則適用の限定、死刑判決の評議方法の見直し、裁判員日当の引き上げなど、裁判員となる国民の負担軽減のための制度見直しに早急に取り組みます。

行政訴訟制度の第2弾改革で行政に対するチェックを強化

団体訴訟制度の導入、公金検査請求訴訟の創設などに取り組み行政に対するチェックをさらに実効的に行えるようにします。

2004年159回通常国会で行政事件訴訟法が改正され、義務付け訴訟、差止訴訟の法定や原告適格の拡大など司法による行政へのチェック機能の強化が図られました。一層実効性を高めるために行政訴訟制度の第2弾の改革を進めていきます。

取り調べの可視化、証拠開示徹底による冤罪防止

警察、検察等での被疑者取り調べの全過程についてビデオ録画等による可視化を図り、公正で透明性の高い刑事司法への改革を行います。

最近、富山氷見事件や志布志事件、足利事件などの冤罪事件が相次いで明らかになりましたが、最大の問題は密室での取り調べです。取り調べでの自白の強要による冤罪を防止するため、①裁判で自白の任意性について争いになった際に検証できるよう、取り調べの全過程を録音・録画することを捜査当局に義務付ける②刑事裁判での証拠開示の徹底を図るため、検察官手持ち証拠の一覧表の作成・開示を義務付ける——等を内容とする刑事訴訟法改正を実現します。

共謀罪を導入せずに国連組織犯罪防止条約を批准

共謀罪を導入することなく国連組織犯罪防止条約の批准手続きを進めます。

政府は、国連組織犯罪防止条約を批准するための国内法整備として、共謀罪を新設する法案を繰り返し国会に提出してきましたが、民主党は、共謀罪に反対する国民の広範な世論と連携して法案の成立を阻んできました。共謀罪は、団体の活動として犯罪の遂

行を共謀した者を処罰するものですが、犯罪の実行の着手、準備行為がなくても相談をただけで犯罪となること、およそ国際性とは無縁な犯罪や重大犯罪とまではいえないようなものを含め619もの犯罪が対象となることなど、わが国の刑法体系を根底から覆しかねないものです。条約は「自国の国内法の基本原則に従って必要な措置をとる」ことを求めているにすぎず、また、条約が定める重大犯罪のほとんどについて、わが国では現行法ですでに予備罪、準備罪、幫助犯、共謀共同正犯などの形で共謀を犯罪とする措置がとられています。したがって、共謀罪を導入しなくても国連組織犯罪防止条約を批准することは可能です。

少年犯罪の防止

少年犯罪の防止に向け、家庭、学校など少年を取り巻く環境の整備、早期発見のネットワーク、安心して相談できる仕組み、家庭裁判所の充実強化、保護観察官の増員、少年院・更生施設を出た後の就労・社会復帰支援等の立ち直り支援策の強化等、総合的な対策のさらなる充実を図ります。「非行少年の育ち直し」という少年法の理念を堅持する立場で取り組みます。

「終身刑」の検討を含む刑罰の見直し

死刑存廢の国民的議論を行うとともに、終身刑を検討、仮釈放制度の客観的・透明化をはかります。

死刑制度については、死刑存置国が先進国中では日本と米国のみであり、EUの加盟条件に死刑廃止があがっているなどの国際的な動向にも注視しながら死刑の存廢問題だけでなく当面の執行停止や死刑の告知、執行方法などをも含めて国会内外で幅広く議論を継続していきます。

公訴時効のあり方については、法定刑に死刑が含まれる重罪事案のうち特に犯情悪質な事案について、検察官の請求によって裁判所が公訴時効の中断を認める制度を検討します。

死因究明制度改革の推進

犯罪死体、非犯罪死体の区別なく、変死体（非自然死体）について死因究明をきちんと行うため、「死因究明2法案」の成立を図ります。わが国は約17万体の非自然死体に対し解剖率が約10%にとどまるなど、死因究明制度が諸外国に比べて貧弱であり、犯罪死や事故死を病死や自殺と取り違えるなどの問題が少なからず起きています。周辺調査、医学的調査の精度を高めることにより正確な死因の究明を行い、事故等の再発を防止し、国民の健康と安全を確保します。

再犯防止の取り組みの強化

刑事施設の過剰収容状況の解消、収容者の生活環境改善のための施設・職員体制の整備、適正な医療体制の整備、矯正処遇プログラムの充実、社会復帰に向けた職能教育・就労支援、保護観察体制の充実など、再犯防止の取り組みを強化します。

性同一性障がい者の人権を尊重

性同一性障害者特例法をさらに見直し、未成年の子どもがいても性別の変更ができるようにします。

「心の性」と「体の性」の不一致に苦しむ性同一性障がい者について、一定の条件で戸籍法の「性別記載」の訂正を認める特例法が2003年に全会一致で成立し、2008年には子のいる者についても子が成年に達している場合には性別変更が認められるよう法改正されました。しかし当事者や有識者からは、未成年の子がいる場合でも性別変更を認めるべきとの声が根強く、改正附則の検討条項に従って一層の見直しを進めるべきであると考えます。

国籍選択制度の見直し

重国籍容認へ向け国籍選択制度を見直します。

日本では1984年の国籍法改正により「国籍選択制度」が導入され、外国人との結婚や外国での出生によって外国籍を取得した日本人は一定の時点までに日本国籍と外国籍のいずれかを選択することとなりました。法改正以後出生した者がその選択の時期を迎えており、就労や生活、父母の介護などのために両国間を往来する機会が多い、両親双方の国籍を自らのアイデンティティとして引き継ぎたいなどの事情から、重国籍を容認してほしいとの要望が強く寄せられています。こうした要望を踏まえ、国籍選択制度を見直します。

成年年齢の18歳への引き下げ

民法の成年年齢、少年法の成人年齢を20歳から18歳に引き下げるとともに、その他の分野の法律・制度についても新たに18歳以上20歳未満の者を成年者として取り扱うために必要な法制上の検討・整備を進めます。

2007年に成立した憲法改正国民投票法で投票権年齢が18歳と定められたことに伴い、同法附則で国は公職選挙法の選挙権年齢の18歳への引き下げ、民法の成年年齢の18歳への引き下げ、その他の関係法令について検討し同法が施行される2010年までに必要な法制上の措置を講じることが定められています。（※p.10「選挙権年齢の引き下げ」参照）

人権侵害救済機関の創設

人権侵害を許さずその救済を速やかに実現する機関を創設します。

民主党が2005年の162回通常国会に提出した「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」(人権侵害救済法案)では、内閣府の外局として中央人権委員会、各都道府県に地方人権委員会を設置し、人権侵害に係る当事者への助言・指導などの一般救済手続きと調査・調停・仲裁等の特別救済手続きを行うことができるよう定めています。報道機関による人権侵害については特別救済手続きの対象とはせず自主的救済制度をつくる努力義務を定めています。

難民認定委員会の創設・難民の生活支援

先進国中もっとも冷たく厳しいと言われる日本の入管・難民認定行政、難民への生活支援、難民申請者への処遇を改めるため、「難民等の保護に関する法律」を制定します。

わが国が1981年に批准した難民条約の趣旨の通り適正かつ迅速な難民認定を行うために、難民認定行政を法務省から切り離し、内閣府外局に難民認定委員会を設置するとともに、難民認定申請者や在留難民等の生活の支援に関する法的規定を整備します。国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)が認定した難民は、原則として受け入れることとします。

人権侵害の救済へ向け国際機関への個人通報制度を導入

人権侵害の救済機会を広げるため、国際機関に対し個人が直接に人権侵害の救済を求める制度(個人通報制度)が適用されるよう、政権獲得後速やかに関係条約の選択議定書の批准等の措置をとります。

個人通報制度を規定する人権条約には、女子差別撤廃条約選択議定書、自由権規約選択議定書、拷問禁止条約22条、人種差別撤廃条約14条があります。

登記所の地図整備を推進

明治初期に作成された地図をいまだに登記所の公図として用いていたりにするために、登記所の地図に記された境界(筆界)と現況が著しく異なっている地域が少なくありません。こうした状況を改善するため、地図整備についての国の責任を明確にし、筆界特定手続きの職権開始制度の導入など正確な登記所備付地図の整備を加速します。

サービスの強引な取り立て行為への規制

サービスによる強引な債権回収が社会問題化していることから、サービス法を改正し、禁止される

取り立て行為を明示するとともに罰則を全般的に強化します。

具体的には、①債権回収にあたって債務者の事業の継続・再建、生活の維持、保証人の資力等に留意②保証人に対する債権譲渡等の通知義務を明定③貸金業法に準じ取り立て行為に関する規制内容を明示し罰則を全体的に引き上げる——等の法改正を行います。

選択的夫婦別姓の早期実現

(※p.5参照)

嫡出推定制度の改善

(※p.5参照)

性的虐待・性的搾取から子どもを守る

(※p.3参照)

外務・防衛

新時代の日米同盟の確立

日米両国の対等な相互信頼関係を築き、新時代の日米同盟を確立します。そのために、主体的な外交戦略を構築し、日本の主張を明確にします。率直に対話を行い、対等なパートナーシップを築いていきます。同時に国際社会において、米国と役割を分担しながら、その責任を積極的に果たしていきます。

米国との間で自由貿易協定(FTA)を推進し、貿易・投資の自由化を進めます。

日米地位協定の改訂を提起し、米軍再編や在日米軍基地のあり方等についても引き続き見直しを進めます。

アジア外交の強化

中国、韓国をはじめ、アジア諸国との信頼関係の構築に全力を挙げます。

東アジア共同体の構築を目指し、通商、金融、エネルギー、環境、災害救援、感染症対策等の分野において、アジア・太平洋地域の域内協力体制を確立します。

アジア・太平洋諸国をはじめとして、世界の国々との間で投資・労働や知的財産など、広い分野を含む経済連携協定(EPA)、自由貿易協定(FTA)の締結を積極的に推進します。

日韓両国の信頼関係の強化

東アジアや世界の安定と平和に寄与するために、日韓両国の信頼関係を強化します。

韓国は、6者協議の当事国でもあり、良好な日韓関係の再構築は、北朝鮮による拉致・核・ミサイル問題の解決はもちろん、朝鮮半島の平和と安定のために重要です。東アジアや世界の安定と平和に寄与するため、両国の信頼関係を強化し、さらに日韓中3カ国の強力な信頼・協力関係を構築していきます。日韓FTA締結や竹島問題の解決等に取り組みます。

日中関係のさらなる深化

中国は日本にとって極めて重要な隣国であり、東アジア地域の平和と繁栄のためにも、さらに友好協力関係を促進します。

両国間には、食の安全、人権、環境、エネルギー、軍事力の透明化、東シナ海ガス田開発等の懸案事項が横たわっています。両国首脳間の強固な信頼関係を築きあげ、懸案となっている諸問題に関し、建設的な話し合いによる問題解決を目指します。

北朝鮮の核開発問題等を解決する上でも、6者協議の場や中朝間で中国が一層の建設的役割を果たすよう、働きかけを強化します。

民主党と中国共産党との間で設置した「交流協議機構」を通じ、両党間の継続的な交流・協議を行い、信頼関係を一層緊密なものにします。

台湾との交流

台湾との民間ベースでの経済的・文化的交流を促進します。

2005年、日米安全保障協議委員会の共同発表における共通の戦略目標として、台湾に関する記述がなされました。民主党は、台湾の一方的な独立を支持せず、同時に中国の台湾に対する武力行使については反対します。台湾海峡をめぐる緊張が生じないように中国・台湾にあらゆる予防的働きかけを行うことを最重要課題の一つに位置付けます。その際、1972年の日中共同声明が前提となることは当然のことです。

北朝鮮外交の主体的展開

北朝鮮が繰り返す核実験とミサイル発射は、わが国および国際の平和と安定に対する明白な脅威であり、断じて容認できません。

北朝鮮に大量破壊兵器やミサイルの開発・保有・配備を放棄させるため、米韓中露などの国際社会と協力しながら、国連安保理決議に基づく貨物検査の実施や北朝鮮に対する追加制裁の実施も含め、断固とした措置をとります。

拉致問題はわが国に対する主権侵害かつ重大な人権侵害であり、国の責任においてその解決に全力を尽くします。

日露関係の深化

経済・文化交流の活性化や、資源開発への協力などを通じて、日露関係を深めます。北方領土の早期返還に向けて、粘り強く交渉に臨みます。また、6者協議の当事国として、北朝鮮問題の解決のため、一層の協力を求めます。

領土問題の早期解決

領土問題の解決は、困難を伴うとともに相当の時間を要するものです。わが国が領土主権を有する北方領土・竹島問題の早期かつ平和的解決に向け粘り強く対話を積み重ねます。

海賊対策と海洋の安全確保

海上輸送の安全確保と国際貢献のため、適正な手続で海賊対処のための活動を実施します。

わが国の海賊対策は、一義的に海上保安庁の責務です。海洋の安全確保のため、海上保安庁の体制整備を図ります。ただし、海上保安庁のみでは対応が困難な場合は、シビリアン・コントロールを徹底する仕組みを整えた上で、海賊発生海域に自衛隊を派遣することも認めます。

あわせて、国際間における海上警察の連携の促進、関係諸外国の海上警察の能力の向上のための支援等、海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な国際協力を実施します。

テロ根絶と平和構築に向けて

テロとその温床を除去するためには、「貧困の根絶」と当該国の「国家としての再建」に日本が積極的な役割を果たすべきです。

NGOとも連携しつつ、経済的支援、警察行政改革を含めた統治機構の強化、かんがい事業・医療・物資の輸送を含めた人道復興支援活動等の実施を検討します。

イスラエル・パレスチナの和平合意に向けて

イスラエル、パレスチナの政治情勢の変化を注視しつつ、真の中東和平実現に向けて、イスラエルとパレスチナ間で早期に和平合意が達成されるよう、国連や米国をはじめ関係諸国とともに、双方に積極的に働きかけていきます。また、国際協力機構(JICA)等を通じて行っている対パレスチナ支援を強化し、経済復興や信頼醸成を促進します。

欧州・EUとの関係強化

ユーロ通貨統合やEU拡大など、欧州が新たな動きを見せるなか、わが国と欧州各国やEUとの関係は、政治的にも経済的にもますます重要になってい

ます。欧州における政策動向についての理解を深めるとともに、国際テロ対策での協調、世界貿易機関(WTO)、経済連携協定(EPA)、自由貿易協定(FTA)交渉、環境問題等について、アジア欧州会合(ASEM)や主要国首脳会議(G8)などの場を通じて、相互の連携の強化と深化を図っていきます。

ODAの活用、「人間の安全保障」などへの取り組み

深刻化する世界の貧困問題と「人間の安全保障」の実現は、日本の国際協力分野における最重要課題です。一国だけでは解決できない環境・砂漠化・難民・貧困・感染症問題などの「人間の安全保障」への取り組み、ミャンマーやジンバブエをはじめとした国々の民主化を支援します。

政府開発援助(ODA)を抜本的に見直し、相手国の自然環境の保全と生活環境の整備に重点的に援助することで、日本が地球環境の保全で世界をリードする地位を築いていきます。また、情報公開や外部監査・業務評価を徹底させ、透明性・効率性を確保するとともに、他の援助国・国際機関等との協調・連携を深めることで、援助対象国のニーズに合った無駄のない援助を行います。ODAを補完するための新たな資金メカニズムも検討します。

特にアフリカに対する重点的な支援も重要であり、各国と協調し、2015年までのミレニアム開発目標(MDGs)の達成に向けて、日本の行動計画の策定やODAの積極活用を含む支援強化を図ります。

国際協力においてNGOの果たす積極的な役割を評価し、開発援助政策の策定・実施への参画拡大など連携を強化します。

(※p.5「男女共同参画の視点に立った国際協調」参照)

国連改革

国連には、紛争解決能力の限界や非効率な運営などの問題が指摘されています。日本は、国連が国際の平和、安全と繁栄に対してしっかりと機能するよう、国連改革に主体的・積極的な役割を果たすべきです。膠着した国連改革を抜本的に立て直し、安保理の構成や拒否権の見直し、敵国条項の撤廃を求めるとともに、国内世論と加盟国の支持を前提にわが国の常任理事国入りを目指します。また、国連との連携強化という観点から、日本人国連職員の増加を求めていきます。

核廃絶の先頭に立つ

唯一の被爆国として、世界の核廃絶に向けて日本が先頭に立ち、行動します。わが国が主導して、核保

有国の理解を求め、非核保有諸国やNGO等と連携を取りつつ、核軍縮の取り組みと実効性ある査察体制の確立を含む核不拡散体制の強化を積極的に進めます。2009年4月、オバマ米大統領が「核のない世界」に関するスピーチを行った機会を捉え、2010年に予定されている核不拡散条約(NPT)再検討会議において、NPT体制の維持・強化に向け主導的役割を果たします。

米印原子力協定をめぐり、NPT未加盟のインドに対する輸出規制の例外扱いを認めることは、NPT体制の形骸化を招くと同時に、NPT未加盟のパキスタンやイスラエル、NPTを脱退して核開発を進める北朝鮮、NPTに加盟したままウラン濃縮活動を続けるイランに誤ったメッセージを送ることになりかねません。インドにNPT加盟を強く求めると同時に、国際社会に働きかけ、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効や兵器用核分裂性物質生産禁止(カットオフ)条約の推進、北東アジア地域の非核化など、核廃絶・核軍縮・核不拡散への努力を継続していきます。

ミサイル防衛への対応

ミサイル防衛は、その必要性を踏まえ、抑止的・政治的効果や、日米同盟強化、技術的可能性、費用対効果など総合的な検討を加えることが必要です。2009年4月の北朝鮮によるミサイル発射の際には、万が一の事態に備え、初めて迎撃ミサイルの実戦配備が行われました。ミサイル発射情報の誤探知や情報伝達体制の不備など、明らかになった問題を踏まえつつ、自衛権行使のあり方も含め、シベリアン・コントロールを徹底する見地から、国会の関与、国民への公表、迎撃の原則等について、さらに検討します。

情報の収集分析・管理保全の適正化

専守防衛を国是とするわが国にとって、情報収集・分析・対応能力の向上は喫緊の課題です。不審船・武装工作船やミサイル発射の意図、北方領土での漁船拿捕(だほ)など、わが国に対する脅威、威嚇を事前に察知し、専門家による継続的かつ総合的で徹底的な情報収集・分析を行う組織の抜本的な強化が必須です。

一方、国民の安全やシベリアン・コントロールを確保していく見地から、情報の開示基準や保全のあり方を見直し、情報管理の適正化を図ります。

自衛権の行使は専守防衛に限定

日本国憲法の理念に基づき、日本および世界の平和を確保するために積極的な役割を果たします。自衛権は、これまでの個別的・集団的といった概念上

の議論に拘泥せず、専守防衛の原則に基づき、わが国の平和と安全を直接的に脅かす急迫不正の侵害を受けた場合に限り、憲法第9条にのっとり行使することとし、それ以外では武力を行使しません。

国連平和活動への積極参加

国連は二度にわたる大戦の反省に基づき創設された人類の大いなる財産であり、これを中心に世界の平和を築いていかなければなりません。

国連の平和活動は、国際社会における積極的な役割を求める憲法の理念に合致し、また主権国家の自衛権行使とは性格を異にしていることから、国連憲章第41条および42条によるものも含めて、国連の要請に基づいて、わが国の主体的判断と民主的統制の下に、積極的に参加します。

防衛省改革

防衛省の抜本的な立て直しが喫緊の課題です。まずは、シビリアン・コントロールの徹底と防衛調達 の透明化、オフセット取引(武器等の輸出の際に相手国政府または企業に対して経済的な補償を約束するもの)の検討を含む適正化に取り組みます。

自衛隊員の充足率を高めるため、自衛隊の活動の国民への理解を図ります。

財務・金融

財政構造改革の推進

財政健全化のために、国・地方の基礎的財政収支の黒字化を図り、債務残高GDP(国内総生産)比を着実に引き下げます。

具体的には、政治主導の予算編成による予算の全面組み替え、地方分権の推進、不要不急・非効率な事業の廃止と国民ニーズに即した政策への予算の重点配分を進めます。

また、税財源だけではなく、年金保険料のムダづかいを是正するため社会保険庁を廃止・解体し、業務を国税庁に吸収させて、歳入庁を設置します。

あわせて、資金調達コストの最小化、計画的な債務償還を行うため、債務管理庁の設置を検討します。

予算編成のあり方の見直し

民主党政権では、国民を代表する政治家が自ら予算を編成します。

現在の予算編成は、省庁縦割りで「対前年度比」という考え方で行った内容を単に持ち寄ったものにとすぎません。民主党政権では、官邸に各省の大臣などを集め、予算編成の基本方針を決定し、省庁ごとに政

治家が主導で予算を編成します。このようなシステムに転換してこそ、ムダな公共事業の削減や縦割り行政の弊害をなくし、民意を反映した未来志向の予算が実現できると考えます。

決算のあり方の見直し

決算も予算と同程度の詳細な資料提出を義務付け、厳格なチェックを行います。

予算については予算決算及び会計令(予決令)で、予算提出後の各日明細書の財務大臣への送付が義務付けられていますが、決算については規定がありません。つまり、予算の積算が適正だったか否かは、決算を見ても評価できないのが現状です。

予決令を見直し、歳出予算について財務大臣への送付が義務付けられている各日明細書と同レベルの書類を決算についても財務大臣へ送付することを義務付け、決算を精査することによって予算の積算が適正だったかをチェックできるようにします。

会計検査院改革

会計検査院の独立性向上、会計検査の公正中立性確保、検査業務の透明性向上のため、会計検査院法を改正します。

会計検査院の独立性向上、会計検査の公正中立性確保の観点から、各省庁、国が2分の1以上出資している法人等(必要的検査対象機関)の職に就いたことがある者を、検査官の任命可能対象者から原則除外します。

同時に、検査業務の透明性向上のため、①実地検査した事項と結果を検査報告に掲記する②不当事項等への対応のフォローアップ等を行う③懲戒処分が要求可能な場合の要件を「故意又は重大な過失」から「故意又は過失」に拡大する④国民が会計検査院に違法又は不当な事実を申し出て措置を要請することを可能とする——等の法改正を行います。

公会計改革(特別会計改革等)

複雑かつ情報開示が不十分な国の会計および財務内容を透明化する改革を行い、適切な予算編成・効率的な行政を推進します。

予算編成過程を原則として公開するとともに、執行を厳格に管理します。

一般会計、特別会計について、発生主義・複式簿記による財務書類等の作成及び財務情報の開示を法定化し、提出時期を前倒しする「公会計法」を制定します。

特別会計制度は、国の財政状況をわかりにくくし、また各省庁の「隠れた財布」となって、巨額のムダづかいの温床となっています。このムダづかいを止め

るために、特別会計をゼロベースで見直し、最終的には「財政再建特別会計」「交付税特別会計」等に簡素化します。

また、不正経理の防止の徹底を図るため、①予算執行職員の弁償責任の範囲を広げる（「故意又は過失」に拡大、除斥期間の規定の削除）②予算執行職員に係る懲戒処分の要求を会計検査院の義務とする——等を内容とする法改正を行います。

金融危機への対応

米国に端を発する金融危機は、わが国企業・家計の資金繰りにも深刻な影響を与えています。企業・家計の資金繰りを支えるため、①信用保証の対象業種を拡充する②中小企業向け検査マニュアルを弾力化する（利払いが行われている限りにおいては不良債権に分類しないようにする等）③住宅ローン等の返済条件緩和を支援する——などの対策を迅速に講じます。

健全な金融市場の育成

証券取引等監視委員会を改編し、独立性が高く、強力な権限を有し、幅広い金融商品取引を監視する「金融商品取引監視委員会」（日本版FSA）を創設するとともに、人材育成に努めます。

日本の金融市場の国際的な地位向上を図り、経済を活性化するためには、「貯蓄から投資へ」の流れを加速させることが重要です。そのために、投機筋にかく乱されない健全で信頼される市場を構築します。

公開会社法の制定

株式を公開している会社等は、投資家、取引先や労働者、地域など様々なステークホルダー（利害関係者）への責任を果たすことが求められます。公開会社に適用される特別法として、情報開示や会計監査などを強化し、健全なガバナンス（企業統治）を担保する公開会社法の制定を検討します。

包括的な金融サービス・市場法の制定

多様な金融商品が開発・販売されるようになり、金融商品に関するトラブルが後を絶ちません。銀行・証券・保険・商品（現物・先物）会社等によって販売されるすべての金融商品に対する包括的・横断的な投資家保護法制の整備を図ります。

中小企業向け金融検査マニュアルの弾力化

中小企業金融の円滑化を図るために、担保に偏らずキャッシュ・フローに重点を置いた融資を推奨するとともに中小企業向け検査マニュアルの弾力化措置（利払いが行われている限りにおいては不良債権

に分類しないようにする等）等を講じ、貸し渋り、貸しはがしを解消させます。

地域金融円滑化法の制定

地域への貢献度や中小企業に対する融資条件などの情報公開を通じて、金融機関同士の健全な競争と経営を促すために、「地域金融円滑化法」を制定します。

NPOバンク、小規模な共済の負担軽減

市民から資金を集め、福祉や環境などの地域活動に融資するNPOバンクのような小規模・非営利法人について、貸金業法の資産要件の適用除外とします。

営利を目的とせず、保険会社が扱いにくい特定リスクに対応した保険や低廉なリスク移転手段などを提供し、一定の社会的意義を有する小規模・短期の「自主共済」については、規制の厳しい保険業法上の「保険業」とは区別します。

税制

税制改正過程の抜本改革

税制改正について「公平・透明・納得」という納税者の視点に立った原則の下で政治主導の政策決定を行うとともに、政策決定の過程も透明化します。

これまでの税制改正議論は、与党税制調査会、政府税制調査会、経済財政諮問会議によってバラバラに行われてきました。特に、与党税制調査会は不透明な形で政策決定を行い、既得権益の温床となってきました。

与党内の税制調査会は廃止し、財務大臣の下に政治家をメンバーとする新たな政府税制調査会を設置し、政治家が責任を持って税制改正作業及び決定を行います。地方税については、地方6団体、総務大臣、新たな政府税制調査会が対等の立場で協議を行います。従来の政府税制調査会は廃止し、代わりに税制の専門家として中長期的視点から税制のあり方に関して助言を行う専門家委員会を新しい政府税制調査会の下に置きます。これら意見集約の過程は公開を原則とします。

国会における審議も充実させるため、衆参両院に税制を中心に社会保険料等も含めた歳入全般の議論を行う常任委員会として「歳入委員会」を新設します。衆参両院の次年度税制改正の議論に基づいて、政府は予算の編成を行います。

税・社会保障共通の番号の導入

厳しい財政状況の中で国民生活の安定、社会の活力維持を実現するためには、真に支援の必要な人を政府が的確に把握し、その人に合った必要な支援を適時・適切に提供すると同時に、不要あるいは過度な社会保障の給付を回避することが求められます。このために不可欠となる、納税と社会保障給付に共通の番号を導入します。

納税者権利憲章の制定と更正期間制限の見直し

国民の納税者としての意識を高め、より強固な民主主義を構築していくための第一歩として、確定申告を原則とし、給与所得者については年末調整も選択できるという制度を導入します。また、これを実現するにあたって、納税者の権利を明確にするために「納税者権利憲章」を制定します。

納税者の権利を守るための具体的な改革として、納税額の更正等の期間制限が課税庁からの更正と納税者からの修正で異なる点について見直していきます。特に課税庁の増額更正（事後的な納税額の増額）の期間制限が5年であるのに対して、納税者からの更正の請求（事後的な納税額の減額）の期間制限が1年であることは納税者の理解を得られにくく、早急に見直しが必要です。

国税不服審判のあり方を見直し

納税者の権利を重視し、国税不服審判所のあり方や手続きを見直します。

税が議会制民主主義の根幹であることを考えれば、個別の課税事案に対して納得できない納税者の主張を聞く国税不服審判所は極めて重要な機関です。しかし現状は、この重要な役割を果たすには十分ではありません。特に、その機能を果たすために最も重要な審判官の多くを財務省・国税庁の出身者が占めていることは問題です。

そのほかにも証拠書類の閲覧・謄写が認められていないなどの問題があることから、国税審判のあり方やその手続きについて、納税者の権利を十分に確保することを基本に見直します。

所得税改革の推進

相対的に高所得者に有利な所得控除を整理し、税額控除、手当、給付付き税額控除への切り替えを行い、下への格差拡大を食い止めます。

所得控除は、結果として高所得者に有利な制度となっています。例えば、扶養控除（一般）は子育て支援の機能を有していますが、同じ38万円の所得控除を適用した場合、高所得者が10万円を超える減税にな

るのに対して、低所得者では2万円の減税にもなりません。

一方、所得の高低に関係なく税額から一定額を差し引く税額控除や所得控除から手当への切り替えは中・低所得者に有利な政策です。

給付付き税額控除は、税額控除の額より税額が低い場合、控除しきれなかった額の一定割合を給付するものであり、税額控除と手当の両方の性格を併せ持つ制度です。

これらの政策を適切に組み合わせることにより、下への格差拡大を食い止めます。

人的控除については、「控除から手当へ」転換を進めます。子育てを社会全体で支える観点から、「配偶者控除」「扶養控除（一般。高校生・大学生等を対象とする特定扶養控除、老人扶養控除は含まない。）」は「子ども手当」へ転換します。また、その際は、年金生活者の負担増とならないよう、年金課税の見直しも行います。

給与所得控除については、特定支出控除を使いやすい形にするとともに、現在青天井となっている適用所得の上限を設ける等の見直しを行います。

年金課税の見直し

「公的年金等控除」「老年者控除」は、平成16年度改正以前の状態に戻します。「公的年金等控除」について、65歳以上の方の最低保障額を120万円から140万円に引き上げるとともに、50万円を所得控除する「老年者控除」を復活させます。ただし、適用には所得制限を設けます。本措置により、配偶者控除を整理した場合でも、年金生活者の負担増にはなりません。

住宅ローン減税等

住宅ローン減税については、いたずらに最大控除可能額を拡大するのではなく、バリアフリー化や省エネなどの社会ニーズの高い分野に対して重点的な負担軽減策を講じます。また、自らの資金で住宅を新築・購入した場合でも、住宅ローン減税と同程度の負担軽減を受けることができる制度（投資減税）を創設し、団塊世代などの建て替えやリフォームのニーズに応えます。

生損保など民間保険会社の保険料控除については、社会保障制度を補完する遺族・医療・介護・老後（年金）といった保険商品に対応した、新しい保険料控除制度を創設した上で、所得控除限度額を所得税において15万円程度に引き上げます。

給付付き税額控除制度の導入

相対的に高所得者に有利な所得控除を整理し、必要の人に確実に支援ができる給付付き税額控除制度

を導入します。

生活保護などの社会保障制度の見直しと合わせて、①基礎控除に替わり「低所得者に対する生活支援を行う給付付き税額控除」②消費税の逆進性緩和対策として、基礎的な消費支出にかかる消費税相当額を一律に税額控除し、控除しきれない部分については給付をする「給付付き消費税額控除」③就労への動機付けのため、就労時間の伸びに合わせて「給付付き税額控除」の額を増額させ、就労による収入以上に実収入が大きく伸びる形で「就労を促進する給付付き税額控除」——のいずれかの目的若しくはその組み合わせの形で導入することを検討します。ただし、不正還付・不正受給を防ぐためにも所得の正確な把握が必要であり、納税と社会保障給付に共通の番号制度の導入が前提となります。

なお、税額控除額全額を控除するだけの税額がなく、給付を受けることになる場合は、その給付額はまずは年金や医療等の社会保険料負担分と相殺することを検討します。

金融所得課税改革の推進

本来すべての所得を合算して課税する「総合課税」が望ましいものの、金融資産の流動性等にかんがみ、当分の間は金融所得については分離課税とした上で、損益通算の範囲を拡大することとします。証券税制の軽減税率については、経済金融情勢等にかんがみ当面維持します。

消費税改革の推進

消費税に対する国民の信頼を得るために、その税収を決して財政赤字の穴埋めには使わないということ約束した上で、国民に確実に還元することになる社会保障以外に充てないことを法律上も会計上も明確にします。

具体的には、現行の税率5%を維持し、税収全額相当分を年金財源に充当します。将来的には、すべての国民に対して一定程度の年金を保障する「最低保障年金」や国民皆保険を担保する「医療費」など、最低限のセーフティネットを確実に提供するための財源とします。

税率については、社会保障目的税化やその用途である基礎的な社会保障制度の抜本的な改革が検討の前提となります。その上で、引き上げ幅や用途を明らかにして国民の審判を受け、具体化します。

インボイス制度（仕入税額控除の際に税額を明示した請求書等の保存を求める制度）を早急に導入することにより、消費者の負担した消費税が適正に国庫に納税されるようになります。

逆進性対策のため、将来的には「給付付き消費税額

控除」を導入します。これは、家計調査などの客観的な統計に基づき、年間の基礎的な消費支出にかかる消費税相当額を一律に税額控除し、控除しきれない部分については給付をするものです。これにより消費税の公平性を維持し、かつ税率をできるだけ低く抑えながら、最低限の生活にかかる消費税については実質的に免除することができるようになります。

法人税改革の推進

租税特別措置の抜本的な見直しを行いますが、これを進めて課税ベースが拡大した際には、企業の国際的な競争力の維持・向上などを勘案しつつ、法人税率を見直していきます。

なお、租税特別措置の見直しにあたっては、研究開発の促進など真に必要な措置については、現在の時限措置から恒久措置へと転換していきます。また、温暖化を中心とする環境対策、雇用の維持・拡大、自治体の工夫や努力などによる地域活性化などの重要課題への対応を法人税制の中で図ることも検討します。

欠損金の繰戻還付制度は凍結を解除します。

租税特別措置透明化法の制定

租税特別措置について、減税措置の適用状況、政策評価等を明らかにした上で、恒久化あるいは廃止の方向性を明確にする「租税特別措置透明化法」を制定します。

特定の企業や団体が本来払うはずの税金を減免される点で、租税特別措置（租特）は実質的な補助金であると言えます。しかし、民主党の調査の結果、税務当局も要求官庁も各租特の必要性や効果を十分に検証しておらず、国民への説明責任を全く果たしていない実態が浮かび上がってきました。

租特の透明化を進める中で、租特を含めた実質的な負担水準を明らかにし、それにより課税ベースが拡大した場合には、法人税率の水準を見直していきます。

中小企業支援税制

中小企業は団塊世代がリタイア時期を迎える中で事業承継に不安を抱えており、これを重点的に支援することによって安定的な活動を支えます。

中小企業に係る法人税の軽減税率は当分の間11%とします。

「一人オーナー会社（特殊支配同族会社）」の役員給与に対する損金不算入措置は廃止します。

中小企業はわが国経済の基盤であり、地域経済の柱であり、雇用の大半を支える存在です。このような観点から税制により、中小企業の規模に応じて、その

活性化や競争力の向上を支援することは必要です。

特定非営利活動法人支援税制等の拡充

官に過度に依存することなく、国民それぞれが公益実現に直接貢献する社会を創造するために、税制で大胆な支援を行います。

認定特定非営利活動法人制度については、要件緩和、認定手続等の簡素化、みなし寄附の損金算入限度額引き上げ、寄附の税額控除制度創設など、支援税制を拡充します。

所得税の寄附優遇税制については、税額控除制度を創設し、現在の所得控除制度との選択制とします。

相続税・贈与税改革の推進

相続税については、「富の一部を社会に還元する」考え方に立つ「遺産課税方式」への転換を検討します。

相続税の課税ベース、税率の見直しについては、わが国社会の安定や活力に不可欠な中堅資産家層の育成に配慮しつつ検討します。税収を社会保障の財源とすることも検討します。

さらに、相続税の課税方式の見直しに合わせて、現役世代への生前贈与による財産の有効活用などの視点を含めて、贈与税のあり方も見直します。

国際連帯税の検討

国境を越える特定の経済活動に課税し、集まった収入を貧困撲滅・途上国支援などを行う国際機関の財源とする「国際連帯税」について検討を進めます。

個別間接税改革の推進

単一の経済行為に消費税と2本立ての課税を行うことになる個別間接税は速やかに整理し、間接税は消費税に一本化すべきです。

一方で、税によって社会に益をもたらす特定の品目の普及や使用を促進したり、社会的コストを生じる特定の品目の普及や使用を抑制したり、あるいはその社会的コストの一部の負担を求めたりすることは、適当であると考えます。このような観点に立つて、残存する嗜好品やエネルギーに係わる個別間接税は「グッド減税・バッド課税」の考え方に基づいた課税体系に改めます。

酒税・たばこ税

酒税・たばこ税は国民の健康確保を目的とする税に改めるべきであり、その際には国民に分かりやすい仕組みにすることが必要です。

その観点から、酒税については、特に清酒・焼酎などの現行の税負担に配慮しつつ、基本的に致酔性に

着目してアルコール度数に比例した税制とすることを検討します。

たばこ税については財源確保の目的で規定されている現行の「たばこ事業法」を廃止して、健康増進目的の法律を新たに創設します。「たばこ規制枠組み条約」の締約国として、かねてから国際約束として求められている喫煙率を下げるための価格政策の一環として税を位置付けます。具体的には現行の「1本あたりいくら」といった課税方法ではなく、より健康への影響を考えた基準で、国民が納得できるような課税方法を検討します。その際には日本たばこ産業株式会社(JT)に対するさまざまな事業規制や政府保有株式のあり方、葉たばこ農家への対応を同時に行います。

自動車関連諸税の整理、道路特定財源の一般財源化、地球温暖化対策税

わが国の自動車関係諸税は、あまりに複雑で、一部が二重課税となっている等、自動車ユーザーに過重な負担を強いており、抜本的な整理が必要です。整理にあたっては、間接税の基本的な考え方に基づいて二重課税の排除等を行います。同時に、自動車の資産性や温暖化ガスの排出、交通事故、騒音などの社会的なコストに着目し、負担を求めることとします。

以上のような考え方から、自動車関係諸税について以下のように整理します。

自動車取得税は消費税との二重課税回避の観点から廃止します。自動車重量税および自動車税は、保有税(地方税)に一本化し、その税収を自動車から生じる社会的負担に広く対応する地方の一般財源とします。ガソリン等の燃料課税は、一般財源の「地球温暖化対策税(仮称)」として一本化します。

なお、上記の改革を実現する第一歩として、暫定税率は地方分を含めてすべて廃止します。国直轄事業に対する地方自治体の負担金制度を廃止して、暫定税率廃止後においても、地方における道路整備事業は従来水準を維持できるようにします。

徴税の適正化

毎年、1兆円弱の新規滞納が生じている現状にかんがみ、徴税の適正化を図ります。また個人・法人合計で1000億円近くも加算税が生じている状況を是正するため、罰則の強化や重加算税割合の引き上げを行います。

消費税の還付額が年間3兆円にも達していますが、その中に相当額の不正な還付が存在します。これを防止するため、還付に係わる調査機能を強化します。

企業活動の国際化に伴い、「移転価格税制」が課題となっています。企業活動の円滑化を図るため、速や

かに関係各国と調整を行う体制を整えると同時に、一部に見られる租税条約の乱用等不適切な事案の摘発を強化します。

文部科学

日本国教育基本法案

民主党の教育政策の集大成である「日本国教育基本法案」の主な内容は以下のとおりです。

①何人にも「学ぶ権利」を保障②普通教育の最終的な責任が国にあることを明記③幼児期および高等教育において無償教育を漸進的に導入④地方の教育委員会を発展的に改組した「教育監査委員会」を創設し、教育行政の責任を首長に移管⑤教育予算の安定的確保のため、教育財政支出について国内総生産(GDP)に対する比率を指標とする——などです。

さらに、建学の自由と、私立学校の振興、障がいのある子どもへの特別な状況に応じた教育、情報文化社会に関する教育、職業教育などの規定を設けるとともに、生命あるすべてのものを尊ぶ態度や、宗教的感性の涵養および宗教に関する寛容の態度を養うことを教育上尊重する規定を設けました。

教育の責任の明確化

国の責任と市町村の役割を明確にした教育制度を構築します。

①国は、義務教育における財政責任を負うとともに、「学ぶ権利」の保障について最終責任を負います②現行の教育委員会制度は抜本的に見直し、自治体の長が責任をもって教育行政を行います③学校は、保護者、地域住民、学校関係者、教育専門家等が参画する学校理事会制度により、主体的・自律的な運営を行います。

中央教育委員会の設置

教育行政における国(中央教育委員会)の役割は、①学習指導要領など全国基準を設定し、教育の機会均等に責任を持つ②教育に対する財政支出の基準を定め、国の予算の確保に責任を持つ③教職員の確保や法整備など、教育行政の枠組みを決定する——などに限定し、その他の権限は、最終的に地方公共団体が行使できるものとします。

保護者や地域住民等による「学校理事会」の設置

地方公共団体が設置する学校においては、保護者、地域住民、学校関係者、教育専門家等が参画する「学校理事会」が主な権限を持って運営します。学校現場

に近い地域住民と保護者などが協力して学校運営を進めることによって、学校との信頼関係・絆を深め、いじめや不登校問題などにも迅速に対応できるようにしていきます。こうした学校との有機的連携・協力が生まれることは、地域コミュニティの再生・強化にもつながります。

教育予算の充実

先進國中、著しく低いわが国の教育への公財政支出(GDP(国内総生産)比3.4%)を、先進国の平均的水準以上を目標(同5.0%以上)として引き上げていきます。学校教育に関連する公財政支出については、国内総生産に対する比率を指標として、予算の確保・充実の目標を定めなければならないとした規定を盛り込んだ「学校教育環境整備法案」が参議院で可決されました。引き続き同法案の成立を目指します。

学校教育環境の整備

すべての人たちにとって適切かつ最善な教育の機会を保障します。それぞれの発達段階および、それぞれの状況に応じた適切かつ最善な環境で学校教育を受けることができるよう、①多様な教育の機会を提供②よりきめ細やかな教育指導を実現③安全かつ快適な学校教育を実現④安全かつ容易な通学のための諸条件を整備⑤心身の健康、進学、職業選択等に関する相談体制を整備⑥情報化、国際化等社会の変化に対応した教育を充実⑦学習する機会が失われた人に再び学習する機会を提供⑧障がいや有する児童生徒等については、共に学ぶ機会の確保に配慮しつつ、その特別な状況に応じた教育を充実——などを盛り込んだ「学校教育環境整備法案」は参議院で可決されましたが、引き続き同法案の成立を目指します。

教員の質(養成課程を6年制に)と数の充実

教員が職責を全うできるように、教員免許制度を抜本的に見直します。教員数を拡充するとともに、教員の養成課程は6年制(修士)とし、養成と研修の充実を図ります。教員が子どもと向き合う時間を確保し、教育に集中できる環境をつくるため、経済協力開発機構(OECD)加盟の先進国平均水準並みの教員配置(教員一人あたり生徒16.2人)を目指し、少人数学級を推進します。

教育の無償化

高等学校は希望者全入とし、公立高校の授業料は無料化、私立高校などの通学者にも授業料を補助(年12万~24万円程度)します。この内容を具体化した「高校無償化法案」は参議院で可決されましたが、引き続き同法案の成立を目指します。

義務教育就学前の5歳児の就学前教育の無償化を推進し、さらに漸進的に無償化の対象を拡大することによって、保護者の教育費負担の軽減を図ります。

高等教育の機会の保障

すべての人が、生まれた環境に関わりなく、意欲と能力に応じて大学などの高等教育を受けられるようにします。現在、日本とマダガスカルのみが留保している国際人権A規約（締約国160カ国）の13条における「高等教育無償化条項」の留保を撤回し、漸進的に高等教育の無償化を進めます。

奨学金制度改革

学生・生徒に対する奨学金制度を大幅に改め、希望する人なら誰でもいつでも利用できるようにし、学費のみならず最低限の生活費も貸与します。親の支援を受けなくても、いったん社会人となった人でも、意欲があれば学ぶことができる仕組みをつくります。具体的には、所得800万円以下の世帯の学生に対し、国公私立大学それぞれの授業料に見合う無利子奨学金の交付を可能にします。また、所得400万円以下の世帯の学生については、生活費相当額についても奨学金の対象とします。

今後は、諸外国の例を参考に、給付型の奨学金についても検討を進めます。

私立学校の振興

多様な教育機会を提供する私立学校の教育を充実するための私学助成を維持し、私立高校生に授業料を補助（年12万～24万円程度）します。

学習指導要領の大綱化

学習指導要領の大綱化を促進します。設置者および学校の裁量を尊重し、地域・学校・学級の個別状況に応じて、学習内容・学校運営を現場の判断で決定できるようにします。

教科書の充実

中学や高校などにおける教科書のデジタル化を進め、内容の充実を図ります。教科書採択にあたっては、保護者や教員の意見が確実に反映されるよう、現在の広域採択から市町村単位へ、さらには学校（学校理事会）単位へと採択の範囲を段階的に移行します。

拡大教科書の充実

小中学校に在籍する弱視の児童用の教科書が不足している現状を改善するため、民主党の提案を契機に、「教科書バリアフリー法」が成立しました。その内容は、①障がいのある児童生徒が使用する教科用図

書に関する国や教科書発行者の責務の明記②障がいのある児童生徒が使用する拡大教科書等の法定化③拡大教科書の無償給与——などです。引き続きすべての子どもの学ぶ機会を保障する観点から、教科書のバリアフリー化に積極的に取り組みます。

学校安全対策基本法の制定

子どもたちが、安全で安心な学校生活をおくることができるよう、学校安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、「学校安全対策基本法」の成立を目指します。国や自治体が、安全基準策定や体制整備の責務・役割を積極的に担い、防犯（学校安全専門員の配置など）、防災、老朽化・事故防止、環境衛生（アスベスト対策含む）対策に万全を期します。

学校施設耐震化の促進

児童・生徒の学習・生活の場であり、震災時の防災拠点でもある公立学校施設の約3割が耐震基準を満たしておらず、老朽化による事故なども増加しています。学校施設の安全性を確保するため、耐震診断の義務付けと補強・改築費用の補助のかさ上げを図るなど危険校舎の改修促進のため「学校施設耐震化促進法案」を提出してきました。

こうした民主党の取り組みを契機に、「地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律」が成立しました。今後とも、学校施設の耐震化に取り組み、子どもたちの安全を守ります。

スクールカウンセラーおよび ガイダンスカウンセラー制度の充実

いじめや不登校などの問題、進学・職業選択などの進路について児童・生徒が相談できる仕組みを充実させる必要があります。専門的知識をもって指導および助言を行う専門相談員を全国の小学校、中学校、高等学校等に配置するため、学校教育法を改正します。

大学改革と国の支援のあり方

「学生・研究者本位の大学」「創意ある不断の改革を現場から創発する大学」「社会に開かれ、社会と連携・協働する大学」を目指し、「象牙の塔」から「時代が求める人づくり・知恵づくりの拠点」として大学改革を進めます。その際、世界的にも低い高等教育予算の水準見直しは不可欠です。また、産業振興的な側面ばかりでなく、学問・教育的な価値にも十分に配慮を行います。

自公政権が削減し続けてきた国公立大学法人に対する運営費交付金の削減方針を見直します。また、大幅に削減されてきた国立大学病院運営費交付金につ

いては、地域高度医療の最後の砦であることや、医療人材養成の拠点、研究機関としての機能を勘案し、速やかに国立大学法人化直後の水準まで引き上げるとともに、今後十分な額を確保していきます。

なお、大学入試のあり方については、大学センター試験・大学入試そのものの抜本的な検討を進めます。

大学医学部の充実

(p.26「医師養成数を1.5倍に増加」参照)

専修・各種学校の充実

今日、専修学校や各種学校は社会の実学を支え、広く産業・社会の人材養成の基盤となっています。これら学校の発展を促すため、財政支援を充実させるなど、教育制度上での位置付けを明確にします。

学校図書館の整備等

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするうえで欠かせないものです。子どもの読書活動推進法や、2010年を国民読書年とすることを定めた衆参本会議での「国民読書年に関する決議」を足がかりとしながら、全国の学校図書館の整備・充実を進めるなど、子どもの読書環境を改善します。

また、文字・活字文化の振興を図るとともに、司書教諭が不足している現状にかんがみ、その充実に取り組めます。

生涯学習の充実

技術の高度化、転職・再就職の準備、地域活動のリーダー養成、教養講座など多様な教育ニーズに対応する生涯学習社会を実現します。子どもから大人までが利用しやすい施設の整備、公民館活動の活性化、公立図書館の一層の充実を図ります。また、大学・短大を卒業し社会で働く人に、本人の希望で再び大学や大学院で教育を受けることができる制度（リカレント教育制度）を確立するなど、学ぶ機会の充実を図ります。

インクルーシブ(共に生き共に学ぶ)教育の推進

障がいのある子どもたちにも、特別な状況に応じた教育、それぞれの子どものにとって適切かつ最適な支援を行っていきます。学校教育において障がい者と健常者がともに学ぶことを原則とし、保育園・幼稚園の段階から小中学校教育までインクルーシブ保育・教育に取り組めます。また、学校施設のバリアフリー化や弱視者用の拡大教科書等の普及、発達障が

い児への支援など、障がい者の視点に立った教育環境をつくります。

国内外における日本語教育の充実

すべての児童および生徒に、文化的素養を醸成し、他者との対話、交流および協働を促進する基礎となる国語力の習得を推進します。国内における日本語教育を充実させるとともに、海外の日本語学習者への日本語専門家の派遣や、外国人日本語教師の訪日研修など、海外における日本語教育を支援します。

芸術文化・コミュニケーション教育の充実

芸術文化による社会の活力と創造的な発展を促すための法整備を検討し、演劇、音楽、舞踊、演芸、伝統芸能などの実演芸術の創造、公演、普及、人材育成を促進します。学校施設などの公共施設の活用も推進し、地域住民のニーズや取り組みに応えながら、芸術家・専門家を支援していく地域住民主導型の芸術文化政策を目指します。

また、国際化の中で、多様な価値観を持つ人々と協力、協働できる、創造性豊かな人材を育成するため、コミュニケーション教育拠点の整備とコミュニケーション教育の充実を図ります。

伝統文化の保存・継承・振興

日本の地域風土や歴史から生まれ育った伝統文化は、観光資源として地域経済に寄与するなど、さらなる発展と活用が期待されています。

日本の伝統文化を保存し、さらに新たな文化を創造する基盤を強化するため、文化財の保護、地域の伝統芸能・工芸の継承、教育における体験鑑賞など、伝統文化を保護、育成、振興するための環境整備を行います。

スポーツ基本法の制定

スポーツを三つの柱「する」「観る」「支える」で捉え、国民一人ひとりの身近なところにスポーツが位置づけられる社会の実現を目指します。地域や現場での自主的・主体的取り組みを尊重したスポーツ政策の充実を図るとともに、スポーツ基本法の制定を目指します。

地域密着型の拠点づくりを推進

老若男女、障がいの有無にかかわらず、誰もがスポーツに取り組めるよう、生涯スポーツの拠点として、地域に根ざしたクラブスポーツの確立や、学校施設等の複合利用の推進が不可欠です。住民による自主的・自発的な運営、企業との連携、行政の支援を一本化し、生活に身近な地域におけるスポーツ活動の核

を育てることが必要です。ウォーキング、グランドゴルフ、ゲートボール、体操など、誰でも取り組みやすい身近な活動や、スポーツを通じての地域コミュニティ活性化を目指し、地域密着型クラブスポーツを振興します。

校庭の芝生化

小学校の校庭や公共スポーツ施設の芝生化事業を強く推進するための予算を確保します。

安心して思いきり走り回ることのできる運動場が子どもたちには必要です。運動場の芝生化は身体への衝撃を緩和し、スポーツ技術向上と体力作りに貢献するばかりでなく、子どもたちのストレス軽減、CO₂削減効果やヒートアイランド現象の抑制効果も期待されています。また、芝生の効率的な保全管理や雇用創出の観点から、NPO等との連携を重視します。

地域スポーツリーダーの育成

誰もが、どこでも、スポーツに親しめる環境を整備し、子どもから高齢者までさまざまな種目に、各々の年代に応じて参加できる機会を確保します。トップアスリートが引退後もその経験を十分に活かせる環境を整備し、指導者の育成や、外部コーチ派遣制度の確立、スポーツ少年団への支援、社会体育指導者等の身分保障と養成・確保、生涯スポーツ振興事業などを推進します。

また、誰もが気軽に取り組める機会を一層拡大するため、スポーツ団体による講習会や地域リーダーの育成、異世代交流事業、青少年スポーツ活動との連携などを推進するとともに、公共スポーツ施設のバリアフリー化を図ります。

自治体や関係スポーツ団体等とのネットワークの構築など、スポーツ振興施策と障がい者施策の効果的な連携を推進します。

スポーツ医学振興政策

年齢や障がいの程度を超えていかなる人でもスポーツの恩恵にあずかり、健康で文化的な生活を営むことができるよう、スポーツ医学の振興を強く後押しします。

スポーツ医学は一部のアスリートのためだけの学問ではありません。競技力向上や障がい予防の観点からスポーツの現場に医学知識を必要とすることは当然ですが、生活習慣病が年々増加傾向にある現代においては、運動に関する研究成果を人々の健康増進に活かしていくことも極めて重要です。

世界レベルでのスポーツを推進

アンチ・ドーピング活動に積極的に取り組むとともに、活動が遅れている国への支援を行います。

スポーツは、言語の壁を越えて同じルールの下で行われる全世界共通の文化です。文化・風習などが異なる外国との間でスポーツに関する技術や情報・知識の交流を図ることは、世界中の人々が平和で協力しあえる社会の実現に大きく寄与するものと考えます。また、日本古来の武道を含め、スポーツを通じた国際社会の相互理解と交流のための施策をさらに推進します。

イノベーションを促す基礎研究成果の 実用化環境の整備

2008年の169回通常国会で超党派で成立させた研究開発力強化法の趣旨を踏まえ、今後とも科学技術を一層発展させ、その成果をイノベーション(技術革新)につなげていきます。

産学官が協力し、新しい科学技術を社会・産業で活用できるよう、規制の見直しや社会インフラ整備などを推進する「科学技術戦略本部(仮称)」を、現在の総合科学技術会議を改組して内閣総理大臣のもとに設置します。同戦略本部では、科学技術政策の基本戦略並びに予算方針を策定し、省庁横断的な研究プロジェクトや基礎研究と実用化の一体的な推進を図り、プロジェクトの評価を国会に報告します。

また、素粒子物理学や再生医療等の巨額な予算を要する基礎科学研究分野において今後もトップランナーの地位を維持していくためにも、世界的な研究拠点となることを目指して、欧米やアジア諸国との連携強化に積極的に取り組んでいきます。

科学技術人材の育成強化

スーパーサイエンスハイスクール(科学技術・理数教育を重点的に行う学校)を拡充するとともに、科学の面白さを子どもたちに実感させるため、産業界の協力を得て、サイエンスキャンプ(研究所などでの実験体験など)や研究者の小中学校への派遣などを行います。

研究者奨励金制度を創設するとともに、国内の優れた研究プロジェクトへの支援を強化します。また、研究者ビザの拡充など優れた外国人研究者がわが国に集まる環境をつくります。

中小企業の研究開発力の強化

政府の中小企業研究開発予算120億円を、中小企業の技術力が高く評価されるドイツの政府支出比率と同等の600億円へと5倍増するとともに、大学・研究機関と中小企業の共同研究を制度・予算上で強化し

ます。また、中小企業基盤機構の技術情報提供・流通の機能を強化します。

世界最先端の環境エネルギー技術の確立

2020年までにエネルギーの10%程度を再生可能エネルギーとすることを目標に、世界をリードする燃料電池技術、太陽光発電技術、超伝導技術、バイオマス技術など環境エネルギー技術の研究開発や実用化への重点化を図ります。

厚生

国の責任で社会保障制度を維持発展

自公政権が「骨太の方針2006」で打ち出した社会保障費削減方針(年2200億円、5年間で1兆1000億円)は撤廃します。国民皆年金、国民皆保険を守り、求職者に対する新たなセーフティネットを構築します。

医療は提供する側と受ける側の協働作業です。各界・各層の代表の意見を幅広く聴取し、医療の抜本改革に関する目標と工程を定めた基本方針を策定、建議する会議体の枠組みと、政府が責任を持ってその実現を図る体制を確立します。

医療の安心・納得・安全

患者・家族の立場に立って、医師・医療機関との意思疎通を円滑化する「医療対話仲介者(メディエーター)」を一定規模以上の医療機関に配置します。

医療機関には、患者・家族への診療経過の説明、死因究明の努力、医療事故発生時の調査委員会の設置を義務付けます。各都道府県に設置される医療安全支援センターが、院外調査チームによる調査や裁判外紛争処理事業者(第三者ADR)の紹介を行います。事故情報については、指定分析機関への届出義務をすべての医療機関に拡大し、分析や再発防止策の提言体制を強化します。以上を柱とした「医療における患者の尊厳を保障し、安全・納得を得られるための法律」を成立させます。

無過失補償制度の創設

医事紛争の早期解決を図るため、すべての公的保険医療機関、薬局、介護施設で発生した医療等事故事例全般を対象に、公的な無過失補償制度を創設します。補償原資は保険料、健康保険料、公的支出とし、制度運営のための基金を創設します。

後期高齢者医療制度の廃止と医療保険の一元化

後期高齢者医療制度は廃止し、廃止に伴う国民健

康保険の財政負担増は国が支援します。国民健康保険の地域間の格差を是正します。国民健康保険、被用者保険などの負担の不公平を是正します。

被用者保険と国民健康保険を段階的に統合し、将来、地域医療保険として、医療保険制度の一元的運用を図り、国民皆保険制度を守ります。

新しい医療技術、医薬品の保険適用の迅速化

医薬品等の製造・輸入の承認や保険適用の判断基準を明確にして、審議や結果をオープンにし、その効果や安全性が確立されたものについて、速やかに保険適用します。

医師養成数を1.5倍に増加

医師養成の質と数を拡充します。当面、経済協力開発機構(OECD)加盟諸国の平均的な人口当たりの医師数(人口1000人当たり医師3人)を目指します。

大学医学部定員を1.5倍にします。既存医学部の増員、看護学科等を持ち、かつ、病院を有する大学の医学部設置等を行います。医師養成・協力機関等に十分な財政的支援を行うとともに、奨学金を充実させます。

現役医師の有効活用策で医療従事者不足を軽減

救急、産科、小児、外科、へき地、災害等の医療提供体制を再建するため、地域医療計画を抜本的に見直し、支援を行います。医療機関の連携、短時間正規勤務制の導入、国公立病院などの定数増、公的兼業を解禁することなどにより、現役医師の活用を進めます。「医療従事者等確保支援センター(仮称)」を設置し、医療従事者の確保・あっせん、休職者の復職支援等を行います。

なお、厚生年金病院及び社会保険病院は公的に存続させることを原則に、新たに「地域医療推進機構(仮称)」を設置して両病院の管理、運営にあたらせま

臨床研修の充実

一貫性のある学部教育、前期・後期臨床研修を通じて質の高い専門医を養成するシステムを構築し、後期卒後臨床研修については、総合臨床医研修、へき地医療研修、産科・救急・小児・外科医療研修などの分野を中心にインセンティブを付与することによって、偏在を解消します。

勤務医の就業環境の改善

医師養成、活用策により実働医師数を増加させる

とともに、勤務医の不払い残業を是正し、当直を夜間勤務に改める等、医療現場の労働環境を改善します。子育てや介護をしながら勤務する医療従事者が働き続けられる、また復職しやすいよう、院内保育所の整備やオープン化、保育所への優先入所、病児保育の充実、育児支援などを拡充します。

医療従事者の職能拡大と定員増

薬剤師、理学療法士、臨床検査技師などコメディカルスタッフの職能拡大と増員を図り、医療提供体制を充実させ、医療事故防止、患者とのコミュニケーション向上を図ります。専門的な臨床教育等を受けた看護師等の業務範囲を拡大し、医療行為の一部を分担します。病院勤務医が診療のみならず診断書や意見書、紹介状の作成など事務手続きをしなければならぬことにより医師不足に拍車がかかっていることから、医師の事務を分担する医療事務員(医療クラーク)の導入を支援します。

救急搬送・救急医療の連携強化

救急業務を市町村から原則的に都道府県に移管し、救急本部に救急医療の専門的知識・経験がある医師を24時間体制で配置します。救急本部は、通報内容から患者の緊急度・重症度を判断し、軽症の場合は医療機関の紹介等を行い、重症の場合は救急車や消防防災ヘリ、ドクターカー・ドクターヘリ等、最適な搬送手段により医療機関に搬送します。ドクターカーをすべての救命救急センターに配置し、消防防災ヘリをドクターヘリとしても活用できるよう高規格化し、救急本部ごとのドクターヘリ配備を目指します。

救急救命士の職能拡大を着実に図ります。例えば、救急搬送時、意識障害の鑑別には血糖値の測定が必要であり、救急救命士も簡易な血糖値の測定ができるよう体制の整備に着手します。

地域医療を守る医療機関を維持

累次の診療報酬マイナス改定が地域医療の崩壊に拍車をかけました。総医療費対GDP(国内総生産)比を経済協力開発機構(OECD)加盟国平均まで今後引き上げていきます。まず、医師確保などを進め、看護師、医療クラーク、医療ソーシャルワーカー、医療メディエーター、補助者などの増員に努め、地域医療を守る医療機関の入院については、その診療報酬を増額します。その際、患者の自己負担が増えないようにします。4疾病5事業を中核的に扱う公的な病院(国立・公立病院、日赤病院、厚生年金病院、社会保険病院等)は政策的に削減しません。中医協(中央社会保険医療協議会)の構成・運営等の改革を行います。

レセプトオンライン請求の原則化

レセプトのオンライン請求を「完全義務化」から「原則化」に改め、小規模医療機関の撤退や地域医療の崩壊が起こらないようにします。オンライン請求の導入にあたって診療報酬上のインセンティブなどを設けます。また、外来管理加算の5分要件を撤廃します。医療費の内容と単価がわかる領収書が発行されるようにします。

がん対策

乳がんや子宮頸がん、大腸がん、肺がん、胃がんなど有効性が高いがん検診の受診率を大幅に向上させるよう、受診しやすい体制を整備します。また、がん予防に有効なワクチンの開発・接種の推進、禁煙対策の徹底化等、最新のがん関連情報の提供や相談支援体制などを充実させます。がん患者や家族も加わった「がん対策推進協議会」の運営で「がん対策推進基本計画」が着実に推進されるよう取り組みます。がん登録の法制化を検討します。

地域がん診療拠点病院では国立がんセンターと協力し、化学療法専門医・放射線治療専門医を養成します。

安心して産み育てることのできる医療

周産期母子医療センターのもつ機能を明確化・再分類・整備拡充し、産科病院のネットワーク化を推進します。都道府県の責任で周産期情報システムおよび搬送先照会システムを改善します。

医師・助産師・看護師の業務範囲の見直し、共同体制を促進します。

医療保険から給付される現在の出産一時金(2009年10月から42万円)を見直し、国からの助成を加え、出産時に55万円を支給します。地域小児科センターにおける時間外外来担当の開業医との共同化、小児救急医療のシステム化、小児医療診療報酬引き上げ、小児医療の自己負担軽減を行います。新生児特定集中治療室(NICU)を現行2000床から当面2500床へと増床し、後方支援病床を拡充します。

歯科医療改革

「歯の健康の保持の推進に関する法律」を成立させます。身体障害者手帳の交付申請の添付書類として、そしゃく機能の障害については申請手続に歯科医師の診断書を認めるよう、身体障害者福祉法を改正します。現在、歯科検診は、年代や所属ごとに異なる法律のもとで実施されていますが、寝たきりの高齢者や障がい者も含め、すべての国民が歯科検診を受けられるようにし、歯科疾患の予防法や治療についても調査研究を推進します。

新型インフルエンザ対策

日中韓を中心に、東アジア全体で新型インフルエンザに対応できる体制をつくります。

発熱相談センターを強化し、感染症対応の隔離個室確保・整備を進めます。新型インフルエンザ行動計画ガイドラインを全面的に見直し、検疫法のあり方を検討します。抗ウイルス薬の十分な備蓄、ワクチン開発製造・備蓄・流通体制の拡充及び海外との連携を図り、強毒性新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンを受けられる体制を整備するとともに、輸血を介した感染防止のための新技術を導入します。従来の病院機能が低下しないよう、病院や医療従事者に対する支援等を充実させるとともに、高病原性鳥インフルエンザが発生した養鶏場に対する経営支援策も強化します。

肝炎総合対策

肝炎医療費助成法を制定し、B型・C型肝炎患者が受けるインターフェロンその他の抗ウイルス薬治療の自己負担額の上限を月額1万円にします。治療のために休業・休職する患者の生活の安定や、インターフェロン以外の治療に対する支援にも取り組みます。感染症に関する正しい知識の教育、広報を拡充し、感染症患者に対する差別や偏見をなくします。

難治性疾患対策

難病患者・家族の切実な声が施策に反映されるよう、難病対策委員会の定例開催等といった環境整備を着実に進めます。新規指定や対象年齢拡大を望む様々な疾患の患者が必要な医療が受けられるよう、現行の難病対策及び希少疾病の新薬開発や保険適用の仕組みを抜本的に改革し、難病に関する調査研究及び医療費の自己負担の軽減を柱とする新たな法制度を整備します。

高額療養費制度に関し、白血病等、長期継続治療を要する患者の自己負担軽減を含め、検討を進めます。

※以上の医療政策の詳細版、および「予防医療の推進」「医療事故究明等」「包括払い制度」「後発医薬品」「国立高度医療センター、国立病院等」「アスベスト健康対策」「カネミ油症被害者対策」「心身医学」「統合医療」等の政策については、民主党ホームページに掲載しています。

被爆者援護

高齢化している被爆者を迅速に救済するため、新しい原爆症の認定制度を創設します。「被爆者はどこにいても被爆者である」との認識のもと、今後も在外被爆者への健康管理の支援等を拡充します。また、被

爆者2世が高齢化するにつれて、被爆による健康への影響が懸念されており、その実態把握に努めるとともに、実態に応じた対策を検討します。被爆者に対する、保健、医療および福祉にわたる総合的な施策を実施します。

良質な介護を可能とするマンパワーの充実

良質な介護サービスの確保のため、事業者に対する介護報酬を7%加算し、介護労働者の賃金を月4万円程度引き上げます。これは自己負担や保険料アップにつながらない方法で行います。介護の現場では、2009年4月より介護報酬が3%引き上げられましたが、介護労働者の賃金引き上げには至らず、労働者の賃金が低く抑えられたままとなっており、労働条件の悪化と深刻な人手不足が常態化しています。

ホームヘルパー・介護福祉士など介護スタッフの増員、専門性を高める施策を講じ、介護支援専門員（ケアマネジャー）の介護報酬を上げるとともに、権限と裁量を増やし独立性を高めつつ、最低限の事務量となるようデスクワークの軽減策を講じます。

また、要介護認定が軽く出るのではないかと不安が高まっている新たな要介護認定基準についても、介護サービスの削減につながらないように高齢者の生活実態、要介護者のニーズがより適切に反映されるよう認定の見直しを行い、介護が必要な人が安心して必要なサービスを受けられるようにします。

介護サービス基盤の拡充

療養病床を削減する介護療養病床再編計画を中止し、介護の場から追い出されたり、長い間入所待ちを余議なくされたりしないよう、将来にわたって必要な病床数を確保します。地域における各種病床間・施設間の連携を促進し、適切な医療・介護提供体制を再構築します。また、約40万人の施設入所の待機者を解消するため、現行の施設整備計画の約3倍のスピードで、質の高いグループホームをはじめ、特別養護老人ホームや老人保健施設、地域の実情に応じた小規模多機能施設を増設します。介護保険制度は国民の共同連帯の理念によって成り立つものであり、家族介護だけに負担を強いるのではなく、介護を必要とする人に良質なサービスを提供できるよう介護基盤整備を拡充します。

家族等介護者に対する実態調査と社会的支援

介護労働者の処遇改善、社会的地位の向上、家族介護者の負担を軽減するための社会的支援のあり方等を改善するため、早急に実態調査を実施します。小泉

政権の下で、社会保障費の削減を意図して介護報酬が切り下げられたため、介護労働者の賃金が抑制され、離職者が増加、老老介護、家族介護の増大など、看過できない深刻な事態が生じています。介護保険法が施行され10年以上経過した今、このような危機的な状況を打開し、将来において持続可能で安定した制度となるよう真の介護の社会化を目指した介護保険制度の抜本改革に取り組みます。

障害者自立支援法を廃止し、新たに障がい者総合福祉法を制定

わが国の障がい者施策を総合的かつ集中的に改革し、国連障害者権利条約の批准に必要な国内法の整備を行うために、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置します。推進本部には、障がい当事者、有識者を含む委員会を設け、政策立案段階から障がい当事者が参画するようにします。そして、障がい者施策に関するモニタリング機関の設置、障がい者差別を禁止する法制度の構築、障がい者虐待を防止する法制度の確立、政治・選挙への参加の一層の確保、司法に係る手続における支援の拡充、インクルーシブ(共に生き共に学ぶ)教育への転換、所得の保障、移動の自由の権利保障、障がい者への医療支援の見直し、難病対策の法制化など障がい者が権利主体であることを明確にして、自己決定・自己選択の原則が保障されるよう制度改革を立案します。

障がい者等が当たり前に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を目指します。障害者自立支援法により、利用料の負担増で障がい者の自立した生活が妨げられてしまったことから、福祉施策については、発達障害、高次脳機能障害、難病、内部障害なども対象として制度の谷間をなくすこと、障がい福祉サービスの利用者負担を応能負担とすること、サービス支給決定制度の見直しなどを行い、障害者自立支援法に代わる「障がい者総合福祉法(仮称)」を制定します。

また、障がい者福祉予算を拡充し、中小企業を含め障がい者雇用を促進します。精神障害者を中心とした社会的入院患者の社会復帰と地域生活の実現に向けて関連法制度の整備等を進めます。

生活保護制度の充実

生活保護制度は、わが国のすべての社会保障制度における最後のセーフティネットであり、国は憲法で保障されている「健康で文化的な最低限の生活」の水準を確保する責任があります。生活保護給付の生活扶助については、健康で文化的な生活を維持するため、安易な引き下げは行いません。

また、生活保護を受けているひとり親世帯に対し

て給付されていた母子加算が2009年4月に廃止されましたが、ひとり親家庭の子どもが安心して暮らせるよう、母子加算を復活させます。生活保護制度の見直しにあたっては、自立支援や就労支援の拡充、無年金者の発生を防止するための公的年金制度改革などと合わせ、セーフティネットとしての機能を確保します。

中国残留邦人支援

老齢年金の満額支給や生活支援給付の実施を定める改正中国残留邦人等自立支援法が、民主党も含めた超党派の働きかけにより2007年成立しました。旧満州(現中国東北部)で終戦を迎え、親と死別・離別した日本人孤児など中国残留邦人に対する支援策を盛り込んでいます。民主党は改正法の実施にあたって、生活支援の収入認定について2世・3世と同居する者が不利にならないこと、残留邦人等が死亡した場合は配偶者も生活支援の対象にすること、医療支援については医療機関の選択を認めること等、きめ細かい運用を図ります。

ホームレス自立支援

民主党の法案提出が契機となり成立したホームレスの自立支援特措法に基づく施策を着実に実行するとともに、引き続きホームレスの自立支援に関する施策を充実させます。生活保護制度に依存することなく、公営住宅等の活用による住居の確保、NPO等による就労機会の提供拡大、健康の保持等によって、ホームレスが自立できる環境を整備します。

麻薬・薬物対策

薬物依存・中毒者への治療と自立支援、家族への相談支援を整備します。省庁横断的な薬物取締体制を強化し、薬物の供給源の根絶に取り組みます。

また、覚せい剤、大麻のみならず、「MDMA」など錠剤型合成麻薬や、いわゆる脱法ドラッグの乱用が青少年を中心に広がっていることを受け、薬物乱用の低年齢化を防ぐため、薬物依存からの回復者の体験談等を通じて、薬物依存のおそろしさが実感できる中高生への教育・啓発活動を実施します。

年金

「年金通帳」で「消えない年金」

いわゆる「消えた年金」「消された年金」問題への対応を国家プロジェクトと位置付け、2年間集中的に取り組みます。記録問題の被害者に一刻も早く補償し、年金記録問題の再発防止と年金制度に対する信

頼の回復を図るため、以下の政策を実行します。①年金記録が間違っている可能性の高い方については、証拠収集等を簡略化し、一定の基準の下で記録を訂正する「一括補償」を実施する②納付した証拠のない方の記録を積極的に回復するため、「年金記録回復促進法案(仮称)」の成立を図り、事務局体制強化や判断基準の見直しを行う③記録訂正後の年金額が支払われるまでの期間を短縮するため、事務処理体制を見直す④コンピューター上の年金記録と紙台帳の記録の全件照合を速やかに開始し、コンピューター上の記録の訂正・統合を行う⑤厚生年金記録の改ざん等、記録問題の実態解明に必要な調査を実施し、被害者の確定と補償を行う⑥すべての加入者に「年金通帳」を交付し、いつでも自分の年金記録(標準報酬月額を含む)を確認できるようにする。

公平な新しい年金制度を創る

危機的状況にある現行の年金制度を公平で分かりやすい制度に改め、年金に対する国民の信頼を確保するため、以下を骨格とする年金制度創設のための法律を2013年までに成立させます。①すべての人が同じ年金制度に加入し、職業を移動しても面倒な手続きが不要となるように、年金制度を例外なく一元化する②すべての人が「所得が同じなら、同じ保険料」を負担し、納めた保険料を基に受給額を計算する「所得比例年金」を創設する。これにより納めた保険料は必ず返ってくる制度として、年金制度への信頼を確保する③消費税を財源とする「最低保障年金」を創設し、すべての人が7万円以上の年金を受け取れるようにすることで、誰もが最低限の年金を受給でき、安心して高齢期を迎えられる制度にする。「所得比例年金」を一定額以上受給できる人には「最低保障年金」を減額する④消費税5%税収相当分を全額「最低保障年金」の財源として投入し、年金財政を安定させる。

年金受給者の税負担を軽減する

年金受給者の税・保険料合計の負担水準を軽減し、高齢者の生活の安定を図るため、以下の見直しを行います。①2004年度税制改正で縮小された公的年金等控除を、2004年度改正以前に戻す②2004年度改正で廃止された老年者控除を復活する③ただし両控除の適用には所得制限を設ける。

年金保険料は年金給付以外に使わない

年金保険料を年金給付以外に使わないこととして、年金財政を安定させるとともに、年金に対する国民の信頼を確保します。

年金保険料が年金給付以外に使われた総額は約7

兆円にもほります。ところが、今でも毎年約2000億円もの保険料が年金事務費や広報費、システム経費として年金給付以外に使われています。社会保険庁事務費への年金保険料流用を禁止し、必要最小限の事務費は国庫で賄います。

社会保険庁廃止と歳入庁創設

社会保険庁を廃止し、国税庁と機能を統合して「歳入庁」を創設します。社会保険庁の職員については厳しく審査して移管する者を決定します。

社会保険庁を「日本年金機構」(特殊法人)に移行させることによって年金記録問題がうやむやになる可能性があります。社会保険庁の体質をそのまま受け継いだ組織では問題は解決できません。「歳入庁」を創設することによって、①税と保険料を一体的に徴収し、未納・未加入をなくす②所得の把握を確実にを行うために、税と社会保障制度共通の番号制度を導入する③国税庁のもつ所得情報やノウハウを活用して適正な徴収と記録管理を実現する——等の改革を進めます。これにより、年金保険料のムダづかい体質を一掃し、国民の信頼を確保します。

無年金障がい者救済の拡充

無年金となった理由ではなく、現に障がいを負っているという事実を受け止め、無年金障がい者全員に基礎的な所得保障を行います。

労働

長期安定雇用を基本とする雇用政策

期間の定めのない無期雇用、直接雇用を雇用の基本原則と位置づけ、長期安定雇用を雇用・労働政策の基本とし、すべての労働者が生涯にわたって、生きがいを持って働き、豊かで安心して暮らすことのできる社会を目指します。

民主党が2007年に提出した「雇用基本法案」では、①若年者や女性・高齢者・障がい者・生活保護者等への就労支援②地域雇用開発や職業能力開発の促進③外国人の労働者に関する環境の整備④公正な働き方の確保⑤安全と健康の確保⑥ワークライフバランスの確保⑦求人の開拓や雇用情報の収集・提供等を含めた雇用機会の確保——について必要な施策を規定しています。こうした包括的な雇用政策により、まじめにしっかりと働けば、誰もが普通の生活が送れるよう、新たなはたらき方のモデルを提示します。

雇用・労働政策の推進にあたっては、国際労働基準の尊重・順守を基本とし、関係条約を早期に批准します。

若年層から中高年層まで職業能力開発支援

非正規雇用から正規雇用への転換、障がい者や高齢者の雇用促進、時代にあった公共職業訓練の充実など、積極的雇用政策を推進し、民間の力を活用した職業能力開発に力を入れます。

若年層から中高年層まで、すべての世代に対応する職業能力開発制度の抜本強化を進めます。より高度で実践的な職業能力を有する人材育成のための職業訓練校の展開、各地域の実情に即した官民職業紹介機関や能力開発機関、地方自治体の連携(求人・求職情報の相互提供などを含む)、地域労使参画による評価制度などを確立します。企業内、業界内での職務内容や能力評価基準等の明確化、社会人の利用拡大に向けた奨学金制度の整備、キャリアカウンセラーの育成を支援します。一定期間勤務すれば休業が認められるキャリアブレイク制度の普及も支援します。こうした施策により、企業が求める人材と求職者のミスマッチの解消を進めます。

若者の雇用就労支援

雇用失業情勢の悪化に伴い、派遣労働者を含む多くの非正規労働者が職場を追われ、ネットカフェ等で寝泊りしなければならない人が増加しています。この状況を改善するため、「住まいと仕事の確保法」を制定し、住居がなく、安定した就職が難しい若者等に対して、ハローワーク・自治体・企業の連携のもと、カウンセリングや職業紹介、職業訓練、賃貸住宅への入居などを支援します。

自立を希望する若者が安定した職業に就けるよう、①「若年者等職業カウンセラー」による職安での就労支援②「個別就業支援計画」の作成などによる職業指導③民間企業での職業訓練——等を行います。必要に応じて就労支援手当(1日1000円、月3万円相当)を支給します。

教育機関・企業・国・自治体が連携して、職業体験学習や企業見学、インターンシップなどを行い、若い世代の就労意欲の向上を図ります。

非正規労働者の労働条件確保

期間の定めのない雇用、直接雇用を雇用の基本原則と位置づけ、労働者の約3分の1を占める非正規労働者の労働条件確保に取り組みます。特に30歳代の若者は、社会人となった時期が不況と重なり、非正規雇用を余儀なくされ、雇用に対する安心感と生活の安定を得ることができないケースが多くなっています。

2007年に成立した労働契約法では、民主党の修正提案により、異なる雇用形態であっても就労の実態に応じて均衡を考慮することが労働契約の原則に盛

り込まれました。

今後も①労働者派遣法の改正(次項参照)②期間の定めのある雇用契約についての締結事由や雇止め(*)の制限等を定める③非正規労働者に対する待遇の差別的取扱いの禁止④複数の職場をかけもちするマルチジョブホルダーに対する労働災害適用や労働時間管理、雇用保険等、社会保険の適用⑤実質的に雇用関係にある請負自営業者に対する労働契約法の準用——等を進めます。

*雇止め：期間の定めのある労働契約が反復更新された後に労働契約を更新せず期間満了で終了すること

労働者派遣法の抜本見直し

派遣労働者の労働条件を改善するため、労働者派遣法を抜本的に見直します。

具体的には①解雇予告手当や社会保険が十分適用されない2カ月以下の雇用契約について労働者派遣を禁止。これに伴い「日雇い派遣」「スポット派遣」(*)も原則禁止②派遣労働者と派遣先労働者との均等待遇原則を確立③「直接雇用みなし制度」の創設。違法な派遣が行われた場合などに、派遣労働者が派遣先に直接雇用を通告できるようにする④ものの製造現場における労働者派遣については、専門業務を除き原則禁止⑤一般労働者派遣事業については、26専門業務以外の派遣労働者は常用雇用に限定⑥マージン比率を含め情報公開を徹底⑦「専ら派遣」(*)の禁止規定を拡大し、法人およびその子法人から成る法人グループへの派遣を80%未満に制限——等です。

*スポット派遣：派遣会社が派遣先企業に労働者を1日単位または30日未満の雇用契約を結んで派遣すること

*専ら派遣：特定の派遣先企業に対してのみ労働者を派遣すること

最低賃金の大幅引き上げ

まじめに働いた人が生計を立てられる水準まで最低賃金を着実に引き上げます。2007年に成立した改正最低賃金法には、民主党の修正提案により、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」との文言が地域別最低賃金の原則に加われました。中小零細企業で最低賃金の引き上げが円滑に実施されるよう財政上・金融上の優遇措置を実施します。そのうえで、最低賃金を全国平均1000円まで引き上げることを目指します。

労働契約法に基づく労使紛争の予防と解決

雇用は期間の定めのない雇用契約が原則であると

の考え方に立脚し、例外として認められる期間の定めのある契約の締結事由や雇い止めの制限等を定め、個別の労使紛争に対する適正、簡便、迅速な紛争解決システムの整備促進を図ります。雇用・就業形態の多様化・複雑化、非正規雇用の増加などに伴い、賃金やその他の労働条件が労働者と企業の個別労働契約に委ねられることが多くなり、労働条件の不利益変更による紛争も増えています。

2007年に成立した労働契約法には、民主党の修正提案で労働契約の原則に就労の実態に応じた均衡考慮、ワークライフバランスへの配慮が盛り込まれ、労働契約の期間や更新の有無などの内容を書面で確認する重要性が明確になりました。今後も労働契約は合意により成立し、変更、終了されるという原則に立脚し、労使紛争の予防と解決の促進に取り組みます。

求職者支援など 雇用のセーフティネットの拡充

すべての労働者が、雇用保険や社会保険、生活保護などのセーフティネットに支えられ、社会的に排除されることのない仕組みを再構築します。

雇用保険と生活保護との間をつなぐ第2のセーフティネットを整備します。「求職者支援法」を制定し、失業給付が終了した人や、自営業を廃業した人に、職業能力訓練を受けた日数に応じて能力開発手当を支給します。また、失業後1年に限り、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるようにします。

雇用の第1のセーフティネットである雇用保険制度の安定した財政運営を確保するとともに、雇用政策における国の責任を明確にします。現在、雇用保険の被保険者となることができるのは、原則として6月以上の雇用の見込みがある場合ですが、31日以上の雇用期間がある全ての労働者を原則として、雇用保険の一般被保険者とするとし、雇用のセーフティネットから排除されてきた非正規労働者のセーフティネットを拡充します。

内定取り消しを規制する法の整備

新規卒者に対する採用内定の取消しが社会問題となっています。過去にも繰り返し発生してきた内定取消しについては、私法上の規制を法律で明文化するため、労働契約法を改正し、採用内定取消規制条項を新設します。採用内定の安易な取り消しを防止し、内定取り消しに関する紛争の防止および解決等を図るため、内定取消しは、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして無効とすることなどを明確にします。

仕事と家庭の両立支援

育児・介護休業制度を利用しやすくすることに加え、育児休業については、職場復帰後に活用できる多様な子育て支援メニューを整備します。育児や介護をしながら安心して働けるように、長時間労働の解消、年次有給休暇の完全消化など働き方を変革するとともに、子どもの看護休暇の普及、妻の出産後の父親の産後休暇、父親の育児休業取得の促進、勤務時間の短縮制度の普及、有期雇用労働者の育児・介護休業取得の保障などを推進します。また、情報通信機器等を活用した自宅での勤務（テレワーク）について、情報保護など設備・技術に関する支援、労働時間の管理や業績評価についてのルールをつくります。

募集・採用における年齢差別禁止

労働者の募集および採用について、その年齢にかかわらず均等な機会を確保します。

民主党の「募集・採用における年齢差別禁止法案」を受けて、改正雇用対策法に募集・採用に係る年齢制限禁止の義務化が盛り込まれました。この規定の実効性を高め、バブル崩壊後に長引いた「就職氷河期」に学校を出ても就職できず、正社員を希望してもパートやアルバイトの仕事にしかつかなかった世代、あるいは出産・育児や復学などのためにいったん離職し、再就職を目指す人たち、働く意欲のある高齢者などの雇用機会を増やします。

ワークライフバランスの実現

すべての労働者が、仕事と家庭生活の両立、健康確保、地域活動、自己啓発など、一人ひとりの意識やニーズに応じて、ワークライフバランスを保つことのできる社会、すなわち、男女ともに仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会を目指します。

長時間労働によるメンタルヘルスの悪化、過労死・過労自殺などを防ぎ、健康・安全配慮義務が適切に履行されるよう労働時間管理の徹底を強化します。月60時間超の割増賃金率50%への引上げを着実に実施します。1日11時間の休息時間規制を設けるEUの労働時間指令を参考に、心身の健康確保のため、勤務と勤務の間の休息時間の導入に取り組みます。派遣・請負労働者も含め、安全衛生教育や予防、再発防止対策を強化し、労働災害を撲滅します。

農林水産

農業者戸別所得補償制度の導入

米、麦、大豆等販売価格が生産費を下回る農産物を

対象に農業者戸別所得補償制度を導入します。この制度は、食料自給率目標を前提に策定された「生産数量目標」に即した生産を行った販売農業者(集落営農を含む)に対して、生産に要する費用(全国平均)と販売価格(全国平均)との差額を基本とする交付金を交付するものです。交付金の交付に当たっては、品質、流通(直売所等での販売)・加工(米粉等の形態での販売)への取り組み、経営規模の拡大、生物多様性など環境保全に資する度合い、主食用の米に代わる農産物(米粉用、飼料用等の米を含む)の生産の要素を加味して算定します。これにより、食料の国内生産の確保および農業者の経営安定を図り、食料自給率を向上させ、農業の多面的機能を確保します。

畜産・酪農を対象とする 所得補償制度の導入

畜産・酪農については、輸入飼料に依存し、規模拡大、効率性を優先させた現行の対策を抜本的に見直し、国産飼料を有効活用し、食料自給率の向上と環境負荷低減を図るため、農業者戸別所得補償制度の仕組みを基本にした「畜産・酪農所得補償制度」を創設します。これにより、生産コストの上昇や畜産物価格の下落等の事態に機動的な対応が可能となり、所得の確保が図られるとともに、畜産物の計画的な生産により食料自給率の向上を図ります。併せて、適地適作を基本とする自給飼料生産や飼料用米の利用、食品残さの飼料化等を促進するとともに、国産チーズ等の高付加価値化など流通・加工分野の取組を推進して所得の向上を図り、多様な畜産・酪農経営の実現を目指します。

野菜・果樹等に対する 新たな支援措置の確立

野菜・果樹等については、消費者ニーズに即した商品の安定的な供給や経営安定の確保等を図る観点から、新たな支援策を講じます。

資源管理の強化と 「漁業所得補償制度」の創設

日本の漁業は、水産資源の状況に比べ、漁獲量が過剰の状態にあります。両者のバランスを確保するため、「個別漁業者ごとの漁獲可能量の割り当て(個別TAC)」と「資源管理計画」の制度を導入し、「漁業所得補償制度」を創設します。

すなわち、個別TACの対象となる漁業者又は資源管理計画に即した生産を行う漁業者に対しては、国民への食料安定供給の責務を担っていることを勘案し、生産に要する費用と漁業収入との差額を基本とする交付金を交付することとします。

また、適正な資源管理を行う上で必要となる休漁、減船については、漁業所得補償の水準をベースに補償を実施します。

「森林管理・環境保全直接支払制度」の導入 による森林吸収源対策等の確実な実行

国土の保全・水源のかん養等、森林の有する公益的機能を十分に発揮させ、京都議定書の削減目標達成に必要な森林吸収量を確保するためには、適正な森林管理が必要です。そのため、森林所有者に対して森林の適切な経営を義務付け、間伐等の森林整備を実施する上で森林所有者が負担する費用相当額を交付する「森林管理・環境保全直接支払制度(仮称)」を導入します。

また、公共事業のうち治山治水事業の内容を抜本的に見直し、環境・緑を守る持続可能な事業(みどりのダム構想)に転換して、積極的に推進します。

直接支払いを通じた農村集落への支援

日本の農村は、多様な農業の担い手が重層的に営農にいそむことで、伝統文化や環境を守り、良好なコミュニティを維持するなど、多面的機能を備えています。こうした多面的機能は農業の担い手以外の国民全体が享受するものですから、多面的機能が維持・発揮されるよう農村振興策を講じます。

具体的には、現行の「農地・水・環境保全向上対策」を抜本的に見直した①農村集落に対する「資源保全管理支払」②環境保全型農業の取組に対する「環境直接支払」③条件不利地域に対する「中山間地域等直接支払」——の三つの直接支払を、法律に基づく措置として実施します。

なお、有機農業については「有機農業の推進に関する法律」に基づき、積極的な推進を図ります。

漁村集落の活性化

漁村集落が行う海の清掃、稚魚の放流等の取り組みに対して、「漁村集落直接支払(仮称)」を実施します。

また、水産資源の回復と多面的機能の発揮のため、森林の保全・整備のほか、「海の森構想」等の積極的な推進により、藻場、干潟を造成します。

国家戦略目標としての食料自給率向上

食料安全保障の観点から、国家の戦略目標として「食料自給率目標」を設定します。

食料自給率は、米、麦、大豆等の農産物に加え、牛肉、乳製品等の主要農畜産物の生産数量目標を設定し、10年後に50%、20年後に60%を達成することを目標とします。

最終的には「国民が健康に生活していくのに必要
な最低限のカロリーは、国内で全て生産する」ことが
可能となる食料自給体制を確立します。

水田農業の再生と米の安定供給体制の確立

水田直播をはじめとする生産技術やニーズに応じ
た多様な品種の開発と普及を図るとともに、必要な
地域における水田の汎用化を推進し、水田農業の再
生を図ります。

米を作らせない形での現行の生産調整を廃止し、
主食用のほか米粉用、飼料用等多用途の米の計画的
な生産・流通を推進します。

なお、食料安全保障の観点から、米の備蓄方式を
「棚上方式(*)」に転換し、300万トン(国内産以外を
含む)備蓄体制を確立します。

*棚上方式：不作等により備蓄米を放出する機会が
ない場合、一定期間経過後に主食用以外の飼料用
等として販売する方式。

食の安全・安心に関する 行政組織の抜本的改革

牛海綿状脳症(BSE)の発生を契機にリスク分析
システムが導入されましたが、リスク評価機関(食品
安全委員会)もリスク管理機関(農林水産省、厚生労
働省)も食品をめぐる数々の問題・事故に適切な対
応ができていません。食品安全委員会は、米国産牛肉
の輸入再開に際し、リスク評価を事実上放棄するに
等しい結論を出すなど、その在り方について様々な
問題が指摘されてきました。また、リスク管理機関
は、農林水産省と厚生労働省に分かれ、責任の所在が
不明確なため、中国産餃子中毒問題、食品表示偽装問
題、事故米穀不正規流通問題等の事件への機動的な
対応ができませんでした。

こうした現状を踏まえ、わが国の食品安全行政の
在り方を抜本的に改革するため、まず、食品安全委員
会については、リスク管理機関からの独立性を担保
し、リスク評価機能が十全に果たせるよう組織体制
を強化します。また、農場から食卓までのリスク管理
の一貫性を確保するために、農林水産省消費安全局
と厚生労働省食品安全部とを統合し、リスク管理機
能を一元化した「食品安全庁」を創設します。

食品のトレーサビリティ(追跡可能性)・ システムの導入

トレーサビリティは、生産者と消費者との距離が
拡大する経済社会の下では、食品事故発生時の原因
究明や製品回収に、また、表示などの情報の正しさの
検証に有効な仕組みです。

すべての食品にベーシックなトレーサビリティを

義務付けているEUの例を参考に、わが国において
も、一定期間経過後にすべての食品について、仕入
先、仕入日、販売先、販売日を記録・保管するトレ
ーサビリティを義務付けます。

事故米穀不正規流通問題を受け国会に提出された
「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の
伝達に関する法律」は、米および米加工品にのみトレ
ーサビリティを義務付ける内容でしたが、民主党の
主張により「政府は全食品のトレーサビリティ導入
等を検討する」旨の条文を追加する修正が行われま
した。

なお、トレーサビリティの義務化の時期を踏まえ、
食品の製造工程での安全管理や品質管理を図るため
の措置として、農業生産工程管理工程(GAP)や危
害分析重要管理点(HACCP)への対応も義務化し
ます。

食品表示の拡大等

食品に関する消費者の合理的な選択に資するた
め、加工食品や外食における原料原産地表示の義務
付けを拡大します。ただし、一定規模に満たない中
食・外食業者に対しては現実的対応を行います。

また、遺伝子組換え食品及びクローン動物由来食
品については、その旨の表示等を義務付けます。

トレーサビリティ(追跡可能性)等とリンク した輸入検疫体制の強化等

日本は、食料の6割を輸入に依存しており、食品及
び動植物の検疫体制の強化・拡充が必要です。輸入
食品について国産の食品と同等の安全性を確保す
るためにわが国への主要な輸出国に「国際食品調査官
(仮称)」を配置できるように検討を行うほか、トレ
ーサビリティや危害分析重要管理点(HACCP)等を
義務化して、事前に「国際食品調査官」が生産地にお
ける施設の検査を行えるようにします。原則として、
「国際食品調査官」の検査を受けた施設以外の食品の
輸入は認めないこととします。

また、国内の牛海綿状脳症(BSE)対策として、
2008年に打ち切られた全頭検査に対する国庫補助金
を復活します。

農地総量の目標設定

農地は、現在および将来の国民のための貴重な資
源として不可欠なものです。食料自給率目標を達成
するとともに、有事においても必要最低限の食料を
国民に供給し得る食料自給力の指標として、確保す
べき農地面積の目標となる農地総量を設定します。

農地制度の改革

国民が幅広く農業に参入できるようにし、農業の一層の活性化を図るため、農地の所有者等に対して耕作等を行う義務を賦課し、農地以外の用途に転用することを厳格に規制すること（出口規制）を前提に、農地制度については、できる限り参入規制（入り口規制）を緩和します。

また、農地を耕作する者に対して農地の権利を取得させるという現在の「耕作者主義」の考え方を、農地所有者等は、耕作等農地の有効利用を行う義務を有するという「新たな耕作者主義」に改めます。

また農地について、一筆毎に規制する方式からゾーニング規制（地域別規制）の方式を基本とする制度に転換します。さらに、地域住民参加型による農業的土地利用（農業振興地域整備法）と非農業的土地利用（都市計画法）とを一体化した総合的な「都市・農村地域土地利用計画制度（仮称）」を創設します。

農地制度の当面の改革方向

農地制度の抜本改革が可能となるまでの間は、現行農地制度の基本的構造を維持し、農地政策の基本として、農地を耕作する者に対して農地の権利を取得させるという「耕作者主義」を堅持します。また、耕作放棄地の解消・防止のため、農地の権利を有する者は、自ら耕作するか又は耕作目的での利用権を設定することによって、「農地の農業上の利用を確保する責務」を有することを明確化します。

自然人、法人を問わず、意欲と能力のある者が農業へ新規に参入することを促進します。この場合、「認定農業者制度」や「品目横断的経営安定対策（水田・畑作経営所得安定対策）」の対象農家のように、「所得目標」や「経営規模」を設定することや就業時の年齢制限等を条件とする「入り口規制」は行いません。

路網の整備と林業機械の導入による林業経営の安定化

施業意欲の低下した森林所有者に代わり、森林組合や素材生産者等の民間事業者を林業経営の中心的担い手として位置付け、その育成を図ります。民間事業者による対応が困難な場合には、国が森林整備等を行うセーフティネット機能を確保します。

また、林業の生産性向上を図るため、高規格でコストがかさむ林道整備に代え、路網の計画的な整備を促進し、高性能林業機械を積極的に導入します。

木材産業の活性化と木質バイオマス利活用の推進

木材自給率50%を目標として設定し、零細で多段階の木材流通体制を大胆に見直し、効率化を図りま

す。それにより、木材関連産業を活性化し、中山間地域を中心に100万人の雇用拡大を実現します。

また、木の地産地消、顔の見える木材による家づくりを促進するとともに、公共的建築物における地域材の優先使用・利用拡大を推進し、木の文化の再生と持続可能な循環型社会を構築します。

さらに、エネルギー自給率の向上と地球温暖化防止に大きく貢献する観点から、太陽光（熱）、風力、地熱、小水力、木質バイオマス等を持続可能な自然エネルギーとして利活用することとし、エネルギー素材の供給という役割により山村の活性化を推進します。

なお、違法伐採による外材の輸入を規制するため、「森林の適切な経営」に基づく木材であることを証明する「トレーサビリティ（追跡可能性）システム」を導入します。

国有林野事業の改革

国有林野事業について、農林水産行政と環境行政を一体的に推進する観点から、国有林野事業特別会計を廃止し、その組織・事業の全てを一般会計で取り扱う等、その在り方を抜本的に見直します。

水産に関するトレーサビリティ（追跡可能性）・システムの導入

適正な資源管理の実施、安全・安心を担保するために、水産物にトレーサビリティ・システムを導入します。

輸入水産物については、国産と同程度の資源管理を行っているもののみを輸入することにより、違法・無報告・無規制（IUU）漁業の根絶を図ります。

養殖業・内水面漁業に対する支援

養殖業・内水面漁業について、国民への食料安定供給等に資する観点から、長期的に安定した養殖生産の維持・増大や、水産資源の維持・増殖を可能とするための支援を行います。

捕鯨対策

十分な資源量が確認された種の鯨類については、適切な管理を行うことを条件に、商業捕鯨の再開を図ります。

なお、調査捕鯨は国際捕鯨委員会（IWC）条約第8条に基づく正当な権利です。

農山漁村の「6次産業化」

農山漁村では、農林漁業を中核として、加工・製造業、卸・小売業、飲食業、情報サービス業、観光・宿泊業など、さまざまな産業が営まれています。

こうした農山漁村において、①農林漁業サイドが加工(2次産業)や販売(3次産業)を主体的に取り込むことや加工・販売部門の事業者等が農林漁業に参入する②農山漁村という地域の広がりの中で集落等による1次・2次・3次産業の融合に新たに取り組む—一ことによる「農山漁村の6次産業化」(*)を実現し、地域における雇用と所得を確保します。そのため、財源と権限の地方への移譲、金融・税制・補助金・規制の見直し等を総合的かつ一体的に実施します。

これにより、地域の自立した経済圏を確立し、付加価値の多くの部分を地域に帰属させます。

なお、農林水産物の国内生産の維持・拡大及び農山漁村の再生と、世界貿易機関(WTO)における貿易自由化協議や各国との自由貿易協定(FTA)締結の促進とを両立させます。

*6次産業化：農林漁業者・農山漁村と2産業者・3次産業者との融合・連携による新たな業態の創出など

バイオマスを基軸とする 新たな産業の振興と農山漁村地域の活性化

農山漁村地域に豊富に存在する木質バイオマス(*)稲わら等の未利用資源や食品残さ等の廃棄物等のバイオマスを活用して、エネルギー、プラスチック等を生産する新たな産業を振興し、分散型高効率小規模プラントを中心とするバイオマスコンビナートを全国的に整備します。

生産されたバイオマス製品を石油代替資源として積極的に地域で利活用し、ゴミゼロ社会を目指します。また、バイオマス利活用の先進地域として、新たな価値を農山漁村に付加することにより活性化を図ります。

*バイオマス：生物資源(bio)の量(mass)を表す概念であり、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

教育、医療・介護の場としての 農山漁村の活用

農山漁村における安らぎ、癒しの機能や、農作業等の体験を通じた教育的効果、心身障がいの回復・機能向上や健康の維持・増進、食育など、農林漁業・農山漁村が有する教育、保健・休養等の多面的機能に着目し、農山漁村を教育、医療・介護の場として活用します。

農山漁村を支える女性の支援

農村女性は農業就業人口299万人の5割以上を占め、農業や地域の活性化に重要な役割を果たしています。こうしたことから、女性が農地を取得したり、

その他のビジネスを起業したりすることを積極的に支援するとともに、農山漁村子育て支援ヘルパー制度の創設を行います。

また、農山漁村において女性の声をより反映させるため、農協・森林組合・漁協等の理事、農業委員、土地改良区理事について地域の実態に合わせて女性登用の数値目標を設定し、その実現に努めます。

都市型農業の振興

消費地である都市近郊の農地で生産された農産物を都市に供給することは、食卓と農地の距離の短縮、鮮度の維持、輸送にかかるコストの軽減といったメリットがあります。また、都市の農地は緑地帯としての役割という生活環境に関する効用や、食品廃棄物の飼・肥料化によるリサイクルに取り組みやすいという利点があります。こうした都市型農業のさまざまな役割に着目し、その振興を進めます。

諫早湾干拓事業

諫早湾干拓事業については、干拓事業と有明海の環境変化との因果関係について科学的知見を得た上で、地域の意見によって有明海の再生に向けた取り組みを推進します。潮受堤防開門によって入植農業者の営農に塩害等の影響が生じないよう万全の対策を講じ、入植農業者の理解を得ます。

農協等の改革

農協、漁協、土地改良区、森林組合等の活動に関しては、組合員の利便性等の観点から、事業の総合的・一体的運営を確保するとともに、経営の健全性・透明性を確保します。

また、協同組合原則に則り、農協等の政治的中立を確保するほか、新たな農協組織等が活発に設立されるよう、条件整備を図ります。

経済産業

中小企業政策の強力な推進

中小企業は、わが国経済の原動力です。しかし現在、中小企業関連予算は、主に経済産業省、財務省、厚生労働省の三つの省庁が所管し、施策も別々に行われています。こうした縦割り行政が、わが国における中小企業施策の遅れの原因の一つと考えられることから、中小企業施策全般を一元的に担当する大臣を任命します。

中小企業憲章の制定

中小企業が活力を持って光り輝き、安定的で健全

な国民生活が実現できる環境を整えることを目的とした中小企業憲章を制定します。その具体的行動指針として①人材育成・職業訓練の充実②公正な市場環境の整備と情報公開③中小企業金融の円滑化④技術力の発揮と向上⑤中小企業の声に耳を傾ける仕組みづくり——などを定めます。なお、この中小企業憲章は現行の中小企業基本法と異なり、経済産業省・中小企業庁のみならず、文部科学省、総務省、厚生労働省をはじめ政府全体を挙げて、経済政策の中心として中小企業対策に強力に取り組むための基本方針とします。

中小企業支援策としての 人材育成・職業訓練の充実

大学との連携を通じた職業能力開発に対する支援を行います。学校教育のあらゆる段階で、早い年齢から、勤労の尊さと企業家精神の重要性について学ぶ機会を提供するとともに、専門学校・各種学校の役割を重視し、社会人が生涯を通じて高度な技能を習得できる場として積極的に活用できるようにします。

公正な市場環境の整備・ 「中小企業いじめ防止法」の制定

不当販売や優越的地位の濫用による「下請けいじめ」を防止するため、「中小企業いじめ防止法」を新たに制定し、大企業による不当な値引きや押しつけ販売、サービスの強要など不公正な取引を禁止するとともに、独占禁止法の厳格な運用により厳正に対処します。改正独占禁止法に定める「優越的地位の濫用」の禁止については、早急にガイドラインを制定します。あわせて、下請法の対象となる取引を拡大します。また、下請業者の代金債権を保全する仕組みを導入します。

公正取引委員会の機能強化と体制充実を図るとともに、審判制度は廃止します。

中小企業金融の円滑化

融資の際に不動産担保・人的保証に過度に依存することのない資金調達体制の整備、安定的な資金供給を受けられる多様な資金チャンネルを創設するとともに、政府系金融機関については個人保証を撤廃します。また、自殺の大きな要因ともなっている連帯保証人制度について、廃止を含めあり方を検討します。貸し渋り・貸しはがし対策として、中小企業向け融資について金融機関に対する指導監督を強化します。当面の金融危機への対応のため、中小企業に対する融資について債務の返済期限の延長その他の貸付の条件の変更を実施する金融機関に対して支援を行

います。「特別信用保証」制度を復活させ、保証制度をより使いやすくします。セーフティネット融資(原油高騰関係)の既往貸付の繰延返済を認めるとともに、セーフティネット信用保証の対象業種を中小企業庁関連の全900業種(創業後3年以上)に拡大します。

「地域金融円滑化法」を制定し、地域への寄与度や中小企業に対する融資状況などを金融機関が情報公開するルールを設定します。

中小企業の技術力の発揮と向上

中小企業の技術力と大企業や外国企業のニーズとのマッチングを効果的に行う環境を整備します。中小企業の培った技術力が次世代に適正に継承されるよう、税制の見直しなどの環境を整備するとともに、IT、バイオ、ナノテク、環境、エネルギーなどの先端分野に対する科学技術研究費を大幅に増やします。

中小企業の海外進出支援

官民連携により中小企業の世界市場への進出を支援します。技術力はあるもののブランド力(信用力)がないために海外進出できない中小企業があるからです。海外経験のある商社やメーカー等民間OBを活用し、中小企業に対して販路の拡大、貿易投資等の助言、人脈の紹介を行う制度をつくります。また、政府開発援助(ODA)の海外事業に関連して中小企業の活用を積極的に推進します。

中小企業の声に耳を傾ける仕組みづくり

中小企業経営者と行政関係者、金融関係者の政策協議の場を設けるなど、中小企業経営者の声を中小企業政策の企画立案および政策評価に反映させる仕組みをつくります。

地域の産業と雇用を守る 中小・小規模企業支援税制

中小企業に係る法人税の軽減税率を当分の間、11%とします。特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入措置は廃止します。

事業承継税制については、非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の確実な運用を図るとともに、個人事業者の事業承継の円滑化のための支援を強化します。

中小企業支援予算3倍増

中小企業支援予算の大幅増加を実現します。現在の中小企業対策予算に加えて、最低賃金の引き上げに対応した中小企業支援のための財政上・金融上の措置にかかわる予算、中小企業の研究開発力の強化のための予算などの確保に努めます。

ものづくり政策の推進

わが国の製造業が国際競争力を維持していくためには、製造現場における「ものづくり力」をさらに向上させていくことが重要です。「ものづくり人材」の確保、熟練技能者の退職に伴う技能継承教育の推進、研究開発投資の促進、知的財産の利用促進などの支援を行います。

地域経済の活性化

個別補助金の廃止と一括交付金化、権限の移譲など実質的な地方分権を実現することで、経済、文化、教育等の各分野で企業・人材の地方定着を促します。自治体が権限・財源を備えることで、地場の中小企業の研究開発促進、地域の伝統的な文化・技術の活用促進などに対する税制上の優遇措置や地域ファンドの体制整備など、地域ニーズに応じた施策を迅速に実現できるようになります。また、自治体が地場中小企業についての情報の発信を強化したり、事業集積力を向上させることなどにより、地域経済や地域の中小・小規模企業の活力を高めます。

中心市街地・商店街の活性化

地域コミュニティ再生のため、商店街の活性化を支援します。1階に商店街、2階以上を高齢者向けケア付き賃貸住宅とする複合建築物の建設などにより、「商住一体のまちづくり」を進めます。託児所や駐車場・駐輪場等を整備し、消費者が気軽に商店街に出かけられる環境を整備します。起業家のためのS O H O（在宅勤務の小規模オフィス）への活用や行政窓口設置により、空き店舗や空き地の利用を進めます。後継者不足に苦しむ商店街の新たな担い手育成を支援します。

都市景観の向上、防災施設や情報通信基盤の整備、電線の地中化等を促進し、バリアフリーで美しい商店街をつくります。

商店街に立地する大型店やチェーン店等の積極的な地域貢献活動参画を奨励します。

知的財産立国の実現

国際競争力の強化、科学技術の振興を図るために、知的財産権の強化に取り組みます。知的財産基本法をさらに具体化し、中小企業・ベンチャー企業に対する支援強化、知的財産紛争処理能力の強化、知的財産権に関する専門家の育成、地域をはじめとする産学の連携強化、研究開発予算の見直し、研究者の意欲向上につながる環境の整備、技術移転機関（T L O）の充実、模倣品対策や特許権侵害対策の強化を進めます。

起業・ベンチャー支援

ベンチャー企業の立ち上げを容易にすると同時に、中小企業などの技術開発を促進する制度を導入します（日本版S B I R制度の改善やS T T R制度の導入（*））。ベンチャー企業の株式購入時に投資額の一定割合を税額控除できる制度の導入やエンジェルネットワークの設立・運営を支援します。また大企業からのスピニアウト（リストラをきっかけとした開業等）に対して特別融資枠を設定することを含め、総合的な起業支援策を講じます。これらの施策を通じ、「100万社起業」を目指し産業の競争力を再生します。

* 日本版S B I R制度／S T T R制度：Small Business Innovation Research（中小企業技術革新制度）／Small Business Technology Transfer（中小企業技術移転制度）。いずれも中小ハイテク・ベンチャー企業への補助金制度。

事業規制の原則撤廃と次世代競争力の確保

現行の事業規制はすべてゼロベースで見直し、民間事業活動に関する規制を改革します。他方、公正競争の環境整備を推進します。すべての官業を納税者・生活者の視点で徹底して見直し、効率化と質の向上を図ります。

I T、バイオ、ナノテク、環境、エネルギーなどの先端技術分野における研究者・技術者の質的・量的不足の解消に向けて、集中的に施策を展開し、民間経済の成長・拡大を支えます。

W T O交渉の早期妥結

自由で多角的な貿易体制を目指す世界貿易機関（W T O）の多角的通商交渉（ドーハ・ラウンド）の早期妥結を目指します。W T Oについては、各国の利害や意見調整が難航し、多国間合意形成方式の限界が指摘される一方で、グローバル・ルールの策定、紛争解決制度の充実など、国際貿易における信頼性・安定性を確保する役割がより重要となっています。交渉の早期妥結に向け、日本がリーダーシップを果たすよう努めます。また、W T Oの機能をさらに充実させるため、W T O協定に労働基本権、環境条項などに関わる社会条項が盛り込まれるよう努力します。

E P A／F T A

（経済連携協定／自由貿易協定）

E P A／F T Aは、世界経済や産業構造、雇用など、多くの面において重要な影響が及ぶことから、国際競争力強化の切り札として適切に推進します。世界貿易機関（W T O）の理念との整合性を求めつつ、アジアに向けて開かれた日本の実現、および米国・

EU等との関係強化に向けて、一元的・一体的な交渉窓口をつくります。食の安全・安定供給、食料自給率の向上なども念頭に置きながら、積極的に推進します。

セーフガード発動の弾力化

貿易自由化に加えて、ドーハ・ラウンドの交渉対象となったダンピング防止措置などの貿易ルールも含む幅広い分野について議論を促進し、貿易制限的な措置や知的財産権侵害が行われないよう規律強化を求めています。また、急激な輸入自由化等により深刻な影響をこうむる場合には、世界貿易機関(WTO)協定で認められる範囲内でセーフガードが十分に機能するよう、発動手続きの弾力化などに努めます。

エネルギー

エネルギー安定供給体制の確立

エネルギーを安定的に確保するエネルギー安全保障の確立は、国家としての責務です。このため、長期的な国家戦略を確立・推進する機関を設置し、一元的に施策を進めます。

現在、日本のエネルギー自給率は原子力も含めて16%にすぎず、先進国では最低水準にあることから、自給率の目標を2030年に30%、2100年には50%とします。

安定的な経済成長を図るため、エネルギーやレアメタル(希少金属)等、資源の安定確保に向けた体制を確立し、資源保有国に対する戦略的な外交を強化します。

経済と環境との両立を図る エネルギー政策の確立

経済の持続的な成長と実効性のある地球温暖化対策との両立を目指します。省エネルギー、再生可能エネルギー技術を活用した新産業の育成を積極的に支援し、経済や雇用を活性化させます。風力、太陽、バイオマスなど再生可能エネルギーの1次エネルギー総供給に占める割合については、2020年までに10%程度の水準を目指します。

CO₂を増やさない非化石エネルギーの利用を促進するとともに、エネルギー供給インフラの信頼性確保に注力し、国民や企業の利便性、経済の効率性を損なうことなく、低炭素社会への円滑な移行を実現します。

また、環境やエネルギー利用効率化における新技術の移転普及のための国際協力を積極的に推進しま

す。

原子力政策に対する基本方針

原子力利用については、安全を第一としつつ、エネルギーの安定供給の観点もふまえ、国民の理解と信頼を得ながら着実に取り組みます。

原子力発電所の使用済み燃料の再処理や放射性廃棄物処分は、事業が長期にわたること等から、国が技術の確立と事業の最終責任を負うこととし、安全と透明性を前提にして再処理技術の確立を図ります。また、国が国民に対して原子力政策に関する説明を徹底して行うとともに、関連施設の立地自治体および住民の十分な理解を得るため、国と自治体との間で十分な協議が行われる法的枠組みをつくります。

安全を最優先した原子力行政

過去の原子力発電所事故を重く受けとめ、原子力に対する国民の信頼回復に努めます。原子力関連事業の安全確保に最優先で取り組みます。万一に備えた防災体制と実効性のある安全検査体制の確立に向け、現行制度を抜本的に見直します。安全チェック機能の強化のため、国家行政組織法第3条による独立性の高い原子力安全規制委員会を創設するとともに、住民の安全確保に関して国が責任を持って取り組む体制を確立します。また、原子力発電所の経年劣化対策などのあり方について議論を深めます。

設備・機器に対する検査、さらにはソフト面も考慮したいわゆる「品質保証型」の検査も含めた厳正な検査体制の運用、現行のあいまいなトラブル等報告基準を抜本的に見直し、事故・トラブルを原則的にすべて公開することなどの「原子力情報公開ガイドライン」を早期に具体化します。

国土交通

地方の特性を生かした国土政策

現行の画一的・縦割りの地域振興関係諸法を改め、地域独自の事情や特性に対応した振興策を実施します。地方分権の推進や都市と農山漁村との連携を図り、地域の自立化・多様化を実現し、安全で安心して生活ができる国土形成を目指します。

農山漁村は、超高齢化と若年労働者の流出が進み、過疎化による地域コミュニティの崩壊や農地・林地などの国土荒廃が進行しています。水源確保や土砂流出防止などの国土環境の保全機能、伝統文化や自然との共生等の文化・レジャー機能の充実など、多種多様な機能を生かすための支援策を展開します。

一方、都市部では、密集市街地の形成や交通渋滞の

発生など負の遺産が解消されていません。中心市街地の空洞化問題への対策、一極集中下での大規模地震など激甚災害のリスクの解消を重点とします。

島しょ部の揮発油税免除など過疎地域対策

過疎地域にふさわしいインフラ整備やコスト軽減に資する施策を推進します。

面積で国土の半分強を占める過疎地域では、著しい人口減少や高齢化が進んでいます。道路等のインフラ整備のほか、携帯電話やケーブルネットワークなどIT技術等を活用して高齢者に対する生活支援策を拡充します。

交通基盤整備などの公共事業については、都市部と過疎地域の格差が解消されていません。今後は公共事業のみに頼ることなく、各地域が特色を活かし自立的に発展していくよう、地方分権の一層の推進に重点を置いていきます。

また、島しょ部では、公共施設・設備等が十分に整備されず、本土への交通にもコストがかかることから、物価高を強いられています。島民の不便、本土との物価格差を緩和するため、島しょ部の経済活動に係る揮発油税を免除します。

地域活性化に立脚した観光政策

民主党の要求を全面的に盛り込んで成立した観光立国推進基本法を基本に観光政策を推進します。

各地域の魅力向上に向けたまちづくり、景観形成、農山村や里山づくりなどを進め、地方公共団体と地域住民が主体となった観光政策への取り組みを支援します。

各地域の歴史や伝統・文化、さらには貴重な自然の保全と活用を進め、同時に住民が学ぶ機会を提供します。休暇・休日制度を見直し、より柔軟に休暇を取得できる仕組みをつくって休日の分散化を進めます。総合的な交通体系と景観に配慮した街や交通施設の整備を進め、国内外からの観光客の視点に立った観光政策を推進します。

民主党の要求によって2008年10月に発足した観光庁については、文化の視点も加味し、観光立国の実現に関する施策を総合的、効果的かつ効率的に推進します。

人にやさしい地域主権のまちづくり

これからは画一的なまちづくりではなく、自治体への大幅な権限と財源の移譲を前提に、それぞれの基礎自治体が街の特性を活かしたまちづくりを推進できるようにします。

道路や施設などインフラ整備のハードづくりと、土地の名産品や祭りなどコミュニティを盛り上げる

ソフトづくりを最適に組み合わせ、住民・NPO参加による行政等の運営を行い、「人の温かさが感じられるまちづくり」を進めます。

新たな発展を続ける大都市と、商店街の空洞化や人口の過疎化、社会基盤整備の衰退などに直面する地域との格差拡大の解消に努めます。

現在の法体系を抜本的に見直し、建築基準法を単体規制に特化、大胆な地方分権を前提として都市計画法をあまねくすべての地域を対象とする「まちづくり法」に再編、景観・まちづくりの基本原則を明記した「景観・まちづくり基本法」を制定することなどにより、コミュニティと美しく活気あるまちの再生・保全を図ります。

高齢化など社会環境に対応したまちづくり

高齢化社会、人口減少社会等に配慮したまちづくりを進めます。「交通バリアフリー法」と建築物に関する「ハートビル法」は「高齢者、障害者等の移動等の促進に関する法律」に統合されましたが、さらなる改善が必要です。

具体的には、①移動の権利、社会参加の機会の保障②総合的・計画的な移動円滑化の実施を規定③高齢者・障がい者などの意見を反映する仕組みと利用しやすい施設の整備④関連施設利用については車いすの利用を拒むことができない——等です。移動制約者の自立と社会参加の促進のため、引き続きバリアフリー社会の実現を目指します。

環境・暮らしにやさしい下水道法等の改正

下水道整備が各自治体の大きな負担要因になっているとの認識に立ち、硬直的な接続義務を見直す法改正を行い、下水道に偏重した汚水処理対策を正します。

合併浄化槽は、汚水処理性能が下水道と比較して遜色のない水準に達していること、過疎地域において経済効率において優れていること、循環型社会の形成に寄与する機能を有することが指摘されています。このため、下水道法を改正し、公共下水道の排水区域内において合併処理浄化槽で汚水を処理している場合、公共用水域の水質の保全や公衆衛生の見地から著しく不適切な場合を除き、公共下水道への接続義務を免除する等の措置を講じます。

「住」の大切さ、可能性を重視した政策の展開

従来の持ち家取得への偏重を是正し、ライフスタイル・ライフステージに合った住宅政策への転換を図ります。

生活・住宅困窮者にとって、公営住宅などは重要

なセーフティネットです。高齢者や障がい者、子育て世帯にも対応できるよう、賃貸住宅の機能の充実、賃貸市場の活性化、家賃補助等の支援策を講じます。

長期優良住宅の普及促進をはじめ、省エネ化、バリアフリー化、耐震化を目的とした既存住宅の活用・改修と、そのための記録管理・審査・診断などのシステム整備を推進することにより、持続可能な安全かつ安心できる住生活を確保します。

建築基準法などの関係法令の抜本的見直し、住宅建設に係る資格・許認可の整理・簡素化、関連組織の整理・縮小に取り組みます。また、よりきめ細かな住宅政策を推進するため、必要な予算をすべて地方自治体に一括交付します。

地球と人に優しい家づくり

これからの新築住宅は、長寿命・耐震・断熱・バリアフリーで建て替えずに長期の使用に耐える仕様を基準とし、中古住宅のリフォーム・改築も推進します。外断熱・高断熱・窓の改修などを促進するとともに、住宅性能表示の一つの方法として、その住宅の年間のエネルギー消費量を表示する「エネルギー証明書」を普及させます。

トイレ・浴室の改良、屋内の段差解消、階段の勾配緩和など高齢者が住みやすい住宅リフォームを重点的に支援します。

太陽光パネルの設置を助成し、電力の電力会社による買い取り制度も拡充します。低炭素社会へ向け、国産材を使った木造りの長寿命住宅を推進します。

シックハウス対策やアスベストの暴露対策などやさしい家づくりを徹底します。

安心取引で中古・リフォーム・賃貸市場を活性化

中古住宅物件に瑕疵がないか等を正しく診断できる人（ホームインスペクター）を育成することで、中古住宅を安心して取引できるようにします。このため、施工現場の記録を取引時に添付することを推進します。

一つの業者が売り手と買い手の両方から手数料を取る両手取引を原則禁止とします。

高齢者、障がい者、子育て世帯も住みやすい優良で多様な賃貸住宅を整備します。賃貸居住者に対する家賃補助や所得控除などの税制支援も創設します。定期借家制度の普及を推進します。

住宅ローンをノンリコース（不遡及）型にする環境も整えます。現在は土地の価値のみでなされている「リバースモーゲージ」（住宅担保貸付）は利用しやすくなります。

木造住宅と国産材の振興で地域に息づく家づくり

木材住宅産業を地域資源活用型産業の柱とし、地域の自立と振興を推進します。伝統工法を継承する技術者、健全な地場の建設・建築産業を育成するとともに、施工者の技能が客観的に分かる仕組みを作り、消費者が安心して注文できるようにします。

間伐が遅れているところは、集約化施業によって山村を活性化し、近くの山で採れた木で家づくりができるようにします。

総合交通ビジョンの実現

以下の三つの視点で総合交通ビジョンを策定し、その実現を目指します。①自動車中心の街づくり政策を転換し、路線バスや軌道系交通（鉄道、路面電車、次世代型路面電車システム（LRT）等）を充実②道路を整備する費用をバス事業者等に補助し、サービスが向上するインセンティブを与えることにより移動困難者の利便性を確保③路線バスや軌道系交通機関などのマス・トランスポーテーションを見直し、環境負荷の低減につながるモード（交通機関）の整備——などに努めます。

交通基本法の制定

「交通基本法」を制定し、国民の「移動の権利」を保障し、新時代にふさわしい総合交通体系を確立します。

その内容は、①国民の「移動の権利」を明記する②国の交通基本計画により総合的な交通インフラを効率的に整備し、重複による公共事業のムダづかいを減らす③環境負荷の少ない持続可能な社会を構築する④都道府県・市町村が策定する地域交通計画によって地域住民のニーズに合致した次世代型路面電車システム（LRT）やコミュニティバスなどの整備を推進する——等です。

徹底したオープンスカイ政策の推進

各地域の特性やニーズに応じた航空政策を展開します。

現在、国際拠点空港は、成田、関空、中部で、旅客ベースで日本全体の9割弱、貨物ベースで95%のシェアがあります。今後、国際的に大交流時代を迎えることを考え、この三つの空港にだけ集中させるのではなく、北海道、福岡、沖縄等の空港の機能を向上させます。

着陸料や航空機燃料税など、国際的に比較しても高い費用を軽減して障壁をなくし、オープンスカイ政策を進めます。

また、地方空港については、近距離の国際便、特に

アジア圏内の交流を中心に、国内効率の容易性を高めるよう、総合的な航空政策を進めるとともに、経営収支の開示を進めます。

産業政策としての物流

国際物流と国内物流の拠点の棲み分けを明確にした機動的な政策を確立します。

国際物流については、釜山、シンガポールや香港などのアジア地域の港湾が物流のハブとしての地位を高めていることにかんがみ、日本の港湾の国際競争力回復に努めます。

国内物流については、海外から日本に到着したモノ、そして日本から海外へと出て行くモノの流れを円滑にすることと、生産地ならびに消費地としての日本の魅力を向上することに重点を置きます。

物流面での玄関口としての空港と港湾に関しては、すべての窓口において効率化を進めることを前提としつつ、特定重要港湾のうち複数の港湾、特に消費地への近接性や高規格道路等との接続性を考慮し、選択と集中の考え方のもとで特定の国際物流拠点の24時間化を進めます。なお、その他の空港および港湾は国内物流の環境負荷の小さい輸送手段への転換(モーダルシフト)を進めます。

新たな海洋政策の展開

東シナ海のガス田等、わが国の海洋権益・資源を守るために、民主党が主導して成立させた海洋基本法等を厳正に執行します。

また、海上保安庁の体制強化を図る見地から、海上保安庁職員の適正な確保、海上保安庁の巡視船艇・航空機の整備を行います。

なお、わが国の海洋権益にとって重要な位置を占める沖ノ鳥島の保全等に全力を尽くします。

国際貨物コンテナ運送における安全の確保

国際海上コンテナの輸入貨物については、外国で積み込まれ、積み付けの状態や重さ、内容物が荷主に外には分からない状況です。

国際貨物コンテナ輸送の特殊性にかんがみ、国際貨物コンテナ輸送における輸送の安全を確保するため、以下の措置を定めた法律を制定します。

①荷主がコンテナの重量、貨物の品目、積み付けの状況などが記載されたコンテナ情報書面を作成し、トラック事業者に交付する②トラック事業者はコンテナ情報書面をトラックドライバーに交付する③トラックドライバーは、コンテナ情報書面を受領しなければコンテナの運送をしてはいけない。

タクシー行政の抜本改革と地域公共交通の活性化

民主党は、「タクシー改革ビジョン」を取りまとめ、①タクシーは、公共交通機関である②タクシー行政の地方分権を行う③利用促進と需要拡大に向け、悪質事業者排除と供給調整の実効ある仕組みを構築する④安全に配慮した適正な運賃を原則とする——という基本方針に基づきタクシー関連改革2法案を提出しましたが、運賃・料金の許可基準の見直しなどその提案が全面的に受け入れられ、政府提出の特措法案が修正成立しました。この改正タクシー関連法の厳正な執行を図り、検討条項に盛り込まれた課題について成案を得るなど、今後ともタクシー行政の改革に取り組んでいきます。

また、バス・船舶・鉄道をはじめ、次世代型路面電車システム(LRT)などの導入も含めて、地域の公共交通の維持・再生・活性化の施策を充実させます。

交通面における環境負荷の軽減

物流分野において、トラックによる輸送との共存を図りつつ、環境負荷の小さい船舶や鉄道輸送へと転換(モーダルシフト)する政策を展開します。荷主が輸送機関を選択する立場にあることを重視し、荷主等にモーダルシフト推進計画の策定と実施状況の報告を義務付けます。

自転車は、環境負荷を低下させるとともに、健康増進などの点で大きな利点がある一方で、交通事故の発生、放置自転車などの問題も見られます。自転車に係るルールやマナーの理解・順守が進むよう、自治体、民間ボランティアとも連携しつつ、安全・快適な自転車利用に向けた啓蒙活動を強化します。あわせて、自転車道の適正な整備、自転車の通行ゾーン設置に関する明確な指針づくりに努めます。また商店街の空き店舗利用などにより駐輪場の整備を図ります。

鉄道政策と鉄道外交の推進

国全体の総合交通体系を確立し、その中で新幹線整備のあり方を位置づけた上、国民の理解を得ながら整備を進めます。

実現に向け、東京・名古屋間において実験・協議・整備が進められている中央リニア新幹線についても、世界の先端技術を伸ばし、活かす観点から支援します。

経済的な発展と温暖化対策との両立が求められる国際的な状況において、日本の鉄道技術を世界に発信します。

道路行政等の抜本改革

道路をめぐる政策を中央集権の国のかたちを変える突破口と位置づけ、道路その他の社会資本整備に関わる行政を根本的に改革します。

揮発油税等の暫定税率の完全廃止、本則税率部分の一般財源化を図ります。国は高速自動車国道を、地方は自らが必要とする道路を担うこととし、直轄国道、補助国道等の管理区分を見直して道路整備の権限を大胆に地方に移すことを基本とします。

そのため、①特別会計の廃止②地方財源の確保③国として整備すべき高速道路の選定④国土開発幹線自動車道建設会議(国幹会議)の廃止⑤道路整備における国と地方の役割の抜本的見直し⑥費用便益分析の厳格な実施を含むコストの徹底した見直し⑦新たな事業評価方式の策定⑧独立行政法人や公益法人など天下り団体の徹底整理——などを図ります。道路、河川、港湾など公共事業の地方分権を進め、あわせて関係出先機関を原則廃止・縮小します。

高速道路の無料化

高速道路は、原則として無料とします。これにより、①生活コスト・企業活動コストの引き下げ(最大2.5兆円の国民負担の軽減が可能、家計消費増や企業の設備投資・賃金引き上げ等で内需拡大)②地域活性化(生活道路、地域道路としての利用、サービスエリア・パーキングエリアの活用を含む観光産業活性化など)③温暖化対策(渋滞の解消・緩和、CO₂の発生抑制など)④ムダづかいの根絶(バイパス建設抑制による財政負担の軽減など)——を図ります。

首都高速・阪神高速など渋滞が想定される路線・区間などについては交通需要管理(TDM)の観点から社会実験(5割引、7割引等)を実施して影響を確認しつつ、無料化を実施します。

実施に当たっては、道路会社の職員の雇用、首都高速・阪神高速の株主たる自治体の理解、競合交通機関への影響及び交通弱者等に対する十分な配慮を講じます。

運輸安全委員会の厳正な運用

政府の規制緩和の結果、安全が軽視され、労働条件が悪化しました。民主党の要求で修正成立した法律に基づき運輸安全委員会を厳正に運用し、公共交通等の安全対策の総点検などに取り組みます。

公共事業改革

省庁縦割りのムダを省くため、社会資本整備関連計画を一本化し国会承認事項とするとともに、再評価・事後評価の仕組みを盛り込んだ「公共事業コントロール法」を制定します。これにより、ムダを省き

効率的で地域の実情にあった、本当に必要とされる公共事業を推進します。

中小建設事業者対策

現下の厳しい経済情勢をふまえ、機動的な中小建設業再生策を講じます。

整理統合・協業化、災害復旧への知見をはじめとする本業を生かした取り組み、新分野への進出、取り組み実績の入札資格要件等での評価、きめ細かなセーフティネットの確保など構造転換への支援策を強化します。また、官公需法の適用推進、公正さを目指した入札方式の確立などにより中小建設業の受注機会の確保につとめます。さらに、建設業法の順守等による元請け・下請け関係の適正化、高齢化・担い手不足に対応するための技能承継等に係る支援、専門学校と地域建設業が連携した人材育成策の強化、各種の貸付制度や保証制度を活用した公的融資制度による支援の拡充などを図ります。

大型公共事業の見直し

川辺川ダム、八ッ場ダム建設を中止し、生活再建を支援します。そのため、「ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法(仮称)」の制定を目指し、国が行うダム事業を廃止した場合等には、特定地域について公共施設の整備や住民生活の利便性の向上および産業の振興に寄与する事業を行うことにより、当該地域の住民の生活の安定と福祉の向上を図ります。

PFIの促進および検証

プライベート・ファイナンス・イニシアチブ(PFI)とは、道路、橋、刑務所や役場庁舎といった公共施設の建設や運営を、資金調達を含め民間事業者に委ねることで、公共事業のコストを削減する手法です。一番の目的は、事業にかかるリスクを民間事業者に負わせることで、民間の経営感覚を活用し、効率的でコストと品質のバランスのとれた公共サービスを提供することにあります。

PFI制度をさらに積極的に活用するため、導入する数値目標を定めるとともに、促進を阻害する法律・政省令・条例等の改正を進めます。これにより、民間の創意工夫を活かした質が高く効率的な事業を取り入れ、税金のムダづかいをなくします。

治水政策の転換(みどりのダム構想)

ダムは、河川の流れを寸断して自然生態系に大きな悪影響をもたらすと同時に、堆砂(砂が溜まること)により数十年間から百年間で利用不可能になります。環境負荷の大きいダム建設を続けることは将

来に大きな禍根を残すものです。自然の防災力を活かした流域治水・流域管理の考え方にに基づき、森林の再生、自然護岸の整備を通じ、森林の持つ保水機能や土砂流出防止機能を高める「みどりのダム構想」を推進します。

なお、現在計画中または建設中のダムについては、これをいったんすべて凍結し、一定期間を設けて、地域自治体住民とともにその必要性を再検討するなど、治水政策の転換を図ります。

環境

環境政策(全般)

持続可能な経済社会を目指し、環境容量内での循環型社会システム構築に向け、積極的に取り組みます。また、従来の経済活動を環境の視点から質的に見直し、さらなる環境技術、省エネ技術、省資源・リサイクル技術等の開発・普及、環境保全を事業発展に結びつけるビジネスモデルの開発など、環境への取り組みを積極的に推進することにより、環境負荷の低減と環境配慮型経済発展につながる、いわゆる環境と経済が統合した社会の実現を目指します。

特に、美しい自然や生命を育む地球を将来の世代に引き継いでいくことは、いまを生きている私たちの責任です。環境問題を解決し、持続可能な経済社会をつくるために、環境意識の向上、市民参加、情報公開、良好な自然の保全と回復、公正で環境影響を内部化する市場構築、都市計画制度を含めた広範な制度の改革、N G Oによる国際貢献の積極的な促進や支援などの施策を推進します。

地球温暖化対策基本法の創設

地球温暖化対策基本法を制定し、2020年までに1990年比25%、長期的には2050年までのできるだけ早い時期に60%超の温室効果ガス排出量削減を実現します。

①中・長期目標の設定②国内排出量取引市場の創設③再生可能エネルギー導入の強力な推進④地球温暖化対策税の導入⑤省エネルギーの徹底⑥森林吸収源対策の推進⑦環境技術開発⑧環境外交の促進⑨脱フロンへのさらなる推進⑩C O₂の「見える化」の推進⑪都市過熱化防止——等の措置を講じます。これにより、地球環境・生態系の保全、新たな産業の創出、就業機会の拡大など環境と経済発展の両立を図ります。

実効ある国内排出量取引市場の創設と地球温暖化対策税の創設

キャップ&トレード方式による実効ある国内排出量取引市場を創設します。

また、地球温暖化対策税の導入を検討します。その際、地方財政に配慮しつつ、特定の産業に過度の負担とならないように留意した制度設計を行います。

C O₂の「見える化」の推進

地球温暖化対策への配慮ある消費行動を促すため、C O₂の「見える化」(カーボン・ディスクロージャー)を推進します。その一環として、電気代やガス代等の請求書や領収証にC O₂排出量等の記載を推進します。

エネルギー以外の商品の供給・販売に関しても、C O₂排出に関する情報を通知する制度の導入を推進し、消費者の商品選択に利用できるようにします。

また、有価証券報告書等に温室効果ガス排出量及び地球温暖化に関わるリスクと対策を明示する措置を講じます。

固定価格買い取り制度の導入

再生エネルギーの利用促進により、エネルギー分野での新たな技術開発・産業育成をすすめるため、安定した雇用を創出するため、再生可能エネルギーによる発電量の全量を一定期間、一定価格で買い取る固定価格買い取り制度を導入します。あわせて、スマートグリッド(効率的な電力網)等の技術開発・普及を促進するとともに、設備の設置費用に対する財政上の措置を拡充します。

主導的な気候変動・環境外交の展開

コペンハーゲンで2009年12月に開催されるC O P 15では、ポスト京都議定書に向けた新たな枠組みの構築が主要な議題となります。わが国は、エネルギー効率化の視点を踏まえつつ、米国、中国、インド等の主要排出国の参加を促すべく、気候変動の国際交渉におけるリーダーシップを発揮します。さらに、地球温暖化対策に資する技術移転を促進します。

また、政府開発援助(O D A)の環境分野への集中・特化など環境外交を展開し、主導的役割を果たします。同時に、酸性雨や黄砂など国境を越えた環境被害に対しても、日本の環境安全保障の観点から国際的な協力の下に対策を進めます。

オゾン層破壊防止・フロン回収

フロン類は強力な温暖化物質であり、オゾン層破壊や地球温暖化の原因となるなど、その回収、破壊、代替物質への転換が重要になります。また、大気中で

の寿命も長いことから、一旦大気中に放出されると、地球環境に対して長期間大きな影響を与えることとなります。

民主党がかねてから主張していたフロン回収・破壊法が成立しましたが、OA機器などに用いられるダストブロー（ごみ吹き飛ばしスプレー）や断熱材への使用規制が十分に行われていないなどの問題が残されています。

今後も環境負荷の少ないフロン代替物質への転換、使用規制などを進めます。

環境教育の推進

持続可能な経済社会を構築するためには、ライフスタイルの変革や意識改革が不可欠であり、家庭をはじめ、学校、地域、職場などあらゆる場と機会を通しての環境教育の推進が重要です。民主党主導で超党派による法律が成立しましたが、十分とはいえないことから、今後も環境教育のあり方について、国民的な議論を喚起し、幅広い検討を進めていきます。

また、エコツーリズム（自然や農業に親しむ観光）などを推進し、自然環境保全体制を整備するとともに、自然環境・生物多様性の重要性、希少性、経済性を学び、自然環境が損なわれる事態が生じないように、意識の向上のための取り組みを進めます。

環境影響評価(環境アセスメント)制度の拡充

環境影響評価法(環境アセスメント法)は施行されて10年が経過し、その見直し時期にあります。

現行法では市民参加の機会が限られており、自治体ではそれを補填すべく条例で市民参加の機会を定めています。また、アセスの実施と評価を事業者自らが行う制度となっており、評価の客観性に疑問が持たれます。

このため、環境アセスメント法を改正し、対象事業の範囲の拡大・評価項目の追加、情報公開と市民参加の機会の拡充などを実現します。また、自治体による市民参加の機会の拡充を支援します。全事業に対する国レベルでの戦略的環境アセスメント制度（SEA）の導入をめざします。

環境調和型公共事業

環境アセスメント法の成立により、公共事業についても、ある程度の環境配慮がなされることとなったものの、未だに公共事業による自然破壊が進んでいます。また、従来行われた公共事業についても、環境への影響を検討し、環境復元措置等の対策を施さなければなりません。公共事業は国の事業を限定するとともに、ダムは一定期間その建設を凍結し、抜本

的に見直しを行うべきです。また、ダムに頼らずに森林の保水力などによって治水を行う「みどりのダム構想」を具体化します。諫早湾干拓事業や吉野川河口堰改築事業、泡瀬干潟の干拓事業など環境負荷の大きい公共事業は、再評価による見直しや中止を徹底させます。

一方で、河川の再自然化や湿地の復元、ビオトープの整備など、環境再生のための公共事業を地域のNGOなどと協力しながら積極的に行い、循環と共生のための社会資本整備を推進します。

調査・研究、環境保全制度の充実

環境問題に関する科学的知見の集積を今まで以上に積極的に行うため、情報収集や国際協力などの予算を大幅に増額します。環境負荷の少ない科学技術を普及させるため、経済的措置等の導入による誘導策や財政支援策を積極的に行います。

グリーン契約

民主党が主導して制定された「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(グリーン契約法)に基づき、国などが率先して、単に価格の優位性ばかりではなく、最善の環境性能を有する物品・サービスを提供する者と契約できるように、契約制度の在り方について総合的に検討・見直しを進めます。

環境健康被害対策

環境健康被害の回復・軽減策および被害防止対策の迅速な実施を図るため、「環境健康被害者等救済基本法」を制定します。その内容は、①被害者救済に関する基本施策の策定②原因究明・調査・研究を国などに義務づけ③認定基準の緩和④行政からの独立性を高め環境健康被害等基準策定等委員会の設置⑤訴訟関連支援制度(相談窓口の設置、専門家・海外知見等の紹介等を国などに義務づけ)の整備⑥救済給付制度(医療費、療養費、交通費等)の整備——等です。これによって、これまで解決できなかった被害者の多くが迅速に救済されることになります。

また、水俣病、アスベストによる被害などの個別的な対策が求められている環境健康被害については、個別立法による速やかな被害者救済と被害の拡大防止を図り、包括的な解決に向け全力で取り組みます。

水俣病問題対策

民主党は171回通常国会に「水俣病被害の救済に関する特別措置法案」を提出しました。2004年10月の最高裁判決を尊重し、水俣病被害者の認定基準について主治医の判断を尊重すべきことも明記し、給付

金支給額は300万円としました。救済内容は①一時金②医療費③療養手当の3本柱から成っています。被害の全容解明の実態調査、研究等も盛り込み、潜在患者に対しても必要な措置を講じる内容となっています。

別途法案を提出していた与党と協議を行い、与党案の地域指定等の解除に関する条項の削除、対象とする症状の拡大、チッソ分社化に対する歯止め措置等を勝ち取り、法案名から「最終」の文言を削り、法案の実態的な規定についても「最終解決」との文言から「最終」を削除し、単に「解決」と修正しました。

以上の経緯により、民主党が目指した内容がほぼ盛り込まれた「水俣病被害者の救済および水俣病問題の解決に関する特別措置法案」が衆議院環境委員長提案で成立しました。法案の厳正な執行を含め、今後とも水俣病被害者の全面的救済に努めていきます。

総合的な化学物質対策

縦割り行政を排し、人の生命・健康と環境を守る観点に立った総合的な化学物質対策を進めます。化学物質の製造から廃棄までの全体を予防的取り組み方法に基づいて包括的に管理するための総合的な法制度の構築に向けて「化学物質政策基本法(仮称)」の制定を目指します。

カネミ油症被害者対策

ダイオキシン類が混入した食用油の摂取により、九州地方を中心に1968年に発生したカネミ油症事件について、民主党の法案提出が契機となって患者救済のための法律が2007年に成立しました。今後、ダイオキシン類による健康被害の全体像を国の責任で把握するとともに、医療の自己負担分の支援や健康管理手当、特別遺族給付金の支給等、現在もお健康被害に苦しむ被害者の支援に取り組みます。

シックハウス対策

建築物に由来する化学物質被害を防止し、シックハウス被害者がこれ以上増加することを防ぐため①建築物完成後の居室内の有害化学物質濃度測定を義務化し、基準を超えた場合には改善を求める②大規模な公共建築物における有害化学物質の定期的な測定を義務づける——等を内容とする「シックハウス対策2法」の制定を目指します。

シックハウス症候群や化学物質過敏症など、化学物質による健康リスクを低減させるために、実態調査や発症メカニズムの解明など科学的知見を充実させます。被害者には、有効な治療体制の確立、都道府県ごとに長期滞在型療養施設を建設するなどの対策

を進めます。

殺虫剤による健康被害 (化学物質過敏症や急性中毒等)対策

殺虫剤などによる健康被害の防止のため、①殺虫剤などの使い方や、人の健康や生活環境にとっての危険性を明記することを義務付ける②住宅地等で大量に使用する場合を守るべきルールを都道府県知事等が定める③安全な殺虫剤の研究開発をメーカーの努力義務とする——などを内容とする「殺虫剤規制2法」を制定します。

ノンアスベスト社会の実現

ノンアスベスト社会の実現のため、「石綿対策総合的推進法」を制定し、既存アスベストの把握・管理・除去・廃棄等、一貫した総合対策を実施します。

アスベスト(石綿)を含む製品および建築物等について全国調査と情報開示を行い、表示を義務付けます。有害性や飛散性、利用状況について優先順位付けをした上で、段階的・計画的な除去・廃棄等、およびそこに至る間の適切な管理を促進するとともに、飛散防止対策に一層取り組みます。関連する省庁・諸法令間の不整合を是正し、必要な場合には新たな法令対応を含めて隙間を埋めていきます。アスベスト含有廃棄物の処理方法について早急な調査を行い、規制を強化します。過去の法令や通達を精査し、行政責任を明確にします。被害者補償、健康管理、飛散防止、解体や廃棄に必要な財源確保のため、基金を創設します。また、アスベスト含有廃棄物の安価で安全な無害化技術の確立に向け、研究を促進します。

アスベスト健康対策

被害者の属性により救済内容に格差が生じない隙間のない救済を実現するため、縦割り行政を排し、情報公開、情報開示の促進、患者・家族をはじめとする関係者の参加を確保しながら、アスベスト対策を総合的に推進します。

具体的には、石綿被害者救済法による救済レベルを、労災保険給付と同レベルに引き上げます。アスベスト関連疾患に関する情報開示、悪性中皮腫の全数調査を行い中皮腫登録制度を発展させます。石綿肺などアスベスト関連疾患を救済制度の対象疾患に追加するなど、救済対象を広げ、質の高い診断と治療・研究を推進します。家族や周辺住民への影響については、無料健診など住民等に対する健康管理体制を確立します。アスベスト等に起因する業務災害については、近隣工場労働者、復帰前沖縄米軍基地での暴露も含め、時効期間が過ぎても請求できるようにします。健康管理手帳制度を改善し、当該企業が倒産等

をしている場合は、国による健診など健康管理体制を確立します。

大気汚染対策

微小粒子状物質「PM2.5」の生体影響への懸念に加え、新たな公害の発生を未然に防ぐために、環境基準を早急に設定し、規制等の対策を強力に推進します。

また、自動車NO_x・PM法に基づく対策地域を有する大都市圏での二酸化窒素濃度や浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準が依然として未達成のままであることから、道路環境対策(交差点の立体化や踏切の改良等)、流入車対策(ロードプライシング制度の導入等)や排ガス削減対策(低公害車の導入促進等)など、大気環境改善のための諸対策を積極的に推進します。

さらに、大陸からの大気汚染物質の流入や窒素化合物(NO_x)と揮発性有機化合物(VOC)の濃度比の変化などが関係していると言われる光化学オキシダント(O_x)濃度上昇に対応するためにも、越境大気汚染防止の国際ルール策定や、大気汚染の悪化が著しいと指摘される中国等に対する規制強化の働きかけなど、国際協力の拡充・強化を行います。

土壌汚染対策

工場跡地などで化学物質による土壌汚染が見付かるケースが続いており、人の健康や生態系への影響が懸念されています。2003年に土壌汚染対策法が制定されましたが、対象範囲が狭いなどの限界が指摘されてきました。

これを踏まえ、民主党主導で修正成立した改正土壌汚染対策法の厳正な執行を監視しつつ、住民が安心できるよう生活環境や生態系に対する影響への対処、情報公開等、的確で確実な対応を進めます。

水循環の確保

日本の水循環の状況を見ると、省庁縦割りの水管理によって、自然環境を活かした循環とはなっていません。現状では細分化され目的も異なる森林、河川、海岸等に関連する各法律を、水循環という観点から環境指向的な一つの法律として統合します。

その際には、住民参加と情報公開により、地域の自然的・文化的・社会的特性に応じて住民が森林や河川の問題に真剣に取り組むことのできるシステムを法律に組み込みます。

また、水不足が深刻な国々の貧困層に十分で安全な水が供給されるよう積極的に援助します。

総合的な廃棄物・リサイクル対策

省資源型の循環型社会への転換を実現し、廃棄物の不法投棄や不適正処理を防ぐため、法制度を抜本的に見直します。

具体的には、①環境への影響の未然防止を徹底するなどの廃棄物・リサイクル政策の原則の確立②製品製造者の廃棄製品引き取り対象品目の範囲拡大③情報公開による施策の透明化④一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直し(事業者が排出する廃棄物はすべて事業系廃棄物と整理するなど)⑤排出者責任の徹底⑥リサイクル名目の不適正処理の防止⑦計画的な省資源化・資源循環の推進⑧リサイクル率・回収率引上げが必要な製品の指定⑨リサイクル材の規格化による利用拡大⑩罰則強化等による廃棄物管理の徹底——などを図ります。

拡大生産者責任を重視するとともに、リサイクル費用の負担のあり方を幅広い関係者一体となって検討し、各リサイクル法での費用徴収時期を統一するなど、分かりやすい制度の構築を目指します。また、将来のリサイクル費用に充当するための引当金制度の創設など、製造事業者によるリサイクルを支援します。

家電については、①リサイクル対象家電とパソコンのリサイクル費用の徴収時期の統一(すべての製品について可能な限り購入時にリサイクル費用を支払う仕組みを検討)②リサイクル対象品目を拡大——等の見直しを進めます。

食品については、未だ廃棄処理されている生ゴミ等が相当量ある実態を勧奨し、バイオマスの活用などによるリサイクルを推進し、全ての生ゴミがリサイクルされる社会を目指します。

容器包装については、リサイクルの推進を図ると同時に、環境負荷とコストの低減にも資するリユース(再使用)の推進を図る観点から、預託金を返却するデポジット制度に裏打ちされたリターナブル容器の普及促進などを積極的に推進します。

廃ハイテク製品含有希少金属の再資源化体制の構築

大量に廃棄されるハイテク製品(携帯電話・パソコンなど)の中には有用な希少金属(レアメタル)が含まれており、日本はレアメタルの資源大国とも言えます。廃ハイテク製品の国内回収システムの構築による不適正な海外流出の防止や回収率の向上、環境負荷が少なく安全かつ効率的な含有希少金属の抽出技術の開発など、レアメタルの再資源化に向けた取り組みを積極的に推進します。

最終処分場の恒久的監視体制の構築

「負の遺産」として遠ざけられがちな廃棄物の最終処分場について、適正かつきめ細かな管理・監視体制を構築し、人の健康が脅かされることのない、安全・安心な社会づくりを目指します。

そのために、①安定型最終処分場について、埋立て可能な安定5品目(廃プラスチック、金属くず、ガラス陶磁器くず、ゴムくず、がれき類)以外の混入を防ぐための監視・チェック体制の構築②維持管理積立金の算出法の見直し(状況の変化に応じた弾力的かつ的確な算出法を確立)と適正な管理の確保③最終処分場についての恒久的監視体制の構築④国または国の支援による有害物質無害化技術の研究開発——等を進めます。

不法投棄事案対策

不法投棄事案について、可能な限り早期に原状回復が得られるよう、必要な対策を積極的に推進し、その全面的な解決を目指します。

2013年3月末で失効してしまう「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」(産廃特措法)の適用期限を延長する法改正を行います。さらに、①産廃特措法に基づく国庫補助金(「三位一体改革」により廃止)の復活②国(国の地方機関を含む)と都道府県等との連携協力関係の強化促進③原状回復(支障の除去等)関連技術の研究開発及び応用実証試験——等を積極的に推進します。

漂流・漂着ゴミ対策

漂流・漂着ゴミ対策として、①漂流・漂着ゴミの迅速かつ適正な処理(回収・運搬・処分)の推進に必要な国の財政支援措置を充実させ、特に離島市町村への支援を拡充②海岸管理者と市町村の処理責任の所在や分担について現行法を整理し、縦割り行政を是正③農林水産省・国土交通省所管の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の採択基準(漂着量が基準)を緩和④災害等廃棄物処理事業費補助金の対象地域を拡充⑤漂流・漂着ゴミ削減のための国際協力体制を構築⑥国内の陸域や沿岸域における発生源対策を推進——といった様々な観点からの取り組みを総合的に推進するとともに、地域の実情に応じた実効ある対策を積極的に推進します。

離島の廃棄物対策の推進

離島の廃棄物問題は、離島ならではの特殊性から特に厳しい状況に置かれています。離島の状況を踏まえ、島の振興策一辺倒ではなく島の環境の保全とともに観光の振興にも資する対策として、①廃棄物集積ヤードから港湾までの陸上搬送コストおよび海

上搬出コスト問題への対応②港湾における廃棄物仮置ヤードの整備③漂流・漂着ゴミ対策の推進④不正処理(不法投棄など)の恐れのある島外廃棄物の流入未然防止体制の構築⑤斃死(へいし)魚の処理対策——等を推進します。

生物多様性の保全(野生生物保護)

民主党主導で超党派の議員立法により成立した生物多様性基本法の目的を達成するために、まだ生物多様性の確保に関わる改正が行われていない「種の保存法」の改正、外来生物種規制法の改正、野生生物の生息地の保全と農林水産業被害対策のための人材育成や技術開発に必要な措置等を講じます。また、戦略的環境アセスメント(SEA)の義務化、教育等の充実、普及啓発や広報、省庁間の連携強化に取り組みます。

豊かな生態系を育む自然環境を国際的に保護するための基金等への拠出を推進し、NGOと協力しながら国際的な調査研究を積極的に支援します。特に、残された貴重な湿地を保全し、失われた湿地を回復するために、湿地保全法を制定します。

2010年に生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が日本で開催されることを踏まえ、ホスト国としてふさわしい施策の展開に取り組みます。

クマ被害対策

近年、クマの異常出没が急増し、それに伴う人的被害や農作物被害などが深刻化しています。かつてヒトとクマが共生し得た時代が存在した事実を想起し、①生息地管理②中山間地域の活性化③被害防除を3本柱として、ヒトの安全確保と農作物被害等の防止のための措置を確実に講じながら、可能な限りの生態系の再生・回復に取り組み、クマ被害の抜本的解決を目指します。具体的には、個体の適正管理のための継続的かつ科学的調査・研究の実施、クマ遭遇の未然回避、クマの追い払いなどに効果が期待できるベアドッグの導入などを進めます。

自然環境保護

自然保護地域における管理を様々な主体によって行い、その取り組みを科学的に評価し、フィードバックできる制度を確立します。また、残された価値の高い自然を保護するため、こうした地域の指定を行うとともに、その所有・管理を国・自治体で進め、取得については国の費用で計画的に進めます。各地で行われているナショナル・トラスト運動等の民間の取り組みも積極的に支援します。

改正された自然公園法と自然環境保全法の厳正な執行を監視し、豊かな自然環境の保護を図ることに

より、生物多様性の保全に向けた取り組みを一層進めます。

外来生物対策(移入種対策)

国内の生態系を破壊する外国からの移入種を規制するため、外来生物種規制法に加え、外来生物の生態、被害、利用に係る幅広い情報の収集・整備を行うとともに、生態系等に係る影響を評価する手法を確立します。また、効果的・効率的な防除の実施に係る手法・体制の構築と普及啓発を推進します。予防原則に基づいた移入種規制の強化、非意図的導入(他のものに混ざったりして国内に入ってくる)の実態把握と対応に取り組みます。

動物愛護

動物愛護の徹底に向けた取り組みを一層進めます。特に①動物実験の3R(代替法、数の削減、苦痛の軽減)の明文化②動物虐待に対する罰金増額③動物由来感染症の予防と生態に応じた飼養の努力義務化④移動販売業・理美容業(ペットサロン)の動物取扱業への追加等を進めます。

また、不幸にも捨てられた犬猫が殺処分されないよう、環境整備として犬猫の保護期間の延長、保護施設の拡大、NPO等への譲渡の推進などに尽力します。

循環と共生のまちづくり

循環と共生を一人ひとりの市民が実践するため、地域の歴史的な景観や環境が保全され、その地域の特性に応じて環境と調和した循環型のまちづくりがなされなければなりません。環境負荷の少ない持続可能な社会を目指すための原則を明記するとともに、情報公開と市民参加を徹底した地域主権型のまちづくりのシステムを、都市計画法や建築基準法を抜本改正することによって構築します。

また、省エネルギーのための屋上緑化と美しい都市景観をつくる「都市緑化法(仮称)」の検討を進めます。

里地・里山の保全

地域にある文化や伝統を活かし、地域による自立的管理が可能となる地産地消の経済システムをつくることで、世界に誇ることでできる日本の里地・里山の自然を保全する必要があります。

環境体験学習、エコツーリズム、国産材の利用など消費面を含めた農山村の活性化対策等を導入しながら、ビオトープ(生物生息空間)ネットワークとして整備を進めるとともに、地域の経済・物質循環を推進し、地域やNPO等の活動により維持されてきた

里地・里山特有の自然環境を積極的に評価し、支援する仕組みを確立します。

また、日本の農業を質・量ともに再興し、有機農業の推進などによって育まれる命あふれる健康な大地を取り戻さなければなりません。農薬や化学肥料の使用量を減らし、里地・里山を活用した循環的で地域の生態系(生物多様性)を保全できるような農業を推進します。

海岸の保全

自然状態を保持した海岸は、生物の繁殖・生息の場として、また漁業資源や気候変動の影響の緩和の観点から重要であるにもかかわらず、都市化や工業用地の確保のために、人工海岸が急速に増加しました。現在は少しずつ減少していますが、それでも日本の海岸のおよそ33%が人工海岸となっています。いったん人工海岸としてしまうと、もとの生態系に戻すことは不可能に近く、これ以上の人工海岸化は厳に慎むべきです。特に、干潟と珊瑚礁については、その周辺も含めた保全を図り、日本に残された貴重な自然・生態系を保全します。

憲法

国民の自由闊達な憲法論議を

「憲法とは公権力の行使を制限するために主権者が定める根本規範である」というのが近代立憲主義における憲法の定義です。決して一時の内閣が、その目指すべき社会像や自らの重視する伝統・価値をうたったり、国民に道徳や義務を課したりするための規範ではありません。民主党は、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」という現行憲法の原理は国民の確信によりしっかりと支えられていると考えており、これらを大切にしながら、真に立憲主義を確立し「憲法は国民とともにある」という観点から、現行憲法に足らざる点があれば補い、改めるべき点があれば改めることを国民の皆さんに責任を持って提案していきます。民主党は2005年秋にまとめた「憲法提言」をもとに、今後も国民の皆さんとの自由闊達(かっかつ)な憲法論議を行い、国民の多くの皆さんが改正を求め、かつ、国会内の広範かつ円満な合意形成ができる事項があるかどうか、慎重かつ積極的に検討していきます。

項目名五十音索引

BSE(食の安全・安心に関する行政組織の抜本的改革)……34
CO₂(CO₂の「見える化」の推進)……44
COP15(主導的な気候変動・環境外交の展開)……44
DV防止法(DV防止法の強化)……4
EPA/FTA(経済連携協定/自由貿易協定)……38
EU(欧州・EUとの関係強化)……15
NHK(NHKの改革)……11
NOx(大気汚染対策)……47
NPO(特定非営利活動法人支援税制等の拡充)……21
NPO(NPO活動の促進・支援税制)……1
NPO(NPOバンク、小規模な共済の負担軽減)……18
NPT(核廃絶の先頭に立つ)……16
ODA(ODAの活用、「人間の安全保障」などへの取組み)……16
PFI(PFIの促進および検証)……43
PM2.5(大気汚染対策)……47
SEA(環境影響評価(環境アセスメント)制度の拡充)……45
WTO(WTO交渉の早期妥結)……38
WTO(セーフガード発動の弾力化)……39

あ行

アイヌ民族(アイヌ民族の人権を尊重した総合的施策確立へ)……2
悪徳業者(消費者団体訴訟制度の充実と違法収益はく奪制度の創設)……5
アジア外交の強化……14
アスベスト(アスベスト健康対策)……46
アスベスト(学校安全対策基本法の制定)……23
アスベスト(環境健康被害対策)……45
アスベスト(ノンアスベスト社会の実現)……46
アセスメント(環境調和型公共事業)……45
あっせん(政治家によるあっせん根絶)……10
天下り(天下りの根絶)……6
安保理(国連改革)……16
慰安婦問題(戦後諸課題への取組み)……1
育児・介護休業制度(仕事と家庭の両立支援)……32
諫早湾干拓事業……36
医事紛争(無過失補償制度の創設)……26
医師養成数(医師養成数を1.5倍に増加)……26
石綿(アスベスト健康対策)……46
石綿(ノンアスベスト社会の実現)……46
イスラエル(イスラエル・パレスチナの和平合意に向けて)……15
一括交付金(ひもつき補助金の廃止と一括交付金化)……7
移入種(外来生物対策(移入種対策))……49
犬猫(動物愛護)……49
イノベーション(イノベーションを促す基礎研究成果の実用化環境の整備)……25
医療機関(地域医療を守る医療機関を維持)……27
医療機関(レセプトオンライン請求の原則化)……27
医療技術、医薬品(新しい医療技術、医薬品の保険適用の迅速化)……26
医療従事者(勤務医の就業環境の改善)……26
医療従事者(医療従事者の職能拡大と定員増)……27

医療従事者不足(現役医師の有効活用策で医療従事者不足を軽減)……26

医療(医療の安心・納得・安全)……26
インクルーシブ教育(障害者自立支援法を廃止し、新たに障がい者総合福祉法を制定)……29
インクルーシブ教育(インクルーシブ(共に生き共に学ぶ)教育の推進)……24
インターネット(情報格差の解消)……11
インターネット選挙運動(インターネット選挙運動解禁)……10
インターネット(インターネットを用いたコンテンツの2次利用促進)……12
インターフェロン(肝炎総合対策)……28
インフルエンザ(新型インフルエンザ対策)……28
宇宙開発利用(宇宙開発利用体制の再編一元化)……2
運輸安全委員会(運輸安全委員会の厳正な運用)……43
永住外国人の地方選挙権……10
エコツーリズム(里地・里山の保全)……49
エコツーリズム(環境教育の推進)……45
エネルギー安定供給(エネルギー安定供給体制の確立)……39
エネルギー政策(経済と環境との両立を図るエネルギー政策の確立)……39
冤罪防止(取り調べの可視化、証拠開示徹底による冤罪防止)……12
欧州(欧州・EUとの関係強化)……15
大型公共事業(大型公共事業の見直し)……43
オーナー会社(中小企業支援税制)……20
沖縄政策……2
温室効果ガス(グリーン契約)……45
温室効果ガス(地球温暖化対策基本法の創設)……44

か行

海岸(漂流・漂着ゴミ対策)……48
海岸の保全……49
会計検査院(会計検査院改革)……17
介護(介護サービス基盤の拡充)……28
介護(良質な介護を可能とするマンパワーの充実)……28
介護(家族等介護者に対する実態調査と社会的支援)……28
海賊(海賊対策と海洋の安全確保)……15
ガイダンスカウンセラー(スクールカウンセラーおよびガイダンスカウンセラー制度の充実)……23
外来生物(外来生物対策(移入種対策))……49
科学技術人材(科学技術人材の育成強化)……25
化学物質過敏症(殺虫剤による健康被害(化学物質過敏症や急性中毒等)対策)……46
化学物質(シックハウス対策)……46
化学物質(総合的な化学物質対策)……46
化学物質(土壌汚染対策)……47
学習指導要領(学習指導要領の大綱化)……23
各種学校(専修・各種学校の充実)……24
拡大教科書(拡大教科書の充実)……23
学童保育(学童保育の拡充)……3
核廃絶(核廃絶の先頭に立つ)……16
霞が関(霞が関改革・政と官の抜本的な見直し)……8
過疎地(地方の再生)……8
過疎地(コミュニティの再生・強化)……9

過疎地域(鳥しよ部の揮発油税免除など過疎地域対策)……40	求職者支援(求職者支援など雇用のセーフティネットの拡充)……32
学校安全対策基本法(学校安全対策基本法の制定)……23	給付付き税額控除制度(所得税改革の推進)……19
学校教育環境(学校教育環境の整備)……22	給付付き税額控除制度(給付付き税額控除制度の導入)……19
学校教育(教育予算の充実)……22	教育委員会(中央教育委員会の設置)……22
学校施設耐震化(学校施設耐震化の促進)……23	教育基本法(日本国教育基本法案)……22
学校図書館(学校図書館の整備等)……24	教育の責任(教育の責任の明確化)……22
学校理事会(保護者や地域住民等による「学校理事会」の設置)……22	教育の無償化……22
学校理事会(教育の責任の明確化)……22	教育予算(教育予算の充実)……22
学校理事会(教科書の充実)……23	教員の質(教員の質(養成課程を6年制に)と数の充実)……22
カネミ油症(カネミ油症被害者対策)……46	教員免許制度(教員の質(養成課程を6年制に)と数の充実)……22
株式(公開会社法の制定)……18	教科書(教科書の充実)……23
カロリー(国家戦略目標としての食料自給率向上)……33	教科書バリアフリー法(拡大教科書の充実)……23
川辺川ダム(大型公共事業の見直し)……43	共済(NPOバンク、小規模な共済の負担軽減)……18
肝炎(肝炎総合対策)……28	行政改革(霞が関改革・政と官の抜本的な見直し)……5
環境影響評価(環境調和型公共事業)……45	行政改革(行政刷新会議の設置による国の事業の見直し)……6
環境影響評価(環境影響評価(環境アセスメント)制度の拡充)……45	行政刷新会議(行政刷新会議の設置による国の事業の見直し)……6
環境エネルギー技術(世界最先端の環境エネルギー技術の確立)……26	行政訴訟制度(行政訴訟制度の第2弾改革で行政に対するチェックを強化)……12
環境外交(主導的な気候変動・環境外交の展開)……44	共謀罪(共謀罪を導入せずに国連組織犯罪防止条約を批准)……12
環境教育の推進……45	漁業(資源管理の強化と「漁業所得補償制度」の創設)……33
環境健康被害(環境健康被害対策)……45	漁業(養殖業・内水面漁業に対する支援)……35
環境政策(環境政策(全般))……44	漁村集落(漁村集落の活性化)……33
環境(地球温暖化対策基本法の創設)……44	勤務医(勤務医の就業環境の改善)……26
環境調和型公共事業……45	金融危機(金融危機への対応)……18
環境保全(調査・研究、環境保全制度の充実)……45	金融市場(健全な金融市場の育成)……18
環境保全(環境政策(全般))……44	金融市場(包括的な金融サービス・市場法の制定)……18
観光政策(地域活性化に立脚した観光政策)……40	金融所得課税(金融所得課税改革の推進)……20
韓国(日韓両国の信頼関係の強化)……14	クォータ制(真の男女平等のための基盤づくり)……4
監査機能の強化(自治体の監査機能の充実強化)……8	グッド減税・バッド課税(個別間接税改革の推進)……21
官製談合(官製談合を撲滅)……6	国が行う契約の適正化……6
間接税(個別間接税改革の推進)……21	国直轄事業(国直轄事業の地方負担金制度の廃止)……8
がん(がん対策)……27	クマ被害(クマ被害対策)……48
かんぼの宿(郵政事業の抜本的見直し)……11	グリーン契約……45
官僚(国会審議における官僚依存からの脱却)……10	警察(警察改革)……1
消えた年金(「年金通帳」で「消えない年金」)……29	刑事施設(再犯防止の取り組みの強化)……13
危機管理(危機管理体制の整備)……1	芸術文化(芸術文化・コミュニケーション教育の充実)……24
危機管理庁(災害対策)……2	下水道整備(環境・暮らしにやさしい下水道法等の改正)……40
起業(起業・ベンチャー支援)……38	決算のあり方(決算のあり方の見直し)……17
企業・団体献金(企業・団体献金の全面禁止)……9	研究開発(イノベーションを促す基礎研究成果の実用化環境の整備)……25
危険情報公表法(危険情報公表法の制定)……5	研究開発(中小企業の研究開発力の強化)……25
危険情報公表法(子どもたちが安心・安全に生活できる環境整備)……3	献金(企業・団体献金の全面禁止)……9
気候変動(主導的な気候変動・環境外交の展開)……44	献金(政治献金の規制強化)……9
希少金属(廃ハイテク製品含有希少金属の再資源化体制の構築)……47	健康(アスベスト健康対策)……46
規制緩和(運輸安全委員会の厳正な運用)……43	健康(総合的な化学物質対策)……46
基礎研究(イノベーションを促す基礎研究成果の実用化環境の整備)……25	健康(ノンアスベスト社会の実現)……46
基礎的自治体(地域主権の確立)……7	健康被害(カネミ油症被害者対策)……46
北朝鮮外交(北朝鮮外交の主体的展開)……15	健康被害(殺虫剤による健康被害(化学物質過敏症や急性中毒等)対策)……46
虐待(児童虐待防止対策の充実)……3	原子力行政(安全を最優先した原子力行政)……39
救急搬送・救急医療(救急搬送・救急医療の連携強化)……27	原子力政策(原子力政策に対する基本方針)……39
	減税(租税特別措置透明化法の制定)……20
	建築基準法(循環と共生のまちづくり)……49

原爆症(被爆者援護)……28	国公立大学法人(大学改革と国の支援のあり方)……23
憲法……49	固定価格買い取り制度(固定価格買い取り制度の導入)……44
広域自治体(地域主権の確立)……7	子ども家庭政策(子ども家庭政策の一元的取り組み)……3
公開会社法(公開会社法の制定)……18	子ども手当(月額2万6000円(年額31万2000円)の「子ども手当」創設)……3
公会計(公会計改革(特別会計改革等))……17	子ども手当(所得税改革の推進)……19
高額療養費制度(難治性疾患対策)……28	戸別所得補償(農業者戸別所得補償制度の導入)……32
後期高齢者医療制度(後期高齢者医療制度の廃止と医療保険の一元化)……26	コミュニケーション教育(芸術文化・コミュニケーション教育の充実)……24
公共サービス基本法(国民の視点からの公共サービスの見直し)……9	コミュニティ(コミュニティの再生・強化)……9
公共事業(公共事業改革)……43	雇用就労支援(若者の雇用就労支援)……31
公共事業(大型公共事業の見直し)……43	雇用政策(長期安定雇用を基本とする雇用政策)……30
公共事業(環境調和型公共事業)……45	雇用対策法(募集・採用における年齢差別禁止)……32
公共事業(予算編成のあり方の見直し)……17	
公金検査請求訴訟(行政訴訟制度の第2弾改革で行政に対するチェックを強化)……12	さ行
航空政策(徹底したオープンスカイ政策の推進)……41	サービス(サービスの強引な取り立て行為への規制)……14
公契約(国が行う契約の適正化)……6	災害(災害対策)……2
高校無償化(教育の無償化)……22	債権回収(サービスの強引な取り立て行為への規制)……14
公正取引委員会(官製談合を撲滅)……6	最終処分場(最終処分場の恒久的監視体制の構築)……48
高速道路の無料化……43	再生可能エネルギー(固定価格買い取り制度の導入)……44
公訴時効(「終身刑」の検討を含む刑罰の見直し)……13	再生可能エネルギー(世界最先端の環境エネルギー技術の確立)……26
交通基本法(交通基本法の制定)……41	再生可能エネルギー(地球温暖化対策基本法の創設)……44
交通ビジョン(総合交通ビジョンの実現)……41	財政構造改革(財政構造改革の推進)……17
交通面における環境負荷(交通面における環境負荷の軽減)……42	財政調整(新たな地方財政調整・財源保障制度の創設)……7
校庭の芝生化……25	財政保障(新たな地方財政調整・財源保障制度の創設)……7
公的年金等控除(年金受給者の税負担を軽減する)……30	最低賃金(最低賃金の大幅引き上げ)……31
公的年金等控除(年金課税の見直し)……19	最低保障年金(公平な新しい年金制度を創る)……30
高等教育(高等教育の機会の保障)……23	歳入庁(社会保険庁廃止と歳入庁創設)……30
公務員制度(公務員制度の抜本改革)……6	裁判員制度(裁判員制度の円滑な実施に向けた環境整備)……12
高齢化(高齢化など社会環境に対応したまちづくり)……40	再犯防止(再犯防止の取り組みの強化)……13
国際連帯税(国際連帯税の検討)……21	殺虫剤(殺虫剤による健康被害(化学物質過敏症や急性中毒等)対策)……46
国税不服審判(国税不服審判のあり方の見直し)……19	
国籍選択制度(国籍選択制度の見直し)……13	参議院改革(参議院選挙制度の抜本的改革)……10
国土政策(地方の特性を生かした国土政策)……39	産業廃棄物(不法投棄事案対策)……48
国内排出量取引市場(実効ある国内排出量取引市場の創設と地球温暖化対策税の創設)……44	珊瑚礁(海岸の保全)……49
国民健康保険(後期高齢者医療制度の廃止と医療保険の一元化)……26	暫定税率(道路行政等の抜本改革)……43
	死因究明制度(死因究明制度改革の推進)……13
国民投票法(選挙権年齢の引き下げ)……10	自衛権の行使(自衛権の行使は専守防衛に限定)……16
国民投票法(成年年齢の18歳への引き下げ)……13	自衛隊(海賊対策と海洋の安全確保)……15
国有林野事業(国有林野事業の改革)……35	歯科医療(歯科医療改革)……27
国立追悼施設(靖国問題・国立追悼施設の建立)……1	事業規制(事業規制の原則撤廃と次世代競争力の確保)……38
国連改革……16	死刑制度(「終身刑」の検討を含む刑罰の見直し)……13
国連組織犯罪防止条約(共謀罪を導入せずに国連組織犯罪防止条約を批准)……12	資源管理(資源管理の強化と「漁業所得補償制度」の創設)……33
国連難民高等弁務官事務所(難民認定委員会の創設・難民の生活支援)……14	仕事と家庭生活の両立(ワークライフバランスの実現)……32
国連平和活動(国連平和活動への積極参加)……17	仕事と家庭の両立支援……32
戸籍(性同一性障がい者の人権を尊重)……13	事故防止(子どもたちが安心・安全に生活できる環境整備)……3
国会改革(国会審議における官僚依存からの脱却)……10	自殺予防(自殺予防対策)……1
国会議員(参議院選挙制度の抜本的改革)……10	地震(災害対策)……2
国会議員(衆議院の定数80削減)……10	地震防災対策(学校施設耐震化の促進)……23
国家公務員(地方分権推進と国家公務員総人件費の削減)……6	自然環境(水循環の確保)……47
	自然環境保護……48
	自治体の監査機能(自治体の監査機能の充実強化)……8
	自治体(地域主権の確立)……7

自治体(法律や政省令による義務付け・枠付け等の見直し)……7	小児医療(安心して産み育てることのできる医療)……27
シックハウス(シックハウス対策)……46	少年犯罪(少年犯罪の防止)……13
シティマネージャー(住民自らによるガバナンス形態の決定)……8	少年法(成年年齢の18歳への引き下げ)……13
児童虐待(児童虐待防止対策の充実)……3	消費者(危険情報公表法の制定)……5
自動車関連諸税(自動車関連諸税の整理、道路特定財源の一般財源化、地球温暖化対策税)……21	消費者(地方消費生活相談行政の強化、拡充)……5
児童扶養手当(ひとり親家庭への自立支援策の拡充)……4	消費者団体訴訟制度(消費者団体訴訟制度の充実と違法収益はく奪制度の創設)……5
児童ポルノ(性的虐待・性的搾取から子どもを守る)……3	消費税(消費税改革の推進)……20
芝生化(校庭の芝生化)……25	消費税(徴税の適正化)……21
シビリアン・コントロール(情報の収集分析・管理保全の適正化)……16	情報格差(情報格差の解消)……11
シビリアン・コントロール(防衛省改革)……17	職業能力開発支援(若年層から中高年層まで職業能力開発支援)……31
シビリアン・コントロール(ミサイル防衛への対応)……16	食の安全・安心(食の安全・安心に関する行政組織の抜本的改革)……34
シベリア抑留者(戦後諸課題への取り組み)……1	食の安全(食品のトレーサビリティ(追跡可能性)・システムの導入)……34
社会保険庁(財政構造改革の推進)……17	食の安全(食品表示の拡大等)……34
社会保険庁(年金保険料は年金給付以外に使わない)……30	食の安全(トレーサビリティ(追跡可能性)等とリンクした輸入検疫体制の強化等)……34
社会保障(消費税改革の推進)……20	食料自給率(畜産・酪農を対象とする所得補償制度の導入)……33
社会保障(税・社会保障共通の番号の導入)……19	食料自給率(国家戦略目標としての食料自給率向上)……33
社会保障制度(国の責任で社会保障制度を維持発展)……26	食料自給率(農業者戸別所得補償制度の導入)……32
社会保険庁廃止と歳入庁創設……30	女性(生涯を通じた女性の健康保障)……4
銃器犯罪(総合的な銃器犯罪対策の推進)……2	女性(女性も安心な年金制度の確立)……4
重国籍(国籍選択制度の見直し)……13	所得控除(給付付き税額控除制度の導入)……19
周産期医療(安心して産み育てることのできる医療)……27	所得税(所得税改革の推進)……19
収支報告書(政治資金の透明化)……9	所得比例年金(公平な新しい年金制度を創る)……30
終身刑(「終身刑」の検討を含む刑罰の見直し)……13	私立学校(私立学校の振興)……23
住宅(安心取引で中古・リフォーム・賃貸市場を活性化)……41	新型インフルエンザ(新型インフルエンザ対策)……28
住宅政策(「住」の大切さ、可能性を重視した政策の展開)……40	人権侵害救済機関(人権侵害救済機関の創設)……14
住宅(地球と人に優しい家づくり)……41	人工海岸(海岸の保全)……49
住宅(木造住宅と国産材の振興で地域に息づく家づくり)……41	新司法試験(法曹養成制度の検証と司法制度改革の推進)……12
住宅ローン減税(住宅ローン減税等)……19	人道復興支援(テロ根絶と平和構築に向けて)……15
住民(住民自らによるガバナンス形態の決定)……8	信用保証(金融危機への対応)……18
住民(コミュニティの再生・強化)……9	森林管理(「森林管理・環境保全直接支払制度」の導入による森林収源対策等の確実な実行)……33
住民投票(住民投票による民意のくみ上げ)……8	随意契約(国が行う契約の適正化)……6
受信料(NHKの改革)……11	水産(水産に関するトレーサビリティ(追跡可能性)・システムの導入)……35
酒税(酒税・たばこ税)……21	水田農業(水田農業の再生と米の安定供給体制の確立)……34
首長(首長の多選制限)……10	スーパーサイエンスハイスクール(科学技術人材の育成強化)……25
出産時助成金(出産時助成金の支給)……3	スクールカウンセラー(スクールカウンセラーおよびガイダンスカウンセラー制度の充実)……23
出産(出産・子育てにかかる経済的・精神的負担の軽減)……2	スポーツ基本法(スポーツ基本法の制定)……24
出産(安心して産み育てることのできる医療)……27	スポーツ(スポーツ医学振興政策)……25
循環型(循環と共生のまちづくり)……49	スポーツ(世界レベルでのスポーツを推進)……25
循環型社会(環境政策(全般))……44	スポーツ(地域スポーツリーダーの育成)……25
省エネ(環境政策(全般))……44	スポーツ(地域密着型の拠点づくりを推進)……24
省エネ(住宅ローン減税等)……19	スマートグリッド(固定価格買い取り制度の導入)……44
生涯学習(生涯学習の充実)……24	税・社会保障共通の番号(税・社会保障共通の番号の導入)……19
障がい者(インクルーシブ(共に生き共に学ぶ)教育の推進)……24	生活習慣病(スポーツ医学振興政策)……25
障がい者(障がい者差別禁止)……1	生活保護制度(生活保護制度の充実)……29
障害者自立支援法(障害者自立支援法を廃止し、新たに障がい者総合福祉法を制定)……29	生活保護(ホームレス自立支援)……29
障がい者(無年金障がい者救済の拡充)……30	
奨学金制度(奨学金制度改革)……23	
証券税制(金融所得課税改革の推進)……20	
証券取引等監視委員会(健全な金融市場の育成)……18	
証拠開示(取り調べの可視化、証拠開示徹底による冤罪防止)……12	
商店街(中心市街地・商店街の活性化)……38	

性差医療(生涯を通じた女性の健康保障)……4	竹島問題(領土問題の早期解決)……15
政治家(いわゆる世襲政治からの脱却)……9	多選制限(首長の多選制限)……10
政治家(政治家によるあっせん根絶)……10	縦割り行政(子ども家庭政策の一元的取り組み)……3
政治献金の規制強化……9	縦割り行政(予算編成のあり方の見直し)……17
政治資金(企業・団体献金の全面禁止)……9	縦割り行政(中小企業政策の強力な推進)……36
政治資金(政治資金の透明化)……9	たばこ税(酒税・たばこ税)……21
生殖補助医療(生殖補助医療に係わる法整備)……4	ダム(環境調和型公共事業)……45
税制改正(税制改正過程の抜本改革)……18	男女共同参画(男女共同参画の視点に立った国際協調)……4
生態系(外来生物対策(移入種対策))……49	男女平等(真の男女平等のための基盤づくり)……4
性的虐待・性的搾取(性的虐待・性的搾取から子どもを守る)……3	治安(治安対策)……1
性同一性障がい者(性同一性障がい者の人権を尊重)……13	地域医療(地域医療を守る医療機関を維持)……27
成年年齢(選挙権年齢の引き下げ)……10	地域金融円滑化法(地域金融円滑化法の制定)……18
成年年齢(成年年齢の18歳への引き下げ)……13	地域経済(地域経済の活性化)……38
政府開発援助(ODAの活用、「人間の安全保障」などへの取り組み)……16	地域主権の確立……7
政府開発援助(主導的な気候変動・環境外交の展開)……44	地域主権(住民自らによるガバナンス形態の決定)……8
政府開発援助(男女共同参画の視点に立った国際協調)……4	地域スポーツリーダー(地域スポーツリーダーの育成)……25
政府税制調査会(税制改正過程の抜本改革)……18	地域密着型の拠点づくりを推進……24
生物多様性(生物多様性の保全(野生生物保護))……48	地球温暖化(経済と環境との両立を図るエネルギー政策の確立)……39
政令指定都市(地域主権の確立)……7	地球温暖化(CO ₂ の「見える化」の推進)……44
セーフガード(セーフガード発動の弾力化)……39	地球温暖化対策基本法(地球温暖化対策基本法の創設)……44
セーフティネット(国の責任で社会保障制度を維持発展)……26	地球温暖化(実効ある国内排出量取引市場の創設と地球温暖化対策税の創設)……44
セーフティネット(生活保護制度の充実)……29	地球温暖化(主導的な気候変動・環境外交の展開)……44
セーフティネット(求職者支援など雇用のセーフティネットの拡充)……32	地球温暖化対策税(自動車関連諸税の整理、道路特定財源の一般財源化、地球温暖化対策税)……21
石綿(アスベスト健康対策)……46	畜産・酪農(畜産・酪農を対象とする所得補償制度の導入)……33
石綿(ノンアスベスト社会の実現)……46	地上デジタル放送(地上デジタル放送への円滑な移行)……11
世襲制限(いわゆる世襲政治からの脱却)……9	治水政策(治水政策の転換(みどりのダム構想))……43
選挙(インターネット選挙運動解禁)……10	地図整備(登記所の地図整備を推進)……14
選挙権(選挙権年齢の引き下げ)……10	知的財産立国(知的財産立国の実現)……38
選挙(電子投票制度の導入)……10	地方議会(住民自らによるガバナンス形態の決定)……8
戦後諸課題(戦後諸課題への取り組み)……1	地方財政(国直轄事業の地方負担金制度の廃止)……8
専修・各種学校(専修・各種学校の充実)……24	地方財政(新たな地方財政調整・財源保障制度の創設)……7
先住民(アイヌ民族の人権を尊重した総合的施策確立へ)……2	地方自治(ひもつき補助金の廃止と一括交付金化)……7
専守防衛(自衛権の行使は専守防衛に限定)……16	地方消費生活相談(地方消費生活相談行政の強化、拡充)……5
専守防衛(情報の収集分析・管理保全の適正化)……16	地方の再生……8
選択的夫婦別姓(選択的夫婦別姓の早期実現)……5	地方負担金制度(国直轄事業の地方負担金制度の廃止)……8
総合交通ビジョン(総合交通ビジョンの実現)……41	地方分権(地方分権推進と国家公務員総人件費の削減)……6
相続税(相続税・贈与税改革の推進)……21	嫡出推定(嫡出推定制度の改善)……5
贈与税(相続税・贈与税改革の推進)……21	中央教育委員会(中央教育委員会の設置)……22
租税特別措置透明化法(租税特別措置透明化法の制定)……20	中国(日中関係のさらなる深化)……15
租税特別措置(法人税改革の推進)……20	中国残留邦人支援……29
た行	中国(台湾との交流)……15
ダイオキシン(カネミ油症被害者対策)……46	中山間地域(クマ被害対策)……48
大学医学部(医師養成数を1.5倍に増加)……26	中小企業金融(中小企業金融の円滑化)……37
大学改革(大学改革と国の支援のあり方)……23	中小企業憲章(中小企業憲章の制定)……36
大学(高等教育の機会の保障)……23	中小企業(公正な市場環境の整備・「中小企業いじめ防止法」の制定)……37
大学(奨学金制度改革)……23	中小企業支援策(中小企業支援策としての人材育成・職業訓練の充実)……37
大気汚染(大気汚染対策)……47	中小企業支援税制……20
待機児童(保育サービスの充実)……3	中小企業支援予算(中小企業支援予算3倍増)……37
台湾(台湾との交流)……15	中小企業政策(中小企業政策の強力な推進)……36
タクシー行政(タクシー行政の抜本改革と地域公共交通の活性化)……42	

中小企業(地域金融円滑化法の制定)……18
 中小企業(地域の産業と雇用を守る中小・小規模企業支援税制)……37
 中小企業(中小企業の技術力の発揮と向上)……37
 中小企業(中小企業の声に耳を傾ける仕組みづくり)……37
 中小企業の海外進出(中小企業の海外進出支援)……37
 中小企業の研究開発力(中小企業の研究開発力の強化)……25
 中小企業向け金融検査マニュアル(中小企業向け金融検査マニュアルの弾力化)……18
 中小建設事業者(中小建設事業者対策)……43
 中小零細企業(最低賃金の大幅引き上げ)……31
 中東和平(イスラエル・パレスチナの和平合意に向けて)……15
 徴税(徴税の適正化)……21
 著作権(インターネットを用いたコンテンツの2次利用促進)……12
 通信・放送委員会(通信・放送委員会(日本版FCC)の設置)……11
 通信・放送行政(通信・放送行政の改革)……11
 定住外国人(永住外国人の地方選挙権)……10
 定数削減(衆議院の定数80削減)……10
 定数削減(参議院選挙制度の抜本的改革)……10
 鉄道政策(鉄道政策と鉄道外交の推進)……42
 テレビ(インターネットを用いたコンテンツの2次利用促進)……12
 テレビ(地上デジタル放送への円滑な移行)……11
 テロ(危機管理体制の整備)……1
 テロ根絶(テロ根絶と平和構築に向けて)……15
 電子投票制度(電子投票制度の導入)……10
 伝統文化(伝統文化の保存・継承・振興)……24
 電波の有効利用……11
 登記所(登記所の地図整備を推進)……14
 投資家保護(包括的な金融サービス・市場法の制定)……18
 道州(地域主権の確立)……7
 島しょ部(島しょ部の揮発油税免除など過疎地域対策)……40
 動物愛護……49
 道路行政(道路行政等の抜本改革)……43
 道路特定財源(自動車関連諸税の整理、道路特定財源の一般財源化、地球温暖化対策税)……21
 ドーピング(世界レベルでのスポーツを推進)……25
 独占禁止法(官製談合を撲滅)……6
 ドクターヘリ(救急搬送・救急医療の連携強化)……27
 特定非営利活動法人(NPO活動の促進・支援税制)……1
 特定非営利活動法人支援税制(特定非営利活動法人支援税制等の拡充)……21
 特別会計(公会計改革(特別会計改革等))……17
 独立行政法人(独立行政法人改革)……6
 都市計画法(循環と共生のまちづくり)……49
 土壌汚染(土壌汚染対策)……47
 途上国(国際連帯税の検討)……21
 都市緑化法(循環と共生のまちづくり)……49
 都道府県(地域主権の確立)……7
 取り調べの可視化(取り調べの可視化、証拠開示徹底による冤罪防止)……12
 取り調べの全過程の録音・録画による可視化(裁判員制度の円滑な実施に向けた環境整備)……12

トレーサビリティ・システム(食品のトレーサビリティ(追跡可能性)・システムの導入)……34
 トレーサビリティ(水産に関するトレーサビリティ(追跡可能性)・システムの導入)……35
 トレーサビリティ(トレーサビリティ(追跡可能性)等とリンクした輸入検疫体制の強化等)……34

な行

内定取り消し(内定取り消しを規制する法の整備)……32
 ナショナル・トラスト(自然環境保護)……48
 難治性疾患(難治性疾患対策)……28
 難民(難民認定委員会の創設・難民の生活支援)……14
 二重行政(地域主権の確立)……7
 日米同盟(新時代の日米同盟の確立)……14
 日露関係(日露関係の深化)……15
 日韓関係(日韓両国の信頼関係の強化)……14
 日中関係(日中関係のさらなる深化)……15
 日朝国交正常化(戦後諸課題への取り組み)……1
 日本語教育(国内外における日本語教育の充実)……24
 日本国教育基本法案……22
 日本郵政(郵政事業の抜本的見直し)……11
 年金課税(年金課税の見直し)……19
 年金受給者の税負担(年金受給者の税負担を軽減する)……30
 年金(女性も安心な年金制度の確立)……4
 年金制度(公平な新しい年金制度を創る)……30
 年金通帳(「年金通帳」で「消えない年金」)……29
 年金保険料(年金保険料は年金給付以外に使わない)……30
 年末調整(納税者権利憲章の制定と更正期間制限の見直し)……19
 年齢差別(募集・採用における年齢差別禁止)……32
 農業者戸別所得補償制度(農業者戸別所得補償制度の導入)……32
 農協(農協等の改革)……36
 農業(都市型農業の振興)……36
 農山漁村(教育、医療・介護の場としての農山漁村の活用)……36
 農山漁村(農山漁村を支える女性の支援)……36
 農山漁村の「6次産業化」……35
 納税者権利憲章(納税者権利憲章の制定と更正期間制限の見直し)……19

納税者(国税不服審判のあり方の見直し)……19
 農村集落(直接支払いを通じた農村集落への支援)……33
 農地制度(農地制度の改革)……35
 農地制度(農地制度の当面の改革方向)……35
 農地(農地総量の目標設定)……34

は行

歯(歯科医療改革)……27
 バイオマス(バイオマスを基軸とする新たな産業の振興と農山漁村地域の活性化)……36
 廃棄物・リサイクル(総合的な廃棄物・リサイクル対策)……47
 廃棄物(最終処分場の恒久的監視体制の構築)……48
 廃棄物(不法投棄事案対策)……48
 廃棄物(離島の廃棄物対策の推進)……48
 配偶者からの暴力(DV防止法の強化)……4
 配偶者控除(月額2万6000円(年額31万2000円)の「子ども手当」創設)……3

配偶者控除(所得税改革の推進)……19
派遣労働者(労働者派遣法の抜本見直し)……31
歯(歯科医療改革)……27
バリアフリー化(住宅ローン減税等)……19
パレスチナ(イスラエル・パレスチナの和平合意に向けて)……15
犯罪(警察改革)……1
犯罪(死因究明制度改革の推進)……13
ビオトープ(里地・里山の保全)……49
東アジア共同体(アジア外交の強化)……14
干潟(海岸の保全)……49
非行少年(少年犯罪の防止)……13
被災者(災害対策)……2
非正規雇用(若年層から中高年層まで職業能力開発支援)……31
非正規労働者(非正規労働者の労働条件確保)……31
地域主権(人にやさしい地域主権のまちづくり)……40
ひとり親家庭(ひとり親家庭への自立支援策の拡充)……4
被爆者援護……28
ひもつき補助金(ひもつき補助金の廃止と一括交付金)……7
夫婦別姓(選択的夫婦別姓の早期実現)……5
物流(産業政策としての物流)……42
不妊治療(生殖補助医療に係る法整備)……4
不法投棄(不法投棄事案対策)……48
扶養控除(月額2万6000円(年額31万2000円)の「子ども手当」創設)……3
扶養控除(所得税改革の推進)……19
プライバシー(治安対策)……1
プライベート・ファイナンス・イニシアチブ(PFI)の促進および 検証)……43
不良債権(中小企業向け金融検査マニュアルの弾力化)……18
米軍(沖縄政策)……2
米軍(新時代の日米同盟の確立)……14
米国(新時代の日米同盟の確立)……14
ペット(動物愛護)……49
ベンチャー(起業・ベンチャー支援)……38
保育サービスの充実……3
保育所(子ども家庭政策の一元的取り組み)……3
防衛省(防衛省改革)……17
法人税(法人税改革の推進)……20
放送(通信・放送行政の改革)……11
法曹養成(法曹養成制度の検証と司法制度改革の推進)……12
法律(法律や政省令による義務付け・枠付け等の見直し)……7
暴力団(総合的な銃器犯罪対策の推進)……2
ホームヘルパー(良質な介護を可能とするマンパワーの充実)……28
ホームレス自立支援……29
補完性の原理(地域主権の確立)……7
捕鯨対策……35
保険業法(NPOバンク、小規模な共済の負担軽減)……18
保護者(保護者や地域住民等による「学校理事会」の設置)……22
母子加算(生活保護制度の充実)……29
補助金(ひもつき補助金の廃止と一括交付金)……7
北方領土問題……2
北方領土問題(戦後諸課題への取り組み)……1
北方領土(領土問題の早期解決)……15

ま行

まちづくり(中心市街地・商店街の活性化)……38
まちづくり(高齢化など社会環境に対応したまちづくり)……40
まちづくり(循環と共生のまちづくり)……49
まちづくり(人にやさしい地域主権のまちづくり)……40
麻薬・薬物対策……29
ミサイル防衛(ミサイル防衛への対応)……16
水(水循環の確保)……47
みどりのダム構想(「森林管理・環境保全直接支払制度」の導入によ る森林吸収源対策等の確実な実行)……33
みどりのダム構想(治水政策の転換(みどりのダム構想))……43
水俣病(環境健康被害対策)……45
水俣病問題(水俣病問題対策)……45
民主的統制(国連平和活動への積極参加)……17
民法改正(選択的夫婦別姓の早期実現)……5
民法改正(嫡出推定制度の改善)……5
民法(成年年齢の18歳への引き下げ)……13
無過失補償制度(無過失補償制度の創設)……26
ムダづかい(国が行う契約の適正化)……6
ムダづかい(独立行政法人改革)……6
ムダづかい(天下りの根絶)……6
ムダづかい(公会計改革(特別会計改革等))……17
無年金障がい者(無年金障がい者救済の拡充)……30
メディエーター(医療の安心・納得・安全)……26
木材産業(木材産業の活性化と木質バイオマス利活用の推進)……35
ものづくり政策(ものづくり政策の推進)……38

や行

薬剤師(医療従事者の職能拡大と定員増)……27
薬物対策(麻薬・薬物対策)……29
野菜・果樹(野菜・果樹等に対する新たな支援措置の確立)……33
靖国問題(靖国問題・国立追悼施設の建立)……1
野生動物保護(生物多様性の保全(野生生物保護))……48
ハツ場ダム(大型公共事業の見直し)……43
有害情報(有害情報から子どもを守る)……3
郵政事業の抜本的見直し……11
養殖業(養殖業・内水面漁業に対する支援)……35
幼稚園(子ども家庭政策の一元的取り組み)……3
予決令(決算のあり方を見直し)……17
予算編成(予算編成のあり方を見直し)……17

ら行

拉致問題(戦後諸課題への取り組み)……1
拉致問題(北朝鮮外交の主體的展開)……15
リカレント教育(生涯学習の充実)……24
リサイクル(環境政策(全般))……44
リサイクル(総合的な廃棄物・リサイクル対策)……47
離島(離島の廃棄物対策の推進)……48
離島(漂流・漂着ゴミ対策)……48
領土問題(領土問題の早期解決)……15
林業(路網の整備と林業機械の導入による林業経営の安定化)……35

臨床研修(臨床研修の充実)……	26
レアメタル(廃ハイテク製品含有希少金属の再資源化体制の構築)	……47
レセプトオンライン請求(レセプトオンライン請求の原則化)	……27
労働基本権(公務員制度の抜本改革)……	6
労働契約法(内定取り消しを規制する法の整備)……	32
労働契約法(非正規労働者の労働条件確保)……	31
労働契約法(労働契約法に基づく労使紛争の予防と解決)……	31
労働者派遣法(労働者派遣法の抜本見直し)……	31
労働政策(長期安定雇用を基本とする雇用政策)……	30
老年者控除(年金課税の見直し)……	19
老年者控除(年金受給者の税負担を軽減する)……	30
6者協議(日露関係の深化)……	15
6者協議(日中関係のさらなる深化)……	15
ロシア(北方領土問題)……	2
ロシア(日露関係の深化)……	15
ワークライフバランス(ワークライフバランスの実現)……	32
ワークライフバランス(労働契約法に基づく労使紛争の予防と解決)	……31
わ行	
若者(若者の雇用就労支援)……	31

この政策集は、民主党の政策議論の到達点を 2009 年 7 月 17 日現在でまとめたものです。

民主党政策集 INDEX2009

発行日 2009 年 7 月 23 日

発行 民主党

民主党本部 〒 100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-1

電話 03-3595-9988 (代)



www.dpj.or.jp